

目 次

○第1号（2月27日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	7
◇生方勇二君	7
◇波多野佐和子君	15
◇南 千晴君	28
◇齊藤将史君	40
◇須田仁美君	48
日程第 5 陳情について	61
散 会	61

○第2号（2月28日）

議事日程 第2号	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	65
欠席議員	65
説明のため出席した者	65
事務局職員出席者	65
開 議	66
日程第 1 一般質問について	66
◇中島由美子君	66

日程第 2	議案第 4号	榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 1
日程第 3	議案第 5号	榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 3
日程第 4	議案第 6号	榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 4
日程第 5	議案第 7号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 6
日程第 6	議案第 8号	榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について……………	8 7
日程第 7	議案第 9号	村道の路線の認定について……………	8 8
日程第 8	議案第10号	村道の路線の変更について……………	8 8
日程第 9	議案第11号	令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について……………	9 0
日程第10	議案第12号	令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について……………	9 7
日程第11	議案第13号	令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について……………	9 9
日程第12	議案第14号	令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について……………	1 0 1
日程第13	議案第15号	令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について……………	1 0 4
日程第14	議案第16号	令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について……………	1 0 6
日程第15	議案第17号	令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について……………	1 0 7
日程第16	議案第18号	令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について……………	1 0 9
日程第17	議案第19号	令和5年度榛東村一般会計予算について……………	1 1 1
日程第18	議案第20号	令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算について……………	1 1 6

日程第 19	議案第 21 号	令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	1 1 8
日程第 20	議案第 22 号	令和 5 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	1 1 9
日程第 21	議案第 23 号	令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につい て……………	1 2 1
日程第 22	議案第 24 号	令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	1 2 3
日程第 23	議案第 25 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	1 2 4
日程第 24	議案第 26 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計予算について……………	1 2 7
日程第 25	報告第 1 号	専決処分について（群馬県市町村総合事務組合の規 約変更に関する協議）……………	1 3 0
日程の追加……………			1 3 1
追加日程第 1	議案第 40 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 3 2
追加日程第 2	議案第 41 号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1 3 2
散 会……………			1 3 3

○第 3 号（3 月 14 日）

議事日程 第 3 号……………	1 3 5		
本日の会議に付した事件……………	1 3 6		
出席議員……………	1 3 7		
欠席議員……………	1 3 7		
説明のため出席した者……………	1 3 7		
事務局職員出席者……………	1 3 7		
開 議……………	1 3 8		
日程第 1	議案第 27 号	公平委員会委員の選任について……………	1 3 8
日程第 2	議案第 28 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 9
日程第 3	議案第 29 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 9
日程第 4	議案第 30 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 9
日程第 5	議案第 31 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 9
日程第 6	議案第 32 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 9
日程第 7	議案第 33 号	農業委員会委員の任命について……………	1 3 9

日程第 8	議案第 34号	農業委員会委員の任命について	139
日程第 9	議案第 35号	農業委員会委員の任命について	139
日程第10	議案第 36号	農業委員会委員の任命について	139
日程第11	議案第 37号	農業委員会委員の任命について	139
日程第12	議案第 38号	農業委員会委員の任命について	139
日程第13	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）		142
日程第14	議案第 4号	榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	143
日程第15	議案第 5号	榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	144
日程第16	議案第 6号	榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	145
日程第17	議案第 7号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	145
日程第18	議案第 40号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	146
日程第19	議案第 41号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	146
日程第20	委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）		147
日程第21	議案第 9号	村道の路線の認定について	147
日程第22	議案第10号	村道の路線の変更について	148
日程第23	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）		148
日程第24	議案第11号	令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について	150
日程第25	議案第12号	令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	151
日程第26	議案第13号	令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	151
日程第27	議案第14号	令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3	

	号) について……………	1 5 2
日程第 2 8	議案第 1 5 号 令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号) について……………	1 5 3
日程第 2 9	議案第 1 6 号 令和 4 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 2 号) について……………	1 5 4
日程第 3 0	議案第 1 7 号 令和 4 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 5 号) について……………	1 5 5
日程第 3 1	議案第 1 8 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計補正予算 (第 5 号) について……………	1 5 5
日程第 3 2	議案第 1 9 号 令和 5 年度榛東村一般会計予算について……………	1 5 6
日程第 3 3	発委第 1 号 令和 5 年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書 の提出について……………	1 5 9
日程第 3 4	委員長議案審査報告 (総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告) ……………	1 6 0
日程第 3 5	議案第 2 0 号 令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて……………	1 6 2
日程第 3 6	議案第 2 1 号 令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	1 6 2
日程第 3 7	議案第 2 2 号 令和 5 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	1 6 3
日程第 3 8	議案第 2 3 号 令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて……………	1 6 4
日程第 3 9	議案第 2 4 号 令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	1 6 5
日程第 4 0	議案第 2 5 号 令和 5 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	1 6 6
日程第 4 1	議案第 2 6 号 令和 5 年度榛東村下水道事業会計予算について……………	1 6 6
日程第 4 2	選挙第 1 号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につ いて……………	1 6 7
日程第 4 3	委員会の閉会中の継続審査について (総務産業建設常任委員会) ……………	1 6 8
日程第 4 4	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 6 9
日程第 4 5	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 6 9
日程第 4 6	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 6 9
日程第 4 7	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 6 9
日程第 4 8	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	1 6 9

日程の追加	170
追加日程第1 南千晴議員の議員辞職の件について	170
追加日程第2 小山久利議員の議員辞職の件について	172
追加日程第3 議長選挙について	173
追加日程第4 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙について	175
議長挨拶	176
閉 会	176

令和 5 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

2月27日 (月)

令和5年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

令和5年2月27日（月曜日）

議事日程 第1号

令和5年2月27日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
産業振興課長	山口 誠一 君	建設課長	狩野 宏記 君
上下水道課長	富澤 光彦 君	会計課長	浅見 英一 君
教 育 長	青木 芳弘 君	教育委員会 教務局長	足達 哲也 君

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和5年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し心より御礼申し上げます。

早いもので、今年度も一月を残すところとなり、日に日に春が近づいていると感じる今日この頃でございます。

さて、今年度、第37回町村議会広報全国コンクールにおいて、本村議会だより98号が表紙デザイン賞、金賞を受賞いたしました。これはひとえに広報委員会をはじめ、各議員並びに議会だよりモニターの方々、たくさんの村民の方々、関係者の皆様のご理解、ご協力のおかげと心から感謝申し上げる次第でございます。今後も村政や議会活動について正確に分かりやすく発信できるよう努めてまいり所存でございます。

それでは、ただいまから令和5年第1回定例会を開会いたします。

今定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であるとともに、各種条例の改正や今年度事業の進捗状況による予算の整理のほか、村政の重要な案件が上程されております。議員各位におかれましては、格別なる精励をもって審議をお願いするとともに、村長をはじめ執行部各位におかれましては、各段のご協力をお願いいたします。

以上で開会の挨拶といたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、7番善養寺孝議員、10番清水健一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期については、本日から3月14日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明申し上げます。

1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い議案36件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果報告でございますが、令和4年11月分及び12月分の検査結果を配付いたしました。後ほどご確認ください。

3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会及び4、群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

以上です。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がございましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和5年第1回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいというように思います。

本日、議員各位の出席をいただき、定例村議会が開会できますことは、まずもって心から感謝申し上げます。

さて、今定例会に上程させていただく議案について、その太宗を申し上げたいというように思います。

初めに、令和5年度予算であります。限られた財源を必要な施策に効果的に投入いたしまして、引き続き健全財政を維持していきながら住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ自治体運営の基本に基づきまして、榛東村総合計画をはじめとする各種計画における主要事業などに集中して取り組むことを基本方針として、予算編成をさせてもらったところでございます。

令和5年度の一般会計と特別会計、企業会計を合わせた予算総額であります。歳出ベースで133億7,544万円となりまして、令和4年度の当初予算に比べまして28億6,026万2,000円、率にして27.2%の増となっております。

一般会計の予算総額は86億8,700万円で、前年度に比べまして24億2,460万円、38.7%の増となりまして、過去最高額の予算となったところでございます。

歳入の見積りに当たっては、国の予算編成の動向、あるいは地方財政計画などによりまして、各事業における財源の積極的な確保をするよう努めたところでございます。

まず、村税につきましては、村税として16億284万5,000円で、前年度と比べまして1,154万7,000円、0.7%の増となったところでございます。

地方交付税であります。普通交付税については前年度の交付実績、あるいは令和5年度の地方財政計画等を勘案しまして、前年度から1億円増の14億円を見込んだところでございます。

また、特別会計につきましては、前年度に比べまして2,000万円増、1億4,000万円としたところでございます。

村債は、地方交付税の繰上げ分である臨時財政対策債と南小学校校舎の長寿命化工事の財源として1億8,150万円を計上しております。

最終的な財源不足は3億5,783万8,000円となりまして、財政調整基金からの繰入れで対応したところでございます。

次に、歳出であります。平成27年度に策定いたしました第6次榛東村総合計画において、村の10年後の将来像を「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」と掲げましたところでございます。これにつきましては、乳幼児からお年寄りまで、生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉を誰もが享受できまして、子どもは夢を抱き、夢に向かって歩むことができる環境を全村一体となつてつくり出していく意気込みで表明したものでございます。

第6次総合計画の計画年次は、令和7年度まででありまして、令和5年度から総仕上げの3年間となります。全施策の共通目標は「心かよいあう思いやりのむらづくり」でありまして、施策の大綱として6本の柱立てをしておりますが、この6本の柱ごとに令和5年度の主要事業を申し上げたいというように思います。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」といたしまして、地域福祉、障害者福祉についてこれからの支援や活動の目標となる計画策定を現在行っておりますが、これらを完成させるところでございます。また、乳幼児の子育て支援、保育の充実などを計画的に行うために子ども・子育て支援事業の策定に着手するとともに、待機児童対策に大きく寄与する新たな民営保育園の建設費補助を行うところでございます。保健分野では新たに带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うとともに、各種予防教室、検診等の受診者を対象として健康ポイントを付与しまして、村民の健康づくりをサポートしていく所存でございます。なお、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、どのように行

っていくか、現在、国において細部の検討が行われているところではありますが、新年度においても全額公費負担による接種を行う見込みであることから、必要な体制を維持していくこととしております。

次に、「人と文化を育むむらづくり」として小中学校に学習支援員を引き続き配置するほか、GIGAスクール構想として整備したタブレットについても必要経費を計上し、その活用に努めていただくこととしております。また、建設から45年が経過する南小学校校舎について長寿命化工事を実施するとともに、総合施設、これは防災拠点施設でございますが、これについて財源を確保しつつ、建築工事の予算を計上いたしました。令和7年9月のオープンに向けまして計画的に事業を進めていくということで考えております。一般県道の南新井前橋線バイパス、いわゆる上毛大橋延伸道路は現在4期工区、これは2,570メートルでございますけれども、その整備が順次進められております。令和8年度中に全線開通となる見込みでございますが、これにより村内はもとより、村外からのアクセスも格段に向上すること、こういうことになりまして、村内外の多くの方々の施設利用が期待できるものと考えております。

次に、「快適で住みよいむらづくり」といたしまして、新年度においても高崎渋川線バイパスのアクセス道路整備を重点的に行うほか、生活道路等の改良工事を実施するところでございます。

「豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、本年もふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物等の普及・促進を図るほか、基幹産業である農業の振興のため、効率的な営農を支援するため、各種補助金を交付することといたしました。また、安定的な農業用水供給のため、施設の更新を行うことといたしました。

「自然と安全・安心を守るむらづくり」として、食料や災害対策用の資材の備蓄を行うとともに、ため池に係るハザードマップの作成を行うことといたします。自然環境を保全しつつ、観光施策、それにもつながるため、創造の森周辺の施設整備や振興策を引き続き検討する所存でございます。

最後に、「自主自立のむらづくり」であります。村政の基本方針となる第7次総合計画の策定に着手するとともに、ホームページや広報を通じまして、住民に効果的かつ迅速な情報提供を行い、開かれた村政のための予算計上といたしております。

続きまして、特別会計及び事業会計であります。新年度から出産に係る費用を助成するため、出産育児一時金の増額を予定しております。

国民健康保険特別会計予算は総額14億1,224万円でありまして、前年度と比べて残念ながら1,041万円、0.7%減となったところでございます。

後期高齢者医療特別会計予算は総額1億6,697万6,000円でありまして、826万8,000円、5.2%の増となったところでございます。

介護保険特別会計予算は総額12億8,517万2,000円で、2,243万5,000円、1.7%減となっております。学校給食特別会計予算は総額1億3,587万1,000円で、前年度と同規模とさせていただきます。

太陽光発電事業特別会計は総額3,079万2,000円で、前年度と比べて59万円、2.0%の増となっております。

ります。

上水道事業会計は収益的収入が3億2,458万4,000円、収益的支出が3億737万4,000円、資本的収入は2億9,820万3,000円、資本的支出は4億5,084万2,000円で、前年度比221%増となっております。これは、令和5年度において、新北部浄水場の建設工事に着手することとしたことによるものでございます。事業費は全体で3億1,400万円を見込んでおり、財源は防衛省の補助金1億5,700万円を予定しているところでございます。また、本年度作成いたしました計画に基づきまして、老朽管の更新工事にも着手する予定ということでやっております、額が大きくなったところでございます。

令和4年度から地方公営企業法を適用させた下水道事業会計は、収益的収入が4億7,447万8,000円、収益的支出が4億788万2,000円、資本的収入は4億2,469万5,000円、資本的支出は4億9,129万1,000円であります。

以上が令和5年度予算の概要であります。

令和4年度予算については、事業費の確定、または確定見込みによりまして全8会計について予算を整理し、補正予算を編成、上程したところでございます。

今議会は、一部改正条例案を4本、任期満了に伴う人事同意案件13本のほか、防災中枢機能施設の敷地造成工事、請負変更契約の締結について、そして村道の路線認定及び変更について、合わせて36本の議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決、同意いただけますようよろしくお願いいたします。

また、町村総合事務組合規約を変更する協議について専決処分を行いましたので、今議会で報告するところでございます。

今期は、先ほど決まりましたけれども、本日から3月14日までとただいま決定されました。本日から16日間、よろしくお願いいたします、挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎日程第4 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により、質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1番生方勇二議員の質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） 皆様、おはようございます。6番生方です。傍聴席の皆様、いつもありがとうございます。

先頃発生いたしましたトルコ・シリア大地震で多くの皆様が犠牲となり、いまだに発見されない方もたくさんいるとのことでもあります。世界中の皆様からの支援が望まれており、一日も早い復興を願

うばかりであります。

本日も災害支援を含めた4項目の質問をさせていただきます。

第8波の感染拡大は、ようやく減少傾向になってまいりましたが、依然として終息の見通しが立たない新型コロナ対策について今回も引き続き質問をさせていただきます。

新型コロナは、発生から約3年が経過し、いまだに終息の見通しが立ちません。これまでに感染症対策や予防対策など、幾度となく実施してきました。また、経済の回復を図るために多くの対策事業を実施しており、政府と各自治体の努力で活性化の兆しも見えつつあります。

コロナワクチンの接種については、予防と重症化を防ぐため、これまでに変異株等に対応するワクチンを含め、高齢者から乳幼児まで、ほぼ全国民を対象に幅広く接種を行ってまいりました。多い方で5回目の接種を実施してきましたが、現在までの本村の接種状況はどのようになっているのか、その概要について伺います。

以後、自席において順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナワクチンの5回目までの接種状況ということでございますが、住民の方の中でも回数の捉え方というか、接種のやり方で誤解されている方もいらっしゃる場所もありますので、接種回数についても説明をさせていただくお時間をいただきたいと思います。

新型コロナワクチン接種は、初回接種として2回を受けていただいた後、3回目以降は追加接種として皆さんに受けていただいております。ただし、生後6か月から4歳までのお子さんの初回接種は3回となっています。

そして、18歳以上の追加接種の住民向け接種ですが、これは、令和4年2月から3回目、令和4年7月から、60歳以上の方を対象に4回目接種が受けられるようになりました。ここまでは従来型のワクチンを用いての接種でございます。また、細かく言いますと、3回目接種は段階的に年代が下げられて、現在は5歳以上の方が接種可能となっております。

そして、4回目接種は18歳から59歳までで基礎疾患のある方や医療従事者、高齢者施設等に就いている方が受けることができました。

そして、令和4年10月からですが、これが追加接種としてオミクロン株対応の2価ワクチンを用いて接種することになりまして、現在に至っております。

オミクロン株対応2価ワクチンは、現段階では12歳以上で1回限りの接種とされています。そのため、住民の方からも問合せがあったりするんですが、接種回数でいくと3回目から5回目、3回目、4回目、5回目で終了している方が混ざっている形になっているんですが、問合せの中では4回目、5回目の接種券が欲しいよ、送ってくださいというような問合せをいただくことがありますが、オミクロン株対応2価ワクチンについては現段階ですけれども、1回であることを説明させていただいて

おります。

接種の状況は、2月20日現在になりますが、オミクロン株対応2価ワクチンが6,380人の方、接種率としましては48.76、約半数の方が12歳以上で接種を受けていただいています。内訳としては、60代は65%前後、70歳代以上は接種率80%以上として接種率が高い状況ですが、20代、30代の接種率は25%程度で、やはり若い方の接種が低い状況になっております。

また、5歳から11歳用のオミクロン株の2価ワクチンも現在薬事承認される方向で検討をされております。

このように、コロナワクチン接種は年代で接種回数やワクチンの種類が異なりまして、意外と複雑であり、職員も接種間違いがないよう注意を払っているところでございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） これまでのワクチン接種状況について、年代に合った接種を実施してきたということであるようでございます。

オミクロン株に対応したワクチン接種については、非常に接種率が高いようではございますけれども、若年層の接種率はまだ低い数値と伺っております。今後も未接種の方は特別な事情がない限り、予防のために接種について理解をいただき、自分を守っていただきたいというふうに思います。

国では、今後のコロナ治療をインフルエンザと同じような扱いに切り替えるとの方針を示しております。また、ワクチンの無料接種については1年間引き延ばす検討もしていると過日報道されましたが、本村では新年度の接種についてどのように対応していく予定なのか、健康保険課長に伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチン接種につきましては、現行は予防接種法に基づいた特例臨時接種として、現在では3月末までとはされております。

ただ、2月22日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和5年度のワクチン接種について検討をされました。その内容としましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、令和5年度の1年間は現行どおりで、特例臨時接種の実施期間を延長してはどうか、そして費用についても公費ではどうか、そして追加接種の対象としてのスケジュールは追加接種可能な全ての年齢の方を対象として、秋から冬にかけて1回接種を行うこととし、65歳以上や基礎疾患を有する重症化リスクが高い方については春から夏にかけて前倒しして、さらに1回接種を行うこととしてはどうかというふうに検討をされております。また、使用するワクチンについても検討をされております。

具体的な決定については、3月上旬に示されることとなっておりますが、村としましては、今後も国の方針に基づき、実施をしてみたいと思います。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 今後の接種予定について、国の方針に基づき、村としての対応をしていきたいとの答弁でしたけれども、予防と重症化を防ぐために、しっかりと準備をしていただきたいというふうに思います。第8波の感染拡大は減少傾向にありますが、まだ終息の見通しは立っておらず、第9波の感染拡大を招かないためにも、引き続き対策と対応が必要と思っております。

先ほどの健康保険課長の質問と関連いたしますけれども、新型コロナについて令和5年度の予算にはどのように反映されているのか、企画財政課長に伺います。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 現在、予定しております次年度、令和5年度におけます新型コロナ対策事業でございますが、先ほど村長や健康保険課長から発言がありましたとおり、新年度予算案の中に新型コロナウイルスワクチン接種といたしまして引き続き接種を行う見込みであることから、必要経費の一部を計上してございます。今年度まで実施してきております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、国が予算化し、繰り越すこととなっておりますので、本村分として配分があるのかどうかも含めまして、今後改めて通知等があると思えます。

その際、事業化する際につきましては、今までと同様に村民のためになる事業ということを考えて事業化を考えていきたいと思っておりますので、その際は補正予算等でお諮りすると思っておりますので、ご審議等をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長より、新年度においても国の動向を見ながら、その都度対応ができるよう態勢を整えているというような答弁でありますので、村民を守るため、引き続き対応していただけるものと安心をいたしました。

2つ目の質問は、教育施設について質問をいたします。

駒寄インターからの延伸道路も着々と整備が進められており、その沿線に建設を予定している複合施設の造成工事も日増しに形が見えてまいりました。予定外の湧水等の影響で工法変更を行い、その対策のために一部予算を増額して対応しておりますが、現在施工中の造成工事は今年度に完成できるのか、進捗状況を伺います。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 現在造成中の複合施設の進捗状況です。

令和3年度末までに実施設計業務及び建設用地の用地買収を終えまして、令和4年度の入札において本計画の建物建設のための粗造成となる敷地造成工事の受注者を決定し、造成工事を進めてまいりました。この造成工事につきましては、年度内に完了予定であります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 令和4年度の工事は、予定どおりの進捗状況ということであります。

新年度からは防災機能を備えた複合施設、いわゆる中央コミュセンと学校給食センターの建物にも着手していくことになると思いますが、令和5年度の建設工事の施工予定はどのような内容になるでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 令和5年度の建設工事の施工予定ですが、これは複数年にわたるものもございますので、5年度、6年度も含めて説明申し上げます。

令和5年度から本施設の建設工事に着手をいたしまして、令和6年度中の完成を予定しており、工期は2箇年にわたっての実施となります。また、令和6年度から令和7年度の2箇年にかけて、建物の外構工事を予定しております。令和7年の学校の夏季休業期間中に新しい学校給食センターの研修や試運転期間を経て、令和7年9月から施設の供用開始ができるよう、計画的に作業を進めていく予定です。

また、施設の完成におけるハード面だけではなく、生涯学習事業等のソフト面の充実に向けた調査研究、体制整備等を進めていくところです。

本件は、災害時の村民の安全・安心に直接関わる事業でもありますので、一刻も早く事業を進めるよう、そして、「子どもを育てるなら榛東村」との村長の考えから、計画に基づいて教育施設をより充実させるよう指示を受けているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 令和5年度の工事の施工予定の内容についてお聞きしましたが、何十年も多くの村民のために使用する施設であります。未来を背負う子どもたちの食を賄う給食センターや公共コミュニティー施設でありますので、機能や設備等につきましては、当初設計にこだわらず、可能な限り将来を見据えた形で、ぜひ便利で使いやすい機器の設置をしていただきたいと思いますが見直し等の考えはあるでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 建物の実施設計業務につきましては、令和3年度に実施をしておりまして、今年度はそれら設計に基づいた建築確認申請業務や施設内の備品設備についての検討を実施しているところです。施設の建設に当たりましては、地域に根差した交流の拠点として、子どもから年配者まで、障害を持った方々なども誰もが気軽に活用し、多くの人たちが楽しく集うことができるような施設を目指し、バリアフリーはもちろんのこと、施設、設備においても十分な配慮を行うことが必要と考えております。今後も社会的な要因や要請、利便性等を考慮し、施設、設備について引き続き検討をしていく予定です。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 複合施設の建設予定等について確認をさせていただきましたが、先ほども申し上げましたが、大きな予算を投じて建設し、長年にわたり使用する施設であります。私の経験からすると建設工事に変更は付き物です。見直しで必ずしも金額は増額になるとは限りません。予算等の状況もあると思いますが、建設後にあれをしておけばよかった、こうしておけばよかったということのないように、可能な限り見直しをしていただくことを要望して、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、国の方針に基づき、各自治体があの手この手で普及に取り組んでまいりましたマイナンバーカードの推進ですが、普及率は全体の7割程度と推測しており、思うような普及にはなっていないと思われます。本村でも交付率アップを目指し、村民の集まる場所等、工夫とアイデアを結集して、申請者に親切丁寧に対応してきたことは承知しておりますが、結果的にどのような状況になっているのか、本村の交付状況と申請状況の概要について説明願います。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） マイナンバーカードの本村の状況について、令和5年1月31日時点の交付状況と申請状況でお答えをさせていただきます。

初めに、交付状況でございますが、交付件数は8,332件、交付率では57.2%です。参考に申し上げますが、群馬県平均の55%と比較しますと2.2ポイント上回っている状況です。

続いて、申請状況でございますが、申請件数は9,833件、申請率では67.5%です。こちらも参考に県平均と比較したものを申し上げますと、県平均では71%となっておりますので、こちらと比較しますと申請率では3.5ポイント下回っている状況でございます。

これまで、マイナンバーカードの申請率、交付率向上を図るために集団ワクチン接種会場での申請受付や毎月第2水曜日の夜間窓口の開設、毎月最終日曜日の日曜窓口の開設などを実施してきました。そのほか、おおむね5名程度申請希望者が集まった場合には出張して、申請受付を行っているほか、

現在、総務省が実施をしておりますマイナポイントの申込みをお手伝いする窓口を庁内に設けるなどして、カードの普及促進に努めております。今後もこれまでの対応を継続するとともに、ご自身で申請ができない方や様々な理由で役場へ申請に来られない方などに対しましては、状況を聞き取りさせていただいた上で、個別に対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま課長より、1月末時点の交付状況と申請状況について答弁をいただきましたが、交付状況については県の数値を若干上回る57.2%と本村全体の6割弱で、申請状況については県の数値を下回る67.5%であり、現在も前向きに普及に取り組んでいるようでございます。引き続き交付率のアップを目指していただきたいというふうに思います。

続けて、マイナポイントについて伺いますが、ポイントが付与されるマイナカードの申請は今のところ2月末までとされておりますが、これまでにカードの交付を受けた方が健康保険証などとひもづけることでポイントが付与されました。ポイントの申請期限はどうなるでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、総務省で実施をしておりますマイナポイント第2弾の申請期限等についてお答えをいたします。

議員もおっしゃっていましたが、マイナポイント第2弾とは、マイナンバーカードを取得された方がそのカードを健康保険証として利用できるように申込みしたり、また、公金受取口座の情報の登録をしたりすることで、最大で2万円分のポイントがキャッシュレス決済サービスの電子マネーでもらうことができるというキャンペーンになっております。この期限が議員からのご質問でございますが、2月17日付で通知、事務連絡がありまして、マイナポイントの申請期限につきましては、令和5年5月末日までと決定をされたところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 住民生活課長より、交付状況と申請状況、また、マイナポイントの申請期限について説明をいただきましたが、駆け込み申請も大分増えているようでございます。

マイナンバーカードの普及に合わせ、国では健康保険証と一体化したマイナ保険証の義務化を図ろうとしていますが、病院や診療所の3割弱が4月までに必要なシステムの導入はできない見通しであることが分かり、厚生労働省は半年の猶予期間を設けるとしております。本村や広域圏の医療機関ではどのような状況にあるのか、また、マイナンバーカードを取得していない方の取扱いについて、先

頃、資格確認証を発行すると国の方針が示されましたが、本村ではどのような取扱いを考えているのか、分かる範囲の説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村内の医療機関や薬局等につきましては、現時点で約半数の医療機関や薬局がマイナ保険証利用の対応が可能となっているようでございます。

国のほうは、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止して、マイナ保険証に切り替える予定ということでございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、その時点でマイナンバーカードを取得されていない方には資格確認証というものを発行するという方向で調整に入っているということでございます。

ただ、具体的なところはまだ私たち自治体のほうには何も示されておりませんので、制度の詳細が決定した場合には早々に住民の方にも周知してまいりたいと、そういうふうに考えます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 健康保険証も近い将来全てがマイナ保険証に変わるものと思われませんが、活用法とカードの取得ができない方への親切丁寧な対応が必要であると思います。

最後の質問になりますが、災害対策について伺います。

近年、災害が発生した地域では今までになかった規模の災害だという声を多く聞くようになってきました。昨今の気象状況を鑑みると、支援制度の充実が必要と思われれます。

最大300万円の給付をする国の被災者生活再建支援制度は、全壊10世帯以上の市町村など、被害の大きな市町村の世帯のみが対象のため、本県を含めた28都府県では同様に被災した住宅が国の対象から外れた場合、不公平感の解消を図るためにはほぼ同等の額を支給する制度を設けておりますが、本村では災害で被災した場合にはどのような対応や支援をしているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対しまして、国の支援制度と同様の支援が行われるよう、平成27年4月から、群馬県市町村被災者生活再建支援制度というものが創設されてございます。この制度は自然災害により住宅に著しい被害を受けた県民の生活再建を支援するため、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対しまして、県と市町村が協力して支援をする制度でございます。

この制度の対象となる被災世帯でございますが、住宅が全壊した世帯、住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯などがございます。被災者生活再建支援法が令和2年12月に改正をされま

して、中規模半壊世帯というものが新たに対象となるという法律の改正を受けまして、本県でも令和3年8月に中規模半壊世帯を支給の対象とする制度改正が行われてございます。

先ほどお話のありました支援金でございますけれども、これも国の制度とほぼ同等となっております。住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金、それと住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金、この合計額ということになりますけれども、1世帯当たり、国と同様、最大300万円というものでございます。支援金は市町村から被災世帯へ支給するというスキームでございまして、県は市町村へ支援金支給額の3分の2を補助するというので、あくまでも事業実施主体は市町村ということで、その市町村に対して県が3分の2を補助するという、そういった制度でございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 被災者再建支援制度については、群馬県の制度の中に村の負担も含まれているということでした。本村は他の自治体と比較して災害は少ないほうだと思いますが、地震等、災害はいつやってくるか分かりません。被災されたときに、少しでも多くの支援があると被災者の方は非常に助かると思います。今後、村独自の支援制度なども研究していただくことを要望したいと思います。

自然災害の支援について質問をさせていただきました。本日は質問いたしませんでした。被害が出れば人災と言われそうな、行政として許してはならない鉄鋼スラグ搬入問題など、本村には未解決の大きな課題が残っております。住民の生命と財産を守る、このことが大原則である行政としての役割を忘れずに、新年度も解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

本日も4項目の質問をさせていただきましたが、3年前に発生した新型コロナの感染拡大で、これまでの間、その対応に追われた村長はもちろん、総務課長、健康保険課長をはじめ執行部の皆様には計り知れない重圧と心労があったものと思います。そのご苦勞に感謝とお礼を申し上げ、私の本日の一般質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時22分休憩

午前11時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

4番波多野佐和子議員。

〔4番 波多野佐和子君登壇〕

○4番（波多野佐和子君） 改めまして、皆様こんにちは。

議席番号4番波多野佐和子でございます。傍聴にお越しの皆様、日頃より行政に関心を寄せていただきましてありがとうございます。

今回は、CO₂対策、コロナ禍による予算の執行、危機管理監の設置・導入、複合施設の充実、村有林の有効活用などの質問をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、プラスチック容器包装廃棄物は一般廃棄物の容積比で約6割、重量比で2から3割と大きな割合を占めていると言われております。近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年にプラスチック資源循環戦略が策定され、令和4年、去年です、4月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。

そこです。私が10日間、紙、瓶、缶、段ボール、プラスチック、生ごみはコンポストで処理して残ったもの、つまり本当のごみなんですね。それがこれだけしかないんです。

それで、例えばこのお菓子です。これを分別しますとストックハウスで、これ紙はみんな回収してもらえます、ストックハウスに持っていけば。そして、来年度回収が始まると言われているプラスチック、これ、プラと書いてあるんです。これも回収になってリサイクルできるということで、いわゆるごみはないんです。このように全くのゼロになるわけですので、こういうふうに皆さんもお子さんやお孫さんと分別をこうやって、遊びのようにやられるのも面白いかなと思います。

では、年間、本村の一般ごみの総排出量、年間の処分費と1人当たりの処分費用がどのくらいかかっているか教えてください。

では、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま、波多野議員からごみの総排出量や処理費用についてということでご質問をいただきましたので、それぞれお答えさせていただきます。

まず最初に、ごみの総排出量についてでございますが、令和3年度に渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センターへ一般ごみとして排出をされました数量でお答えをしたいと思います。

可燃ごみは年間で3,118トン、不燃ごみが304トンでございました。

また、処理費用についてでございますが、前年度のこうした実績を基に広域組合の負担金を決定してございますが、また人口割などもございますが、令和4年度の広域組合の負担金、ごみに関するものとしまして支払う負担金の総額が9,136万7,000円でございます。こちらを令和3年度末の人口を使って算出しましたところ、1人当たりの処理費用としましては、年額にしておよそ6,300円という結果が出ております。

また、先ほども説明しました排出量の部分も参考に申し上げますが、令和3年度末の人口を使って

算出をしましたところ、1人当たりの年間のごみ排出量に換算しますと、年間でお1人235キロのごみを排出されていると、それをさらに1日当たりに換算しましたら643グラムのごみを毎日出されているという計算結果が出ております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） これだけの9,000万以上の費用がかかっているということが分かりました。

また、その中で令和6年度からプラスチックごみの回収が始まるようですが、回収方法など本村の考えをお伺いします。お願いします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今、議員がおっしゃったように、現在、令和6年度からプラスチックごみ、これはプラスチック製容器包装とも言いますが、この分別収集開始に向けて渋川地区広域組合清掃センターと、それから広域圏3市町村、渋川市、吉岡町、榛東村の環境衛生担当者による協議を続けているところでございます。

この協議の中で計画をしております分別収集の方法としましては、プラ容器専用の指定ごみ袋を作成し、そのごみ袋によって各家庭からごみを搬出していただき、各地域のごみステーションで収集を行う方法で検討しているところでございます。いわゆる今の可燃ごみや不燃ごみと同様の収集方法を考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

続きまして、ごみなんですけれども、特に生ごみについて伺います。

生ごみの水分量は、70%から80%とも言われております。それを焼却しますと多くの重油がかかるなど、また、炉も傷みます。重量もちろん増えますし、したがって、費用、いわゆる税金もたくさん使われることとなります。

そこで、本村では生ごみ処理でコンポストや生ごみ処理容器購入補助はありますが、都市部では電動生ごみ処理機購入補助でごみの減量化に効果が出ているようです。本村でも電動生ごみ処理機購入費の一部助成の考えについて伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほど、議員がおっしゃったように、榛東村ではごみの減量化を推進する方策としまして、生ごみ処理容器の購入費に対する補助金がございます。こちらで議員がおっしゃったように、現在対象としていますものはコンポスト容器やEMIぼかし容器を使った、そういった商品を対象としておりまして、現在は電動式の生ごみ処理機は補助対象としておりません。

今後、周辺自治体の状況や費用対効果等について調査研究をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） いずれにしても、このごみの減量化というのはもう本当に日本、世界全体的に考えなくてはいけないことだと思います。

今後の榛東村のごみの減量化について、どういうふうなことをやっていこうかというところを伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみの減量化を促進、向上させるには、3Rの実践強化が必要と考えております。

3R、数字の3とアルファベットのRでございますけれども、こちらはまずリデュース（ごみを減らすこと）、2点目でリユース（繰り返し使うこと）、3点目がリサイクル（資源として再利用すること）、この3つのRの頭文字を取ったごみ減量化のキーワードというふうに言われております。

先ほど、議員がごみを分別していただいた結果、例として挙げていただきましたが、村としましてはこれまで続けてきました分別収集の促進を図ることを目的に資源ごみストックハウスの継続をしていき、また、環境問題への関心を高めるなどを目的としましたエコフェスタ等も毎年実施してきております。そのほか、先ほど申し上げましたごみの減量化を推進するための生ごみ処理容器の購入費に対する補助金の交付、そういったものも継続していきたいというふうに考えているところでございますし、昨年末にはごみ出しルールの遵守、マナー向上を図るためにごみ収集計画表、こちらで刷新をいたしました、その充実もさらに図っていきたいというふうに考えております。

また、今後も住民の皆さんのご理解、ご協力、意識の向上が図られるよう様々なツールや情報を活用しまして、ごみの減量化促進に向けてPRをしていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 促進のほう、よろしく願いいたします。

まず、村民にごみを減らす意味やリサイクルする意味を理解していただくのが大切かと思われま。そして、「ぐんま5つのゼロ宣言」にもありますように、2050年には温室効果ガスゼロを実現させるためにも低い年齢から分別を習慣にする取組を学校等でもやっていただきたいと思いま。

これは通告でなかったんですが、本当は教育委員会のほうからもお話をいただきたいと思いましたけれども、次回にいたしま。そこでです。私的には楽しく分別、ごみは資源、それをよろしくお願いいたしま。

続きまして、コロナ禍による予算の執行についてです。

コロナウイルスが発生して3年余りがたちま。5月にはインフルエンザと同じ5類に引下げになるようです。

そこで、本来ならば行われた村の大きな行事などの予算を、概算でいいですので教えていただきたいのと、また、コロナ関係に使われた村からの持ち出し分、概算でいいので教えてください。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） では、村の予算、それから事業執行におきまして新型コロナの影響が大きく出ましたのは令和2年度からだ、そのように考えまので、その前年、令和元年度と昨年度との比較で申し上げさせていただきます。

まず、縮小、それから中止した事業といたしまして、代表的なものとして、敬老会関係で約70万円、それから、産業祭関連で約190万円、文化講演会で約100万円、それから、村スポーツ協会への委託金等で約240万円、この4事案で計600万円となります。

一方で、商品券発行や子育て世帯・学生・経営支援などを行いました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業だけでも事業費1億3,800万円に対し、国庫補助が1億1,500万円でありましたので、2,300万円の村費、村持ち出し、これをしておりま。このほかにも自宅待機となつた世帯への生活支援物資の配付、これらや各学校等におけます衛生消耗品の購入なども行っておりま。

新型コロナによりまして縮小、中止した事業等は多くありますが、それ以上にコロナ対策に費やした経費、費やした金額は大きいというところは皆さんご理解いただけているものと考えておりま。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 詳しい報告ありがとうございます。それだけの大きい村費が使われていたということが皆様にも伝わるというと思っております。

新型コロナウイルスは、瞬く間に世界に広がりま。各地で独自の変異を繰り返し、様々な変異株が報告されていま。また今回のようなパンデミックが起こらないとも限りませ。交付金が下り

るまでには時間を要します。新型コロナでは消毒液やマスクなどが入手困難となりました。そんなときに住民対応がスピーディーにできる、また、村民の安心のための備えとして新たに基金の積立てをするのもいいかと思います。例えば、ふるさと納税の一部をそれに充てることも考えの一つだと思います。

続きまして、この3年間、コロナとともに初めての感染症予防のために行われているワクチン接種、本当に大変だったと思います。総務課、住民生活課をはじめ村全職員のご尽力に心から感謝申し上げます。この3年間で振り返って、担当課長に感想をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチン接種の担当ということで、答弁させていただきます。

3年間で振り返って、どのように取り組んできたかというところを説明させていただきますと、新型コロナワクチン接種事業につきましては、感染拡大を防止し、村民の生命及び健康を守るために、村としましても令和2年度末からですが、全庁を挙げてその対策に取り組んでまいりました。ワクチン接種の方向につきましては、国の方針が固まらないうちから、システム構築、医師会との調整、接種体制の確保、予約方法の検討、接種券の印刷や配付などなど、準備することが山ほどございました。体制を整える時間が限られておりましたので、手探りで進めて、何度も修正してきたというところでございます。

ワクチン接種は、令和3年2月下旬から医療従事者に優先接種することから始まり、住民向けの接種を開始したのは4月以降になりますが、榛東村は住民接種を比較的早く実施することができたと思っております。その後も生方議員のところの説明させていただきましたように、追加接種が次々あったわけですが、国の指示が示されるのがやはり開始するまでに時間的余裕がなかったということは毎回変わりがなかったところがございますが、住民の皆さんの接種の開始が遅れることのないよう、同様に取り組んでまいりました。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 何しろ、初めてのことです。そして、得体の知れないものへの恐怖に国中が戸惑い、過敏になっていたかと思われまます。その中で行われたワクチン接種に対して、村民からどんな苦情があったとか、また、それをどのように対処した、また、今後に生かすための課題などがありましたらお願いします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチン接種に関して、住民の方から苦情という点ではやはり当初の予約の電話が集中してしまったということがあります。予約方法につきましては、当初はコールセ

ンターのみでございましたが、電話がどうしても集中してしまいまして、大変ご迷惑をおかけしました。

対応策としては、年代を区切って予約を受けたり、また、予約できない高齢者の方に個別通知を送信して、電話が繋がらなかったから受けられなかった、そういうことがないように取組をいたしました。また、ぐんまワクチン接種LINE予約システムを導入することで、コールセンターに電話が集中することが少しずつですが緩和されてきたと思っております。LINEの操作に不慣れな方に対しては保健相談センターにおいて職員による予約支援も実施しております。利用していただいた方もたくさんいらっしゃいました。

しかし、予約開始日の初日はどうしてもつながりにくい、そういう事象は起きてしまっているところではございますが、混雑は本当に一時的でありまして、時間を置いてかけていただくよう再三周知をしながら、電話が集中しないようにご協力もお願いしたというところでございます。

今後につきましては、もし同じような事態が起きたらということでございますが、今回の経緯を参考に進めていくことができるよう、対応を整理しておきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 経済的影響、社会的影響、様々で影響があります。終わればいいではなく、これからも経験を今後に生かすようにつないでいただきたいと思っております。

続きまして、危機管理監の設置・導入についてです。

まずは、榛東村での災害発生時における対応要領の現状を伺いたしたいと思います。いろいろな災害がございます。直近の大きな自然災害のうちで、2014年の大雪のときにどのような流れで対応したか伺います。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今、時期を特定してお尋ねありましたけれども、一般的なお話としてお答えすることによってよろしいでしょうか。

災害発生時における初動の対応につきましては、榛東村地域防災計画、これが令和3年3月に最終改訂されておりますけれども、地域防災計画におきまして災害の種別を大きく3つに分けてございますけれども、一般対策、それと震災対策、県外の原子力施設対策に応じて災害応急対策が定められているところでございます。

今申し上げました3つの中の一般対策において申し上げますと、災害発生、または発生するおそれのある場合における初動体制といたしまして、災害警戒本部、これは本部長が総務課長でございますけれども災害警戒本部、または災害対策本部、こちらは本部長は村長になります。そういったいずれ

かを設置するということとされております。

災害対策本部の組織構成でございますけれども、本部会議の下に総務班、住民対策班、生活対策班、教育班の4班を置くほか、村消防団も本部の指揮下に入ります。また、必要に応じまして自衛隊との情報交換を迅速・的確に行うとともに、自衛隊に関する災害派遣及びこれに基づく自衛隊の活動などが適切に実施されるよう、災害対策本部設置とともに本部の中に自衛隊幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、災害対策本部と自衛隊の連携を強化することとされております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そのような体制で、そのときに備えるわけでございますけれども、それよりも日頃のことです。

そこで、退職自衛官を対象にした地域防災マネージャー制度というものがございます。退職自衛官を自治体に招聘するものでありますけれども、自衛官は精強さを保つために、ご存じのとおり若年定年制が採用されていますが、まだまだ若く、知識、経験に富み、実行力にたけております。まさに即戦力として多くの自治体で退職自衛官を防災危機担当ポストで採用する動きが全国の自治体で進んでいるようです。在職中に培った専門的知識等を生かして、地方公共団体に採用されることにより、自衛隊と村との綿密な協力関係を構築し、相互の連携の強化を図ることができる大きなメリットがあります。また、危機管理担当以外でも経験、能力を生かし、総務関係などで活躍されているという事例もございます。このように退職自衛官に誇りを持ち、その専門的知識、能力、経験等を榛東村でも活用していただくことは村にとっても大きな利益となります。

このように考えますと、いわゆる地域防災マネージャー制度の導入、退職自衛官の採用について榛東村から積極的に働きかけるべきだと思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お尋ねのありました地域防災マネージャーでございますけれども、自衛官OBというお話ございましたけれども、自衛官OBのみではなくて国家公務員、あるいは地方公共団体の職員が研修を実行することによって地域防災マネージャーになることができると、そういった制度でございます。もちろん自衛隊の方も対象ということでございます。

今お話いただきました危機管理監でございますけれども、住民の安全を確保するため、災害時等において全庁的な統括を行い、平時には災害時等に備え、危機管理体制の整備をするものと承知をしているところでございます。都道府県であったり、大規模な市町村においては人員予算等に余裕があるというまではいかないまでも防災危機管理の専門的な組織や危機管理監を確立させているところでございます。

それに対しまして、小規模な自治体は総務担当部署の中の1つの係として、防災、危機管理を担っている場合が多いというところがございます。本村においても例外ではございませんで、当課におきまして防災、危機管理を担っておりまして、現状として人員等に余裕がないというような状況でございます。

このような状況で、危機管理監を設置したことをもって危機対応能力の向上に直ちに寄与するとは考えにくいというふうに考えてございます。危機管理監を設置するとなりますと、行政組織全体の見直しも行った上で適正な人員配置を行っていくということが必要になります。職員数が少ない自治体だからこそ、災害時においても共助の精神で、地域コミュニティーの住民同士で助け合える村を推進してまいりたいというふうに考えてございます。そのためにも災害時にリーダーシップを発揮できる防災士、あるいは消防団、自主防災組織等との連携を強化していくとともに、我々職員の危機管理対応能力を高めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そうですね、人員、人というのがまたそういうときには大切、必要性が出てくるものかなと思いますけれども、やはりそういったときには何しろスピーディーに対応しなくてはいけないと思います。ですので、そういったときに、立ち上げのときに順番を踏んで、その手間を考える、その時間ですよ。それをまず少なくするために、日頃よりそういった方を招聘して、いつでもすぐに対応できるような、そういったものをつくるというのは本当に必要なと思います。確かに人件費だとか、そういうものを考えますといろいろな問題があると思いますけれども、その必要性というものはいま一度よく考えたほうがいいかなとも私は思います。

特に、群馬県は災害に強いとかと言われておりますけれども、ずっと住み続けるとは限りません。私の娘も東京で働いています。いつ起きてもおかしくないと言われていた首都直下型地震、そういった防災訓練とか、そういった防災に対しての知識、そういうものも含めて、そういった方が担当で日々行われる自治会とか、そういった少人数での勉強なども含まれますけれども、いざというときに防災や災害に対しての知識があれば、必ず役立つと思われま。縁あって榛東村民になった人々に命や体を守るための知識を持ってもらいたい、生涯を通してその人に向き合うのが真の行政だと思いません。

続きまして、複合施設の充実について伺います。

今回も多く割合で恐らく防衛予算から補助金を使つての整備となるようですが、以前、南コミに夏休み期間だけの学童保育をお願いしたところ、目的外使用と言われた経緯がございます。あらかじめそのような制限があるのならば、村民にも周知するべきだと思います。

使用目的やそのほかの制限について、詳しくお聞かせください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 使用につきましては、防衛省の補助申請時の計画と異なる使い方はできないということになります。コミュニティセンターの建設を今回につきましては予定をしておりますので、使用につきましては、今あるコミュニティセンター等と同等の使用となるものと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） また、令和6年度の完成予定ではありますが、複合施設についてそろそろ住民に、具体的な間取り図と書いたんですけれども、平面図やどのように人員を配置するのか、そのあたりも発表してもいいのではないのでしょうか。そのあたりを詳しくお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） コミュニティセンターと学校給食センターの居室等につきましては、文教厚生常任委員会において防災中枢機能施設整備事業の設置計画やコミュニティセンターと学校給食センターの平面図を用いた施設の概要や居室の説明等を行ってきているところです。また、実施設計業務の際に作成した建物の外観の鳥瞰図については報道機関へ情報提供をしたところです。今後、村の広報紙等を活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、人員配置につきましては、施設の運営に支障を来さないよう適切に配置する考えです。

以上となります。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） いずれにしても、村民はとても関心を持っております。特に図書館について複合施設にも新たな図書室の設置はあるのかなという質問がございます。そのあたりもいま一度お聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 今回の複合施設の事業として、独立した建物としての図書館を建設する計画はございません。過去の答弁でもありますように、教育施設整備基金の積立状況も視野に入れながら、現在はコミュニティセンター施設には災害時の一時避難施設機能のほか、ネットワーク環境を設けた学習室、就学前の子どもたちや保護者が過ごせるプレイルーム、多目的室、創作室などの居室を計画しているところです。

防災中枢機能施設建設委員会では、現在、中央コミュニティセンターの図書機能については既存の

南部コミュニティセンターに集約するなど、今ある教育施設も含め、役割や分担を明確にして、それぞれの施設を充実させる方向で協議が進められてきております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そうしますと、中央公民館の図書室の蔵書、それを南コミに移動するのであれば今のところでは手狭だと思いますし、2階なんですね、あそこは。階段を使っただけのことであることは大変使い勝手が良好とは言えません。2か所の図書室を併せて増築して図書館にする、また第6次総合計画で図書管理システム導入、ネットワーク化計画（中央コミュニティセンター整備事業）とありますが、個人情報から図書カードの廃止やコンピューター化して図書の貸出しや返却、予約管理、利用状況、蔵書の検索等で、利用者、管理者、双方にたくさんのメリットがあります。コンピューター化して、利用者が2倍になったというケースも聞いております。まずはわくわくするような取組がキーポイントだと思います。また、複合施設にはぜひ母親の膝の上で絵本の読み聞かせができるような環境をつくり、読書が一生の友となるような読書好きな子どもたちが増えていったらいいなと思います。

複合施設への村民の期待は大きいです。用事がなくても行きたくなるような憩いの場として、愛称も大変大事だと思いますが、ネーミングについての考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 現時点では、建設予定のコミュニティセンター及び学校給食センターのそれぞれの施設の名称は決まっておりません。過去に屋内運動場として整備しました社会体育館は村民の方から広く名称を募集しまして、しんとうスポーツアリーナに決定した経緯があります。今回の複合施設につきましても、今後新たな施設の名称についても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 村民がその名前を言っただけで、すぐここだというふうに分かるような、そういったネーミングがいいかなと思います。村民の意見をできるだけ反映する、また、できないところは説明をしっかりと理解してもらおうなど、村民に寄り添った使い勝手のよい複合施設の建設をお願いしたいと思います。

最後に、村有林の有効活用について伺います。

全体の総面積、また、民間に貸出ししている面積を伺います。お願いします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、面積についてご説明申し上げます。

初めに、村有林の面積でございますが、こちらにつきましては、群馬県渋川森林事務所で提供されております令和4年3月31日現在の森林簿において記載されている面積でございます。196.12ヘクタールとなっております。

また、民間に貸している貸付地の面積となりますが、こちらにつきましては、約71.1ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） では、貸出ししている、または管理しているもの以外の運用について今後の考えを伺います。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 貸し出しているもの以外の村有林につきましては、村有林の役割につきましては、管理や伐採等により制約、条件の付されているものがございます。代表的なものでは保安林がでございます。保安林につきましては、森林法によって定められたもので、その目的は、水源の涵養、土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目得を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定された森林となっております。このため、保安林ではそれぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土砂の形質の変更等が規制されております。

村内の村有林の保安林面積でございますが、こちらについては130.31ヘクタールとなっております。また、村有林内には現在活用しております創造の森キャンプ場があり、キャンプ場を中心に散策道が一部整備されている状況であります。こちらにつきましても、今後、地域資源の活用等からも考えていければと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そして、用材として利用できる樹齢にある、いわゆる植林した杉、ヒノキ等は今後の村の財産となり得ると思っておりますけれども、本村の認識を伺います。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） こちらの村有林に植栽された樹木でございますが、こちらにつきましては、本村が合併する以前、旧桃井村、旧相馬村が合併する以前に既に植林等がされたもので、樹齢におきましても60有余年の育成期間が過ぎております。植樹が進められた昭和の年代では植林後の下草刈りや枝打ち、間伐など、様々な撫育が行われてきたと聞いております。昭和から、平成、令和と移り行く中、海外からの輸入木材や合成材などの安価な木材の市場流通、国内産木材の出荷の低迷により出荷を見合わせたその後、ウッドショックと言われる木材市場の高騰といった大きな変動があり、現在は国内産木材はある程度高止まりしている状況との予想も出ております。こうした中、平成の時代では林道に接した山林では一部間伐等を実施し、立木を出荷、新たに植林をした地域もございます。

しかし、山深い山林については出荷となっても山林からの切り出しや伐採までの林道の管理が整っておらず、出荷の環境が整うまでには相当の経費、時間もかかると考えております。

先ほどのご質問でもお答えしましたが、村有林の一部は保安林としての機能を有する地区もあり、また、材木としての価値を有する地区もあることから、今後はこれら先人の残した財産を保全しつつ、有効活用ができるようにしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

市場では、ウッドショック、いろいろ戦争等で木材がかなり不足している状態、または高騰しております。コンパネというんですか、12ミリのコンパネが前は1,000円だったのが今、2,500円するそうです。そのようにこれからまだ先続くかと思われるときに村有林の木、伐採できるようなものが活用できて、そして村が潤うような形にもっていただけたらなと思います。

そして、創造の森から、次、眺める景色や夜景は本当に最高です。榛東村の重要な財産であり、観光資源です。キャンプ人気はコロナ禍に始まったわけではないようで、日本オートキャンプ協会が発表しているオートキャンプ参加人口はコロナ禍前の2019年で7年連続の増加となっております。一時的なものではないと思います。各所でオートキャンプやグランピングなどのアウトドア事業が盛んでございます。企業等に参入してもらうなど、榛東村の活性化のためにも積極的に働きかけるべきだと思います。また中身も充実すれば、ふるさと納税の返礼品にも使えるかもしれません。そうしますと送料も安く済みますし、経済効果も上がります。

また、先ほどお話がございました遊歩道、それをさらに整備しまして旧榛名カントリークラブ跡地のほうまで延ばし、それを利用してトレイルランコースなどにもなります。自然を生かした有効活用が今の村有林の使い方としては将来性が期待できると思います。

ここで、私なりの村有林に対してのコンセプトは、ない物ねだりではなく、ある物探しで活性化、

でございます。また、キャンプをなさるような世代には当たり前のような携帯電話でのアプリを利用して、簡単に予約や精算ができるなど、これは早急に考えるべきだともお伝えいたします。

村有林は村の財産、村民の財産です。村が潤い、村民の憩いの場となる貴重な資源の活用を本気で進めるときがきたと申し上げ、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 以上で、4番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時46分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位3番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。12番南千晴でございます。

通告に沿って質問をさせていただきます。

まず最初に、「保育所等における使用済みおむつの処分について」の厚生労働省からの通知の対応について伺います。

本村では、使用済みおむつは持ち帰りとなっており、これはかなり前になりますけれども、担当課にお聞きしたときは、持ち帰った、例えばおむつの中身といたしますか、それを見て子どもの健康状態を確認するために持ち帰ることになっているという回答をいただいております。

本年1月23日、厚生労働省は使用済みおむつの処分を保育所などで行うことを推奨するということを、全国の自治体に事務連絡として通知を行いました。その後、村ではどのような対応を行ったのか、まず現状について伺いいたします。

以下、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま南議員からご質問がありました件についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、1月23日付厚生労働省発出の事務連絡によりまして、保育所等における使用済みおむつの処分について、国が行った調査結果を踏まえて、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとした旨の通知がありました。この通知を受けましての対応ですが、今年14日に開催いたしました園長会議において、村内3園、これは北部保育園、中

央こども園、南部保育園でございますが、3園と使用済みおむつの各園での処分について意見交換を行いました。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 意見交換を行ったということでありますけれども、その14日より前になりますけれども、各園といますか園にお聞きしたところ、やはり園で処分するとすると、費用がかかりそれが課題だということを伺っておりましたが、そういった費用の課題等がその意見交換の中で出たのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 昨年の12月にも各園に対し使用済み紙おむつの持ち帰りに関するアンケート調査を行っておりましたが、そこでもおむつを保管する場所の設置費用や、それからおむつの処分に関する費用負担が生じる点について課題であるという回答をいただいていたところであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 費用だけでなく、もしこの使用済みのおむつの処分を各園でということになった場合、ほかにもどういった課題があるのか、そういったご意見等があるのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどお話をいたしました今月の園長会議の中で行われた意見交換で出された意見としましては、まず、保管スペースの確保や保管の方法、それから衛生管理の問題、それからお子さんの排便、排尿の回数や便の状態等の保護者への報告方法、そして保管スペース設置にかかる費用や処分費用の捻出と費用負担など、そういった課題、問題が出されました。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 幾つか課題があるということであります。

今後実施に向けて、今、課長が説明してくださった課題を解決するために、例えば費用面では、国の補助金等が活用できたり、そういったものがあるのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） さきにお答えをいたしました厚生労働省発出の通知の中に、使用済みおむつを保管するためのごみ箱等の購入費について、国の補助金、保育環境改善等事業が活用できるとの記載がございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 使用済みのおむつの持ち帰りがなくなることは、非常に保護者にとっては大きな負担軽減になります。保育士等の業務負担の軽減にもつながると言われているわけですが、できるだけ早く課題の部分を村も保育所等と一緒に協議しながら、使用済みおむつの処分を園のほうで実施していただくように強く望んでおりますけれども、村のほうでは今後についてどのように考えているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今回行った会議、意見交換の中では、村内3園から使用済み紙おむつの保育園等での処分に関し、非常に前向きな、各園においておむつの処分を実施する方向での意見をいただきましたので、これまでに申し上げた様々な課題をクリアしていき、使用済みおむつの保育園・こども園での処分実施に向けて各園と協議を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） しっかりと協議をしながら進めていっていただきたいと思います。

続きまして、保育料の無料化についてお伺いいたします。

本村ではもう何年も前からになりますけれども、18歳以下の児童が3人以上いる場合は、その3人目以降の児童の保育料を無料としております。また、現在、国の制度で、3歳から5歳まで、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用する子どもたちの保育料が無償化されております。また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも今、無償となっております。

近年、保育料の無償化を独自に進める自治体も増えてきておりますが、近隣の自治体の状況について、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどの議員の質問の中でのお話とちょっとかぶる部分もございま

すが、まず保育料についてですが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしまして、3歳から5歳の全ての児童、それから、0から2歳の住民税非課税世帯の保育料が、国の基準、制度によって無料になっています。また、国の基準において無償化の対象となっていない0から2歳児の保育料や多子世帯のお子さんの保育料についての扱いは、自治体によって若干差がありますので、周辺の自治体の状況ということでお答えをいたします。

まず、先ほど議員もおっしゃっていましたが、本村では第一子が18歳未満の場合、第三子以降の保育料は無料としており、第二子については2分の1、保育料半額以下というふうにしております。

お隣、吉岡町では、第二子以降を無料としております。

渋川市では、原則無料化ということで、0から2歳児全ての児童の保育料を無料としております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 吉岡町、渋川市の状況が分かりました。本村よりも無料化の範囲が大きいという状況でございます。

第二子の、先ほど課長が保育料が半額というのは、第一子の年齢などの条件で、条件の対象になった場合が半額という認識で私はいるんですけども、その対象とならない場合は第二子であっても全額支払っているという状況だと思います。

そこで、本村において第二子で保育料が半額になっている児童の人数と、同じく第二子ですけども全額支払っている児童の人数がどのようになっているのか説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、令和5年2月時点の入所児童の状況でお答えをさせていただきます。

まず、保育料が半額になっている児童の人数、これは73人いらっしゃいます。それから、保育料を全額支払っている児童、この人数が16人となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 2分の1、半額になっている児童は73人、全額が16人ということが分かりました。

また、このそれぞれが半額になっている中でも1号認定、2号認定とかによって、上の子が何歳というので細かくかなり分かれているということで、非常に制度を見るのも、対象になるかどうかというのも、詳細によって変わってくるという状況だと思います。

それぞれの、先ほどお話くださった半額になっている児童の人数、全額支払っている児童の人数とお答えいただきましたが、それぞれの保育料の金額が年間どのくらいなのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員もおっしゃったとおり、保育料の算定につきましては、保護者の所得の状況等も違いますし、かなり細かになりますので、全体ということでお答えをさせていただきます。

まず、保育料半額を支払っている73人分の保育料、合計しまして年額でお答えしますとおよそ900万円。全額をお支払いいただいている16人分の保育料、こちらも総額でお答えしますと年額でおよそ400万円となります。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 吉岡町と同じように、もし第二子の保育料を無料化するとすると、今のを足し上げた金額がおよそ必要になるという状況かと思えます。

それでは、今後、仮に渋川市のように0歳から2歳児の保育料を原則無料とした場合は、どのくらい費用がかかると想定されているのか、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） こちらもこれまでと同じく令和5年2月時点の入所児童の人数でお答えをさせていただきます。

現在、0から2歳児の入所児童数は197人おります。この197人の中には、既に無料化の対象になっている住民税非課税世帯の児童や、第三子以降として既に無料化となっている児童の人数も含まれておりますが、0から2歳児の保育料の金額、総額を算出してみましたところ、年額でおよそ3,300万円程度というふうに出ております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 課長の説明で、渋川市と同様にした場合の金額等も分かりました。

村は、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」ということで、そしてまた村長は「子どもを育てるなら榛東村」ということで、これまでずっと取り組んでこれ、様々な事業、そして施策を実施してくださいました。もちろん、現在、榛東村では早急に解決する必要がある待機児童の問題もありま

すけれども、やはり近隣の状況を見ますと、保育料の無料化というのは周りのほうが進んでいる状況で、今、榛東村も若い人たちが家を建てて、また家を購入して移り住んできてくださっておりますけれども、やはり近隣といろいろな面で比較をされることがあります。

今後、そういったことも含めて、保育料の無料化を拡大してほしいというお声が、村民の保護者の方からもありますけれども、村としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 保育料の無料化の拡大について、村の考えということでご質問でございますので、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、ここ数年、村の5歳以下の児童人口はほぼ横ばいで推移をしております。また、平成30年度以降、村内の保育園、こども園において園舎を増築をしていただき定員増を図ってきましたが、現在も待機児童の解消に至っていない状態が続いております。これには様々な要因が関係していると考えているところではありますが、中でも一番の要因として挙げられるのが保育ニーズの高まりであると考えております。

幼児教育・保育の無償化制度がスタートする以前、平成29年度では、ゼロから2歳児の保育所等への入所申込みが160名程度であったものが、今年度の入所児童数では200名を超えており、40名以上増加をしてきております。

議員も触れていただいておりますが、平成30年度以降毎年待機児童が発生し、いまだに解消に至っていない状況が続いておりますので、まずは待機児童の解消を優先して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 待機児童の解消は非常にこれは重要だと私も思っておりますけれども、もちろんそれが来年度また新たな民間の園ができるということで解消できるんじゃないかと期待もしているところであります。ただ、やはり保育料の負担軽減ということもしっかりと考えていただきたいと思いますし、村民は望んでいる声が多いということも確かであります。

この第三子の保育料の無料化は、榛東村は近隣に先駆けて実施をしております。2008年の6月に、私は定例会で質問をしまして、多子世帯の軽減制度ということで伺ったんですけれども、その中で、そのときも村長が、やはり上の子の年齢によって無料化の対象となったり、しなかったりというのが、年齢で、所得とかではなくて本当に年齢で区切られてしまうところに、私も村民の方も疑問に思っているということをぶつけたところ、村長のほうからも、保育園とかに同じ園に在園していないと軽減されないというようなことは、私も少なくともやはり義務教育までの人たちの中にそういった上の子

がいればというような考えもありますということを、当時おっしゃっていただいて、それもあってそれ以降に第三子以降の保育料の無料化、義務教育にいる場合ということで実施をしてくださいました。

現在は18歳ということできさらに拡大してくださっているんですけども、この第二子の半額につきましても、先ほど対象となっている人数、また全額払っている人数、同じ第二子でもそこが違うということがありますので、半額の対象についてもやはり第三子と同様に、村独自で考えていただきたいと思いますので、半額の対象についてもやはり第三子と同様に、村独自で考えていただきたいと思います。そのあたり、考えていただけるでしょうか。○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 前からこれは続いている問題ですけども、財政の問題とか、今まで、来年からはまた保育園ができるというような、今状況になっておりますけれども、それらをいろいろ考えて検討していかなきゃならないというように思います。

今の段階では、住民生活課長が回答したとおりに今のところ私も考えておりますけれども、これからは南議員がおっしゃるとおり、考えていく時期がそう遠からず来るんじゃないかなというように思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村長からもお答えいただきましたが、まずは待機児童解消ということは本当に大事なことです。またその後のことに関しましても考えていただければと思っております。

続きまして、榛東村総合計画について伺います。

まず、第6次総合計画の前期基本計画の目標値などについて伺います。

本村では平成28年度から平成37年、今で言いますと令和7年度を期間とする第6次榛東村総合計画を策定しております。この第6次の計画を見ますと、主に前期の基本計画について基準値と目標値というものが基本計画の中に定められております。

例えば、第4章の豊かで活力あるむらづくり、基本施策1、農林業の振興というところで、新規就農者の支援ということで、基準値は平成26年度の2人ですけども、目標値は平成32年で5人とされており、認定農業者の確保についても平成26年では38人と書いてあり、目標値は平成32年で40人となっております。

このほかにもいろいろ書いてあるわけですが、ただ、基準値と目標値がパーセントで示されていたりするものもあって、ちょっとそのパーセントの出し方がどうなっているのかなという疑問を持つところもありますけれども、ただこの目標値が平成32年、令和2年の時点で達成されたのか、どういう状況になっているのかということが、ホームページ等でも公表がされていない状況であります。この目標値について、やはり公表したり、もちろん精査は行っていると思いますが、そのように住民

のほうに分かりやすいように出していくような、そういった考えがないのか伺います。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 第6次総合計画の進捗状況、達成状況、これらについての報告、公表についてでございますが、本来は公表すべきものと、そのように考えております。しかしながら、議員が先ほど来、言われているように、目標値、それから達成状況等々が数値として捉え方が難しいもの等がありまして、公表できていなかったというのが事実でございます。

次期計画策定時には、客観的に捉えられるような目標値、これらなどを設定したい、そのように考えております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 次期ということでありましてけれども、現在はこの第6次榛東村総合計画の後期のほうの年度に入っていると思います。こちらについては、今、課長がおっしゃってくださったように、しっかりと総括をして公表をしていただけるものだと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほども少し触れたんですが、次期、第7次の総合計画策定時におきましては、策定手法いろいろあるんですが、その中の一つでアンケート調査等を行う予定でございます。その際に現状等をお知らせしながらアンケート調査を行う方法など、いろいろと工夫しながら次期の計画策定、そういうことをやっていきたいと、そういうところで報告の一つをできればと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ぜひよろしく願いいたします。

それで、この後期計画、前期計画もそうなんですけれども、この中に関連する個別計画という欄がありまして、もちろん私たち議員のほうにも冊子を配ってくださっている計画もあるんですけれども、探してもホームページ等でも載っていない計画もありまして、やはり読んでみると、この個別計画についても確認したいなと思うんですけれども、このあたりについても公表していく考えがあるのか、そのあたりの考えをお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ご指摘の個別計画についてでございますが、これにつきましては総合計画に掲載されている、されていない、これらにかかわらず、公表できるような計画、また公表すべきような計画、これらにつきましては次期策定を待たずとしてホームページで随時公表等をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 総合計画は非常にむらづくりの将来の目標を示すとともに、村政を総合的また計画的に運営するために、各分野においてしっかりと事業の方向性といいますか、指針を明らかにするものであり、本当に最も基本となる計画であります。

ただ、それにもいろいろな個別計画があつたりしている積み重ね、積み上げという部分もあると思いますので、できるものはしっかりと住民に分かりやすい形で公表していただいて、村が今どこまでその計画を達成しているんだよ、どこまで進捗しているんだということも、村民と共有しながら一緒に取り組んでいける、そんな計画にしていきたいと思っているところであります。

第7次の今度、総合計画のほうで策定のほうが始まっていくかと思っておりますけれども、そちらはどのような予定で進めていくのか、説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 第7次、次期総合計画の策定についての現在でのスケジュール感というか予定でございますが、こちらの計画につきましては、現計画が先ほど議員がおっしゃられたように平成で言うと37年、令和でいきますと7年までの計画ですので、次期計画のスタート年は令和8年度になろうかと思えます。そこから今までの榛東村の総合計画、これ10年スパンでつくってきておりますので、そういうふうな現在のところなろうかと考えております。それなので、令和8年度から10年間の計画というところを現在考えております。

そうしましたところで、主立ったスケジュール感というか、ところを申し上げますと、来年度令和5年度におきましてはアンケート調査を実施いたしまして、翌令和6年度に地域別の座談会等を設け広くご意見を伺うと、それから令和6年度後半から令和7年度前半にかけて審議会やパブリックコメント、これら等を実施いたします。その後、令和7年9月を目標に基本構想の議案上程、議会審議等を考えていきたいと、今の予定はそのようなところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 流れについて説明いただきましたけれども、第6次の総合計画をつくる時も、この後ろに審議会の委員の名前がありますけれども、公募だったり、本当に男女、今までは充

て職といますか、過去はそういった方で構成されていた部分が、かなり、少し、女性と世代のバランス等も考えられた審議会に、つくったときしてくださったという記憶があります。

やはりこの第7次のほうも多くの住民の声、そして男女比構成や年齢、そういったことも含めて多様な人が審議会等に参加できればよいのではないかなと思っておりますけれども、その辺はどのように考えているのか、現時点で分かる範囲でお願いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） この村の総合計画でございますが、それこそお子さんからお年寄りまで各世代にわたっての村の全体像を掲載している、考えているような計画でございます。そういったことも含めまして、議員おっしゃられるように、男女比であったり世代間、その辺についても前回までも同様に幅広くご意見伺えるような構成となっております。

それから、前回もそうだったんですが、審議委員さんの公募、これにつきましても次期審議会構成時には考えていきたいと、同じように公募するであろうと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 新しい計画ということでありますけれども、やはり目標値の、先ほど言った出し方だったり、達成状況を情報発信といたしますか、住民に分かるようにしていくと、伝わるようにしていく、村がどういう方向でどうに進んでいて、それが今、現時点どこまでいっているのかというのが一緒に住民に共有できるとよいなと思っておりますので、その辺の目標値の出し方とか、そのあたりも第6次とは違うような内容になるのか。村の事業をもっとたくさん、ここに書いていないぐらいのたくさん事業をやっていますので、その辺を分かるようにしていただきたいと思うんですけれども、そういった見える化についてはどのように考えていますか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村が行っております各種施策の指標、それから目標値等々につきましては、こちらの総合計画に掲載している、それからなかなか公表できていないんですが、公表されているものだけではございません。議員おっしゃられるとおり、代表的なものを掲載しております。

その他の項目等々につきましても、計画に載せるとなるとやはりスペース等も限られますので代表的なものになりますが、そこではない、成果の公表、毎年時の達成状況の公表等々におきましては、その他の項目等も含めて報告、公表などをしていきたいと考えております。その際には、議員おっしゃられるとおり、分かりやすくということも大変重要であるというふうに考えておりますので、いろいろと工夫しながら行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村民の皆さんもやはり村からの情報は、もちろん広報とかホームページありますけれども、なかなかどういう事業をやっていて実際どうなのかと、多くの方にまだ伝わりきれていない部分がたくさんあるなど、村民の方とお話すると感じていますので、ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと思います。

ただ、今月、報道で内閣府の地方分権改革に関する有識者会議で、自治体に策定を求めている行政計画を減らすための各省庁向けの指針を大筋で了承したという報道があり、また各省庁が新たな法制度をつくる際は、計画策定の必要性を含め、自治体の取るべき方法は自治体の判断に委ねるとの原則を明記したという報道がありました。

計画をつくらざるを得ない場合でも自治体に既にある総合計画などと統合できるように検討するというような内容もあるそうでもありますので、今後こういったことも含めて考えていかなければならないなと思っておりますけれども、榛東村はずっと委託で、業務委託でこういう計画、もちろん審議会とかしっかりアンケートも取っておりますけれども、自治体によっては職員と村民で分かりやすい10年後の目標、この町や村をどうしようという、そういう分かりやすい手作りの総合計画をつくっている自治体も、有名なところだと海士町とかもありますけれども、やはりこれまでと必ずしも同じがいいというわけではないと思いますので、計画策定に当たっては、いろんな方法を検討して、やはりよりよいものにしていただければと思います。

次に、ユニバーサルシート設置に関する進捗状況を伺います。

昨年の9月の定例会におきまして、防災中枢機能施設へのユニバーサルシートの設置の考えについて質問をさせていただきました。実施設計では予定していないと回答をいただいておりますが、その後検討されたのか、設置の可能性があるのか、説明を伺います。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ユニバーサルシートの設置につきましては、設計変更に伴う建設費や工期の変更等が許容可能な範囲かを考慮の上、検討しているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 検討してくださっているということでございますけれども、午前中、生方議員もそういった見直しについても質問されておりましたけれども、もちろん災害時の避難所ということも、今回の施設はそういったことが大きな部分でもありますけれども、これから先、十数年使う施

設ですから、やはり障害のあるなし、または年齢だったりジェンダーにかかわらず、全ての人があらゆる人が使いやすい施設にしていきたいと思います。

やはりできてからああすればよかった、こうすればよかったという声も絶対出ないというのはないとは思いますが、なるべくできる範囲でそういったことを考えていっていただきたいと思えますし、これからの公共施設はやはりそういったことが基本だと思います。細かい部分、調整等も大変だとは思いますが、あらゆる立場の人が利用しやすいよう、そういった配慮した施設になることを期待しております。よろしく願いいたします。

最後に、しんとうスポーツアリーナの空調設備の利用について伺います。

昨年度、空調設備設置工事が予算化されて実施されました。この空調設備ですけれども、現状、どのような場合にこれを利用することができるのか、何か決まりがあるのか、そのあたりについて説明を求めます。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） しんとうスポーツアリーナの空調設備についてですけれども、近年の異常気象によってリスクが高まってきております熱中症の予防を主な目的としまして、どのような基準で稼働していくことが適当か、模索をしてきております。

現時点では、温度指標として推奨されているWBGT指数が警戒へと変わる25以上を目安に稼働を行っているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 主に熱中症ということで説明いただいたんですけれども、本年の1月の下旬に全国に大寒波が襲って、各地で水道管の凍結だったり破裂が起こった状況であります。ちょうどその時期にスポーツアリーナを利用していた子どもたちが、試合前にアップしても体が温まらず、試合前とか休憩のときに本当に毛布にくるまっていないと冷え過ぎてしまって、通常と違うような寒さの中での利用だったということでお聞きしております。

先ほど熱中症対策ということでお話がありましたけれども、冬の場合につきましても通常よりも気温が低くなってしまうときなど、やはりこちらのほうも基準を設けて利用ができるようにしていきたいと思います。そのあたりも検討していただけるのか伺います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） この前の大寒波ですけれども、なかなか近年にない異常な状況だったかなというふうには思います。体育施設としては、使用中に体温が上昇するので、そのあた

りを考慮した上で、この前のような冬の異常な気候により著しく気温が低下した場合、そういうときも考えまして、今後、基準については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） せっかく補助金もありますけれども数千万というお金をかけて空調に関して設置したわけでありますので、村民の方が利用しやすいといえますか、健康に、そして安全に利用できるように、そういった部分の基準についてもしっかりと考えていただければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきますが、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」ということで、今の真塩村長がそれを掲げて、第6次総合計画に沿ってむらづくりを今進めてくださっているところだと思いますけれども、本当に全ての人が安心して暮らせる榛東村にすることが大切だと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上で終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、12番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を2時といたします。

午後1時44分休憩

午後2時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位4番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 皆さん、こんにちは。榛東村の地下に新幹線の駅をつくろうと思っている齊藤将史です。よろしくお願いたします。

今日はこれと言ったテーマは決めずに、1つ目の質問は子育て支援、少子化に対する対策ということで質問を設定しました。2つ目の質問は何だったかな……

〔「耕作放棄」の声あり〕

○1番（齊藤将史君） 農業政策に関する質問ということで設定をしました。

それで、3つ目ですが、榛東村特有の問題ということで3つ目の質問を挙げさせてもらいました。

1つ目の質問に移りますが、最近、伴走型子育て支援ということで、政府からは話が出てきております。地方でも手を挙げた地方自治体でそれに取り組む、独自性を加えて子育て支援をしようというふうな取組を行っております。この子育て支援に対してどのようなことを考えているのか、回答を。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 伴走型子育て支援についてということですが、具体的な取組としましては、妊娠初期から出産、子育て中の相談や子育てサービスをより利用しやすいよう、妊娠中から保健師や助産師が継続して支援をしていくものでございます。具体的な取組は、原則、妊娠届時の面談、妊娠7か月から8か月頃の電話による面談、出生後は自宅で面談を実施をしております。安心して出産を迎えることができるよう、出産後はお子さんの支援と産後の体調や気持ちの変化などの不安や悩みの相談に応じ、子育て支援のサービスの紹介や、これから始まる子育てについて一緒に考え、サポートをまいります。

その後は支援が必要な場合は個別に連絡をしたり、乳幼児健診や子育て教室などで継続してお子さんやお母さんの支援をしております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 今後、地方を挙げて、国が率先しながら地方を挙げて子育てに取り組んでいくと、そういうことの表れだと私は感じています。この制度自体が、もし制度化、恒久的な制度化ということで続いていくのであれば、後期高齢化に対する支援等々と全く同じ内容のことも含んでおります。つまりは医療制度を含んで、あるいは地域の支援体制、地方自治体の支援体制という形で今後やっていくという考え方に基づいた伴走型子育て支援ということになるかと思えます。

では、次の質問に移ります。

地域性を考えた今後の榛東村の取組、それについて何か考えがあるのであれば回答を。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この伴走型相談支援の面談は、妊婦さん、産婦さんを対象としておりますが、夫となるご主人やパートナー、同居家族も一緒に面談することが推奨されております。そのため面談や電話相談は、基本平日に受けておりますが、家族やお仕事の都合等で平日では受けられない場合は、相談の上、休日や夜間に対応するようにしております。

また、榛東村も核家族のご家庭が多く、中にはご実家が遠方で祖父母の支援が受けにくいというご家庭もありますので、村としては産後の体を少しでも休めたり、不安を軽減できるよう、これは独自のサービスというわけではないんですが、産後ケア事業など育児支援のサービスを周知して、少しでもお母さんの負担が軽減できるよう利用を勧めてまいりたいと思っております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ありがとうございます。

では、3番目の妊娠中、職場復帰までのメンタルケア、つまり精神的なサポートですね。これは家族、ご主人も含めて家族も含めた一体型ということを私は想定をしているんですが、それに当たって、家族との話し合い等々、つまりは旦那さんを含めた話し合い、そういったことも含めながら、メンタルケアに関してどのように考えているか、やっていくのか、回答を。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほど1つ目で回答をさせていただいたとおり、妊娠初期から伴走型相談支援の面談や電話相談、乳幼児健診等、様々な相談の場を通して妊娠中及び産後の体調や気持ちの変化から来る不安や悩み、育児に対する不安などの相談を受け、支援をしております。必要な方には議員がおっしゃったように家族も含めた支援でしょうか、一緒にお話を聞いてもらったほうがいい場合はご主人なりご家族と一緒に面談をする場合もありますし、助産師や保健師による訪問で経過を見たり、子育て支援サービスや専門職、医療機関につなげてメンタルケアも支援をしております。

また、職場復帰の準備の中で、保育園やこども園などの相談は住民生活課と連携をして支援をしております。職場復帰までという区切りではなく、子育て期間を通しての支援ということで、継続して支援をしております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 1番の伴走型子育て、子育てはある意味成人までということ、成人を過ぎてからもということもあるのかもしれませんが、ここではちょっと質問の中には組み込みませんでしたけれども、親御さんが身障者、あるいはお子さんが身障者といったケースの場合も含めてケアを恒久的に行っていくには、一般財源よりも、これは政府との話になるんですが、事あるごとに政府には言っていこうとは思っておりますけれども、恒久的な制度という形にしていくのであれば、予算をどこから取ってくるかというのも今現在問題になっておりますから、もし県や国との話し合いの折に、恒久的な制度のために一般財源よりも特定財源、そちらのほうを新たに制度を設定してやっていったほうがいいというふうなことも、もしよかったら話ですが、話をできる機会があれば、話をしていかれたほうがいいのではないかと私は思っています。

では、2番目、耕作放棄地について。

これは昨今、サプライチェーン、食に関するサプライチェーンの混乱というのは、今のところはまだ日本の場合顕著に表れてはおりません。ですが、実際に物価が上昇している、食品関係の物価が上昇しているという現状を踏まえて、ある意味、自給自足を地域を挙げてやっていかなければならないということも考えて、今後も強く考えていかなければならない。その観点から、直近のデータで構いませんので、耕作放棄地、今どの程度あるのか、回答を。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、ご質問にお答えします。

令和4年度において、本村において遊休農地となっております農地についての農地パトロールを実施させていただきました。その中で確認されている面積ということでお答えをさせていただきます。

面積につきましては全体で7万3,976㎡、こちらの筆数、こちらについては74筆でございました。令和3年度が面積で8万4,301㎡、筆数で90筆でしたので、面積では約5,000㎡、筆数では16筆の面積が前年度より減っている状況となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 減っているといっても、これは総体的な問題だと思っています。ある意味、農地転用という形で、農地が少なくなればその比率自体も少なくなっていくというようなことにもなっているのだとは思っておりますが、まあ、それはそれで2つ目の質問ということで。

今までの耕作放棄地に対する対策・対応、今後の対策・対応について、分かる範囲内で結構です。回答を。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 耕作放棄地の調査で確認されました農地につきまして、農業委員会において委員による日常的な見回りや夏場での強化パトロール等で確認された耕作放棄地、所有者に対しては改善勧告ということで耕作放棄地の解消、担い手の仲介などにより対応しているところがあります。

今後につきましても引き続き耕作放棄地等の解消に向けて、担い手の掘り起こしやマッチングなども行っていきたいと考えております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） マッチングということで、いろいろ探す相手、借り手、貸し手、それをどのように探していくかというのも結構大変な話だと思っておりますが、ある程度まとまった耕作地でないと相手が見つからないということもあるでしょうし、あるいは地権者の方、農地保有者の方からこういう要望があると、このように使ってほしいという要望もなきにしもあらずだと思っておりますので、その辺のところはきめ細かく対応していただきたいと思います。私は考えています。

では、次に、上記、先ほどの目標設定についてですが、これ、成果を挙げるための手法、そういったものがあれば、分かっている範囲内、決まっている範囲内で結構ですので、回答を。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） 今後の対策等にもつながることかと思われませんが、耕作放棄地の解消について、目標として行っていくことというのは非常に難しい問題があるかと思います。特に、耕作されている方が年々高齢化、また離農による耕作放棄、所有されている農地の相続等により農業生産従事者以外の方が農地を相続された場合等、いろいろな要因が重なり、結果として耕作放棄となってしまう農地もあることと推察されます。

このような中であって、毎年農業委員会において実施している農地パトロール等で確認された耕作放棄地等につきましては、まずは前年度よりも減少するように、1筆でも少なくなるようにということが一つの大きな目標と考えており、農業委員さん、推進員さんには調査で確認された農地について、所有者の方等に改善の依頼をさせていただき等措置を取らせていただいているところであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

[1番 齊藤将史君発言]

○1番（齊藤将史君） ある意味、農業もそれ以外の産業、企業も実質的には全く同じです。リスクテークを取るのには企業自身であり、また個人自身である。そのような意識というか、農業従事者の方たちに常々私は機会あるごとにちょっと話をしますが、農業従事者の人もビジネスマンですよというふうな話を以前したことがあります。つまり、リスクテークはおのれ自身でやっていかなければならないというのは、先ほども申し上げたようにどんな産業であったとしても、どんな企業であったとしても同じことなので、それはそのリスクテークを取るか取らないかも、やはり個人、農業従事者の方次第になってくるんですが、そういった方たちも含めて、やる気のある方たち、そういった人たちに対して、できるだけ農業を引き続き続けていけるような行政を、今後ともやっていってもらいたいというふうに私からは伝えておきます。

それで、4番目の質問になりますけれども、学校給食での食材の地場産率、これ米飯率もちょっと聞きたかったんですが、今回は米飯率は抜きますけれども、学校給食の食材の地場産率、直近で構いませんので回答を。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 足達哲也君発言]

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校給食の食材の地場産率ですが、本年度の食材の地場産率については令和5年1月31日時点ですけれども、12品目、62の献立、55日間提供いたしました。地元農産物の使用率は榛東村産で3.6%です。なお、榛東村を含む群馬県産の農産物の使用率は35.2%となります。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） では、次に、給食についての引き続きの質問ですが、2年ほど前から商業捕鯨が再開されました。我々世代、昭和40年前後の世代というのは、鯨肉が給食に出ていました。鯨肉に関してですが、今後給食に復帰するという、予定等々、分かる範囲内で結構ですので回答を。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 鯨肉の給食への使用についてですけれども、現在、食材として鯨肉の活用は学校給食センターのほうでは行っておりません。指定業者に問合せをしましたところ、指定業者では取り扱えない、または取り扱えたとしても使用時期、使用量、使用目的、使用したい理由等について捕鯨団体に申請が必要になっておりまして、現状、簡単に価格等の確認ができないという、そういう状況にあるようです。

また、栄養士が参加した研修の中で、鯨肉を活用した献立についての事例は聞いていない、そういう状況です。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 鯨肉については商業捕鯨が禁止されてもう30年ほどたっていると思います。これは一種の日本の文化でありますので、ぜひとも、ちょっと現状だと給食に導入できるかどうかというのは全く分からない状態ですけれども、ある意味、食育という観点から、今後学校教育等々でも日本における鯨肉のというか、捕鯨という行為に対してどのような文化、あるいは経済的な意義、そういうものがあつたんだということを、生徒たちにも教えていってほしいなというふうに私は感じています。

では、次に、先ほど冒頭で言いましたけれども、榛東村特有の質問になります。

自衛隊の組織改編・装備変更に伴う住環境変化に対する問題処理についての質問になります。組織改編で装備品が相馬原自衛隊で一部変わりました。それに伴って演習等々で振動、騒音、今後そのようなものが引き続き発生していくと思いますけれども、これに対する対応、処理はどのようになっているのか回答を。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 自衛隊の訓練の実施に当たって生じる騒音、あるいは振動等は住民にとって深刻な問題であると認識をしているところでございます。去る2月2日に県知事及び関係市町村長から訓練時の安全確保や早朝・夜間の実施を控えるなど県民生活への配慮、周辺地域への丁寧な対応について、防衛大臣に対し要請を行いました。

機動戦闘車、今度新たに配備される機動戦闘車の砲撃訓練につきましては、年間15日程度であるというふうに説明を受けているところではございますが、訓練による地域への影響を見極めながら、県及び関係市町村と連携し、国に対して必要な要請を行ってまいり所存でございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 対応は窓口を新設していただくという形になるというお話もありました。もし仮に物理的な被害、ソニックブームとか要は振動によってガラスが割れるですとか、物が落ちて壊れてしまう、そういったケースの場合、どのような対応になるのか、補償はどのようになっているのか、回答を。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回、こちらの駐屯地に配備されます機動戦闘車につきましては、既に第1師団のほうに配備をされていて、演習も実施をされているというところであります。東部方面隊管内の戦車砲の訓練を行っている他の演習場において、射撃訓練の振動により壁が崩れた、破損した、あるいはテレビの受信障害が生じたというような事例はないということでの説明は受けております。

訓練等にかかる被害が万が一発生したならば、発生状況あるいは被害の程度等、事実関係について確認した上で、関係法令に基づき部隊において適切に対応されるものと考えております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 皆さんもご存じのように榛東村は長年にわたって自衛隊組織、防衛庁の時代からいい関係を築いてまいりました。引き続きこのいい関係というのが続いていくように、榛東村からの要望等々、事細かに伝えていただいて、それで防衛省に対しても昨今の国防関係を考えた場合に、実際には拡大路線を取っている国々というのが最近顕著に目につけてきました。以前だったら南下政策とかというふうには言われておりましたけれども、その中であって日本はある意味外交の対応としては土下座外交ということを経験してきました。

それで、ここ5、6年、10年ぐらいにわたってそれがあある意味改善をされてきている。領海や領空に関しても国際情勢で言えば、いろいろ侵害を受けているような状況の中で、アメリカと軍事同盟、1国だけではありますけれども、近年ではクアッド、インドやイギリス、アメリカ、あるいは環太平洋を取り巻く国々、あるいは諸島部、そういった地域も含めた旧ファイブアイズと言われるもの、新ファイブアイズというようなものも、加入するとかということも、あるいはオーストラリアですね。そういった組織に加入するというのも取り沙汰されています。

実際には、今後どういうふうな形になるか分かりませんが、そういう国際関係の各国々との連携も含めると、防衛装備品の持込みが日本国内で可能になってきたという法的改正もありますので、

榛東村の自衛隊、地域的に考えて様々な国の防衛装備品も入ってくる可能性が出てきました。そういった観点から、あるいは国際情勢を踏まえた地域の自衛隊の在り方、これを考えたときに榛東村はどのように考えているのか。良好な関係を結んできた榛東村ですので、この国際情勢に鑑みて、現在の国防についてどのような考えを持っているのか、村長、回答を。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 齊藤議員の質問について、本当に難しい問題だと。私だけじゃなく、議員さんもこの国防について、そして地元の榛東村として、もう何年にもわたって共存共栄ということやってきたという中において、その問題について尋ねられても、見解はということですけども、はっきりと私自身答えのしようがない。本当に難しい問題で、装備品が、こういう装備品が入ってきたら云々とか、そういう問題もあるかと思えますけれども、これについて私のほうからは難しいなど、榛東村においては明治43年に陸軍の演習場が開設したところですよ。我々はもう大分前の話ですけども、100年以上にわたりまして演習場が所在しているところでございます。

それに対して、この実態がまだ我々としてはどうに変わっていくとか、そういうものについて我々は聞いておりませんし、今の問題について一生懸命答えようとしても、私自身まだ知識を持っておりませんので、ご勘弁を願いたいというふうに思います。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ありがとうございます。

この質問は教育長にもちょっとぶつきたいと思っているんですが、国際支援等々もありますので、これは何も国防と一緒に捉えて表現しておりますけれども、これは国を守るために武力のみならず近隣地域との友好な関係を築いて、災害支援あるいは治安維持、海賊の哨戒も含めて、海の警察ではありませんけれども、そういった関係のこともございますので、実際に国防というふうなことで表現はしましたけれども、教育現場で生徒たちに、もし日本の国防というのを教える場合、先生として教える場合、どのように教えていただけるのか、これを教育長から回答を。

○議長（小山久利君） 青木教育委員会教育長。

〔教育長 青木芳弘君発言〕

○教育長（青木芳弘君） 国防に関することについての見解を述べる立場にはないので、大変申し訳ないんですけども私の見解というのはないんですが、ご存じのとおり平成18年12月22日公布施行された改正教育基本法では、教育の目標の中に「国と郷土を愛する態度」というのを掲げているというふうになっています。

特に榛東村では共存共栄をしてきた自衛隊ということがありますから、学校現場とすると自衛隊の活動については、これは全国でもやられているんですけども、社会科においては災害派遣や国連の

平和維持活動などの資料が示されていて、自衛隊の活動が紹介されていると。榛東村というところに限って言いますと、キャリア教育という一環の中に、様々な職業がありますと。その中の一つとしてこの自衛隊という、自衛官という職業もあるわけですから、お願いをしてキャリア教育講演会とか、もしくは職場体験等で自衛隊のところにも行かせていただいて、職に対する熱意や信念、業務の内容等をお話をしていただき、特に学校現場で必要なのは平和教育だろうなと思っていますので、平和教育に力を入れているところでございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 私の質問は以上です。

○議長（小山久利君） 以上で、齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を2時50分といたします。

午後2時33分休憩

午後2時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位5番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。2番須田仁美でございます。

傍聴席の皆様、夕方のお忙しい時間帯にもかかわらず、お時間をいただき大変ありがとうございます。

今回は通告に従って3項目について質問させていただきます。

まずは1、5類移行予定の新型コロナウイルス感染症の対応についてお伺いいたします。

早速ですが、（1）どのような生活変化が起こるかについてです。

大型連休明けに新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から、季節性インフルエンザと同類の5類へと引き下げられることが決まりました。先行して2週間後、3月13日からはマスク着用が原則個人の判断に委ねられることになり、マスク着用を推奨するケースやその他の対策にも基準が必要になってくると思います。

そこで、まず、この3年間のコロナ禍でつくられてきた新しい生活様式というようなものに大きな変化があるのか、村民の生活の変化について、村民に不安や混乱が来さないようにあらかじめどのようなことが想定されるのかお伺いしたいと思います。現段階で分かる範囲でお答えください。

それでは、以後、自席に戻らせていただき質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げると、議員が先ほどおっしゃったように、そういう方針を決定しております。

感染症法により5類になった場合の対策の変化ということでございますが、感染者の入院勧告や隔離、就業制限、外出の自粛要請等がなくなること、医療費が公費負担でなくなること、発熱外来などに限られている診療は一般の医療機関でも受けられるようになることなどがあります。ただし、新型コロナウイルスの感染症に関しては、国民や医療現場での混乱を回避するため、保健所などが行ってきた入院調整や医療費の問題など、段階的に移行を目指すとしておりまして、3月中に方向性を打ち出すとされております。

今後、生活の変化がどのようになるかは、この国の方針によりまた決まってくると思いますので、その点を注視してまいりたいと思います。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。段階的に変わっていくということで、急な発表ではありませんけれども、その時期になっていって、だんだんに生活を変容させていけるといいます。

（2）です。村の体制、対応の変化についての質問です。

制限などが緩和されれば、今までできなかったイベントもできるようになる期待もあると思います。その反面、感染したときの医療機関の受診体制や健康保険の医療費の負担、ワクチン接種の今後などの疑問、不安も出てくると思います。

まだ詳しいことが3月中に発表されてくるということで、随時通達等もできる限り広報や回覧板を活用したり、村のホームページから見られるようにリンクを貼っていただくなど、情報提供をしていただければと思いますけれども、現段階で想定される行政の体制や対応の変化について、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほども申し上げましたように、国の方針が決定し、感染対策の変更やその時期などの具体案はこれからということになりますが、ワクチン接種については来年度も公費負担で実施するというところは既に示されております。

また、5類に移行するという事により、新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではないということもありますので、今後も感染拡大は生じ得ることも想定しながら、村の体制や対応の変化について慎重に検討してまいります。

また、マスクについては自分の判断でというところもありますが、密を回避するとか、換気とか、手指消毒とか、手洗いとか、そういったところは引き続きというふうにも言われておりますので、今までどおりの感染対策も並行しつつ、どういうふうに変わっていくかは今後の国の示すところを見ながら、分かり次第、皆さんには周知してまいります。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

細かいところにはなるんですけども、窓口の住民の方との隔たりというものは取り除く予定があるのか、聞き取りにくかったりという声もお聞きしているので、そういった予定のほう、もしあればお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） そういったことも含めて、国の方針が出た上で検討してまいります。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 国の方針がいつも急に、ぎりぎりの段階で出ることが多いので、村でも村民の方への情報提供は速やかにできるように、あらかじめ準備のほうをお願いいたします。

続きまして、（3）と（4）では同じ質問内容ですが、お答えいただく課長、局長に従って、分けて順に質問させていただきます。

この3年間のコロナ禍で、一番生活や教育活動、社会活動に制限をされて大変だったのは、子どもたちだと思います。発達段階に応じて必要な教育、体験は違ってきます。年齢に見合った必要な体験を制限されてしまった貴重な3年間は戻ってきません。もちろんそんな制限の中、非常にご苦労されて工夫されて、子どもたちを安全に保育活動、教育活動をされてきた先生方には本当に感謝申し上げます。

ただ、過剰な感染症対策を早く終わらせたいという声も医師たちの間でも上がっておりました。気づけばワールドカップの頃から海外ではマスクなしですけども、日本だけがマスク社会というような流れになってしまっているのかなと感じておりました。本来、子どもというのは泥遊びを通じたりして、いろんな菌に耐性をつくり体を丈夫にしていったり、風邪を引けば熱を上げて体から菌を追い出したり、正常な体の働きであります。今の子どもたちは過剰に熱を出すのは悪いこと、菌を追い出すためのせきも悪いこととして感じてしまっているところがあり、熱冷まし、せき止めの服用や、部屋ごと、移動ごとの過剰な消毒等、体を丈夫に育む間もないのではないかなと、私は感じております。

食事前やトイレの後などの適切なアルコール消毒等の利用は効果が高いかもしれませんが、過度な

手指消毒では皮膚の保護機能がかえって損なわれてしまい、ウイルスへの感染防御力が弱まってしまうと警鐘を鳴らす医師もいます。マスク着用に対して、アレルギー反応のある子でも無理をして着用してしまったり、息が苦しくて鼻を出してしまったことを怒られて、学校に行けなくなるというケースもあったようです。

3月13日からの変化もあると思いますけれども、4月の新年度には、いま一度エビデンスも確認しつつ、どのような対策がよいのかきちんと精査して、計画をしていっていただきたいと思うところではありますけれども、まず、(3) 保育園やこども園の生活と感染症対策の変化についてお伺いいたします。

3月13日の段階や4月の新年度からの段階、5月8日、5類に引下げの段階などでの変化について、現段階で分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村内の保育園、こども園では、これまでも国や県から発出された通知やガイドラインに基づき、様々な感染症対策に取り組んできております。また、各園において創意工夫を図りながら、子どもたちの保育や園の運営、様々な行事などを実施してきていただいているところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同様の5類に移行されるとの報道を受け、5類移行後の保育や園行事等について対応方針の変更があるかお聞き取りをしたところ、各園ともに当面は現状の対策などを継続し、今後発出される事務連絡やガイドラインに準じて対応をしていくとの回答がございました。

なお、各園で同じようにお話しになる事柄としましては、登園の自粛要請や休園を行うことが保護者の皆さんにとって一番困る事態であると思われるので、いわゆるクラスターなどが発生して休園措置を講じる事態にならないよう、そのことに重点を置き、子どもたちの保育や園行事に取り組んでいきたいとのことでございました。

なお、マスク着用の点につきましては以前から、これは乳幼児、特に小学校に上がる前の年齢のお子さんのマスクの着用については注意が必要ということで、特に2歳未満では推奨されないということで、以前から繰り返し各園とは意見交換をしまして、特にお子様の様子を注意深く見て、マスク着用についてはお願いをしていってくださいということは、何度も話し合ってきておりますので、マスク着用につきましても当面同じ対応をしていくということでございました。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 各園からの調査で現状が分かることができました。ありがとうございます。

当面は現状どおりで今後の発信によってということですので、国からの通知、ガイドライン次第なのかなとは思いますが、こちらも3園の各園での違い等ができるだけ避けられる、ここはマスクはしなくてもいいけれども、こっちはしなければいけないというような、そういった状況ができるだけ起きないように、調整のほうをよろしくお願いします。

では、(4)です。幼稚園や小中学校の生活と感染症対策の変化についてお伺いいたします。

マスクの取扱いのほか、給食の黙食緩和について以前も質問させていただきましたけれども、11月には文部科学省から黙食を求めないという通知が行われているところでもあります。そのほか体育行事や音楽等の実施の予定など、こちらも3月13日、4月の新年度、5月8日からの3段階で変化が分かれば、分かる範囲でお答えください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 現在も新型コロナウイルス感染症対策本部が示します新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び文部科学省が示します、今、議員さんがおっしゃられた学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これらを踏まえた対応を基本としておりまして、今後も継続するということになります。

令和5年2月10日付で政府対策本部決定におきまして、学校については混乱を防ぐという意味も含めて、4月1日以降のマスクの着用の考え方、マスクについてですが、これについては学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とするというふうにされておるところです。

また、マスクの着用だけでなく感染症対策全般については、国、県より改めて通知が出されることになっております。4月1日以降の対応につきましては、国、県の方針が打ち出された後、それらに基づき対応していくこととなります。給食ですとか、また感染リスクが高いとされるような運動または活動等につきましても、恐らくその中で示されるというふうに思いますので、その内容について十分吟味をし、学校と共有をしていきたいと思っております。

また、一方で、卒業式におけるマスクの着用に関わってですけれども、4月1日よりも前になりますけれども、3月13日以降、児童、生徒、教職員については卒業式においてマスクを着用しないことを基本とする旨、示されておりますので、それに則って本村でも卒業式の進め方について十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

複雑で、卒業式においてはというような通達が来ているということで、教職員の方や児童生徒の方もマスクを基本は外すということでもあります。例えば、こども園のマスク着用、今まで着用を推奨必

須とされてきた子たちにとって、ここは外してもいいですよと声かけをしても、例えば幼児ですとか、幾つの年齢から自分の判断でできるのか、適当であるのかということもありますし、混乱をするのが推測されます。きちんと大人の責任で判断する、もしくは話して分かる年齢であれば、本人の意向を加味しつつ、それぞれの家庭で話合いの必要もあるのではないかと思います。

黙食についても、11月以降の通知で緩和した地域の学校のほうからのお話なんですけれども、話をするのは迷惑ではないだろうかと思う子がいたり、話をせずに食事をするということが習慣化してしまったり、あまり結局会話をせずに給食を食べていますという学校も多いそうです。やはり3年間しみついてしまった習慣というものは簡単には変え難いと思います。

例えば会社とかだと、上司がマスクをしているのに部下の私がマスクを外してもいいかなと思う方もいるかもしれないのと同じように、教師の方がマスクをしていると、生徒児童の方が結局外してもいいのかしらと悩み続けるという流れにもならないかと思うので、大人の責任として必要な方以外は先生の方から外していこうという意識でつなげていっていただきたいなと思います。受験生とか、控えていることもありますので、そういったことも踏まえて、必要なところと必要でないところをきちんと基準を持ってやっていただきたいと思います。

次に、(5)なんですけれども、差別、ハラスメントの防止についてです。

今までもコロナ禍でワクチンや感染しましたというようなこと、マスクのできない人、アルコール消毒のできない人等で、いじめや差別が起きないように対策されてきたと思いますけれども、今度いろいろ変化が生じて、マスクが個人の判断になったり、する人、しない人が混在するケースも出てきたりすることで、いじめや差別などが起きないかどうか、十分に周知していただきたいと思っておりますが、学校などではどのように差別、ハラスメントの防止の対策をしているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議員がおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症に関わる差別や偏見ということについては、学校現場だけでなく社会全体にとって大きな問題、課題であったかなというふうには思っております。この感染症にまつわる差別、偏見等については、その防止に向けましてこれまでも繰り返し指導を重ねてきたところでもありますし、また人権教育のという広い視野からも重点を置いて指導をしてきたり、考える機会を設けてきたり、そのようなことをしてきたところ です。

令和5年の4月1日以降につきましては、マスクの扱いを含めこれまでの対処法との違いが生じたり、また議員さんがおっしゃるように、周囲の子ども、友達と目に見える違いというものが生じる、そういうことになろうかというふうに思います。そのような中で差別や偏見等が生じないよう、またハラスメントということにかかりますと、教職員がマスクの着用を子どもに対して一律に指導すると、

そういうことのないように、教育委員会としても指導をしていきたいというふうに考えております。

差別や偏見等がもし見られた場合につきましては、早期に適切な指導を行うよう、先日、校園長会議の中でも指示、指導をしたところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 適切で細かい指導のほうをありがとうございます。ぜひ5類移行によって村民の皆様の生活が以前のように戻り、さらなる質の向上ができる行政や教育が行われますように祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

2番、農業の支援についてということで、榛東村の基幹産業としての農業、先ほども村長が提案理由でおっしゃっていらっしゃいました第6次総合計画の柱の一つでもある「豊かで活力あるむらづくり」として、農業への補助についても予算のことをおっしゃっていらっしゃいました。大変ありがたいです。

また、齊藤議員の質問と重複する部分もあるかもしれませんが、農業の活性という意見で、同じ思いで質問させていただきます。

（1）村の農業の現状と課題はということで、まず、榛東村の農業の現状についてお伺いいたします。全国的なことで村に限らずのことでもあると思いますけれども、現状のほうをお願いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、お答えいたします。

初めに、農業従事者についてでございますが、こちらにつきましては、高齢化、後継者不在であるなどの要因、また過去に圃場として整備された地域においても住宅が混在するなど、農地と耕作放棄地、また住宅が混在するといった課題が各地域で起きております。

また、耕作環境が変化し、農業機械の大型化や農作業の省力化といった、これまでの農業経営とは大きく変わってきており、作付をする圃場が狭く大型機械の導入ができない田畑がある一方で、圃場整備により画一的に整備区画された農地が耕作に供されないなどの問題もあります。過去に農業投資された施設や機械なども時を経て老朽化、破損など、耕作使用に堪えられない状況も見られます。

機械や施設の更新につきましては、資金が高額になる傾向にあり、高齢な生産者にとっては非常に大きな負担となっていることと思われまます。現在の補助事業や交付金事業などは、農業経営の改善を進め、将来計画などにおいて設備投資、成果が見込まれる計画を掲げるなど、先を見据えた農業経営に対してのものとなっており、農業経営についても国の進める各種施策に合致した計画とその実現に重きが置かれていると考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。現状と課題についてお答えいただいたと思います。ありがとうございます。

（2）といたしまして、限られた予算の中で村の農業事業者に対してどんな支援ができるかということなんですけれども、こちらも新たな施策ができるのかどうか、機械等への助成のほかにもどんな支援ができるか等もお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 農業支援といたしましては、国や県の事業に併せて実施する事業のほか、認定農業者への方への支援として農業機械等を導入する際の一部補助、認定農業者経営改善補助金等がございます。また、畜産業では、昨今ニュース等でも話題になっております鳥インフルエンザ、また豚熱（CSF）の感染予防、防疫事業なども実施しております。農地有効利用促進事業としましては、農業研修者受入れ農家等への農業経営開始資金等の助成も考えております。

この中で、認定農業者等の要件につきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、農業経営改善計画の内容、榛東村の農業経営基盤の促進に関する基本的な構想で示す内容等に照らして審査をした上で、認定農業者として認定をされている状況でございます。

こういった中で、事業等に合致するものに支援等ができればと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） いろいろな国の補助金等も利用した支援のことについてご説明をありがとうございます。

（3）後継者不足についてなんですけれども、こちらも深刻であると思いますが、先ほど南議員からのご質問にもありましたけれども、例えば新規就農の5件の目標値であるという、かなり新しく新規就農するというのはとても難しいことだと思います。農地購入ですとか借りることから始めて、研修等をしている間の年数の賃金等も少なく、家庭を抱えた世帯の人が始めようとするにはかなりハードルが高いと思います。親元で農地や農機具の利用、ノウハウの伝授などをされて始める方がほうが有利と思われますけれども、昨今の燃料費や物価高騰、このご時世で継ぐことを断念する方もいるかもしれません。

例えば昭和村等では、若い世代へ交代が成功しているケースが多く見られていて、何かその成功例から学べる部分があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほどご質問の中に、昭和村というお言葉がございまして、昭和村の生産者の方でございますと、季節によって作付をするものが異なったり、近隣の市町村等へ出向いて耕作放棄の土地であるとか遊休農地等を利用して耕作に供しているといった形での経営改善、または経営方策を取られているということを伺っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

[2番 須田仁美君発言]

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

農水省の補助金で、農業次世代人材投資事業という助成があるということなんですけれども、新規営農、または親元で始めようとする新規営農の方でも利用できるということで、研修をしているような時期に年間最大150万円補助をしていただけるというような補助金がありました。そういった補助金で軌道に乗るまでやっていくという方法もあると思います。ぜひこういった事業も周知していただいて、村の農業を守っていただきたいなと思います。

とてもハードルの高い新規就農ではありますけれども、例えば他地域で農地つき空き家バンクなどを推進して若い世代の移住と就農が成功している例もありますので、ぜひ調査研究していただきたいと思います。

また、大変、食というものは、それがなければ生きていけない重要な仕事でありまして、例えば給食の食育等で農家さんとのやり取りをリアルにさせていただいて、農業、食をつくる、食料をつくる、生産するというところへの大切さを学んで、いずれ農業をやってみたいなという、長い年月をかけてのことではありますけれども、そういった学校のほうでの取組もやっていただければと思います。

では、引き続き（4）インボイス制度の開始についてです。

免税事業者で農協やその他企業の方等へ、地産地消の農産物の委託販売を行う事業者の方がいらっしゃると思いますが、とてもインボイスのほうの内容が難しく、いまだ周知も徹底されていないため、3月末だった登録期限も9月末まで延びました。10月1日に開始に向けて、中には登録していないと契約が打ち切りになるという農家さんもいるそうです。そういった方が困らないように、税務署から出張をしてもらうなどしたり、ホームページなどで周知をしたり、対策を村でもしていただいて、うっかり登録していなかったとならないようにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） インボイス制度ということでございます。

インボイス制度につきましては、売手に対して正確な適用税率や消費税等を伝えるもので、具体的には現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率及び税率ごとに区分した消費税等の額が記載され追

加されたものを言います。

このインボイス制度では、売手が求めるインボイス発行事業者は、買手である取引相手、課税事業者から求められたときにインボイスを交付しなければならず、また、交付したインボイスの写しを保存しておくといった作業が必要となります。買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手、売手であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となるといったものでございます。

この内容につきまして、本村の対応としましては、周知につきましては昨年10月のしんとう広報において、消費税インボイス制度説明会ということで、広報を通じ個人事業者向けという題で周知を図らせていただきました。その中で、11月8日午前と午後の計2回でございますが、役場会議室において、高崎税務署主催で説明会を実施したところでございます。

また、個別に問合せ等があった場合におきましては、問合せ先として高崎税務署をご案内するような流れとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。11月8日午前、午後と2回説明会があったということですが、高崎税務署の個別相談も可能かと思いますが、もし可能であればそういった会が知って分からず参加できなかった方にまだ期間はありますので、もう一度説明会を開いていただける等、対策をしていただければありがたいです。ありがとうございます。

では、3番目の家庭・学校・地域の連携した子育てについて質問させていただきます。

第6次総合計画の柱の「人と文化を育むむらづくり」にもあります特色ある学校づくりの推進、学校・家庭・地域との連携を一層強化し、地域全体で一体となって児童生徒の健やかな成長を担い、各学校において、信頼される学校づくりを目指し地域に開かれた特色ある学校づくりに努めます、と掲げられてあります。

教育は学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が適切に役割分担をし、相互連携することが重要です。地域や家庭の自主性の尊重という点も考慮しなければなりません。社会に対して開かれた学校となり、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていく、そういった視点に立って学校運営を心がけることが極めて重要とされています。生涯学習や文化活動も学びながら子どもたちと地域の結束を強化したり、地域の活性、発展へとつながります。このコロナ禍で弱まってしまった地域のつながりを取り戻すためにも、教育委員会のますますの活躍を期待するところであります。

そのほか、地域の子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室で異世代の交流なども以前に質問をさせていただきました。青少年の健全育成を目指し育成会、子ども会など、活動も再構築し

ていただくことも重要で、今、共働き1億総活躍という時代となり、今までやってきたシステムではうまくいかないというところも出てきたようです。学校とPTAや育成会など地域の情報教育でも大切であります。

そこで、(1)といたしまして、家庭や地域と学校の連携の現状についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議員のおっしゃるとおり、社会に開かれた学校ということで、学校が地域とまた家庭と連携、協働しながら子どもたちをよりよく育むということはとても重要なことかなというふうに思っておりますし、一方でコロナ禍の中で、その互助的な推進の難しさというものに直面した、そういうところもございます。ただ、そのコロナ禍に始まる令和2年度に、本村では学校・幼稚園の校長、それから園長、地域の代表者、PTAの代表者、そして有識者や学識経験者を委員に委嘱しまして学校運営協議会というものを組織をしております、年間3回実施をしてきておりまして、今年も実施をいたしました。学校運営協議会制度というのは、学校と保護者や地域の方が共に知恵を出し合いまして、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進める仕組みとなっております。

学校がどういう考えを持って、また幼稚園がどういう考えを持って経営をしているのか、子どもたちを育てているのか、この理念を共有することはとても大事なことだというふうに思っております、これまでも幼稚園、小中学校の学校運営の方針の理解と承認を得てまいりました。また、どのような教育を進めていけばいいのかということで、理念の共有をしてきたところです。

また、各幼稚園、小中学校ではPTA組織や地域の諸団体等と連携して、行事や活動を展開してきました。コロナ禍の中で、なかなか計画どおりに展開できない状況にはありますが、活動等を進める規模や進め方について創意工夫をいたしまして、ICT機器を活用するなどして、リモートによる実施を行ったりと、そういうこともしてまいりました。

さらに、総合的な学習の時間、これは子どもたちの主体的な課題意識からテーマを設定しまして、その問題の解決に向けて探究的に学びを進める、そういう内容ですけれども、特に中学校ではクラスごとにテーマを設定しまして、地域の人、もの、ことを活用した実践を展開しているところです。

今後は感染症の状況に注意をしつつも、行事や諸活動への招聘、それからPTA行事、教科等の学習における人材活用等、一層の充実に向けて努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） コロナ禍ということで、模索しながらやっていたところだとは思いますが、ちょうどコロナ禍で始まった学校運営協議会制度ということで、終息をすれば

いろいろ活用していけるなど感じております。とても伸び代のある事業だと思います。

例えば高校は榛東村はないですけども、中学生と例えば子ども会行事でも、中学生がボランティアで行って一緒に活動するとか、未就学児参加の企画などがあれば、楽しい行事となって参加したいという子どもも増えていくかもしれません。また、例えば地域の消防団の方に学校に来ていただいて、消防団になりたいという子どもの発掘をするなど、こちらも長い年月がかかりますけれども、魅力を感じて消防団の成り手不足解消につながることもあるかもしれないと思います。

ぜひこの学校運営協議会、いろんな会の方々と協力していただいて、新たな取組をぜひお願いしたいと思います。

(3) 村主催の冬スポーツの教室の開催はということなんですけれども、近年、スキーやスケートなどの教室のほうは村では行われていたのかどうかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 冬のスポーツ教室等ですけども、今年度で言いますと1月から3月に計画しました教育委員会主催、それからスポーツ協会主管の教室や大会等、これについては脱メタボ健康教室、村民サッカー大会、ファミリースキー教室、インディアカ教室、村民綱引き大会というものが計画されておりました。

脱メタボ健康教室については定員を20名程度としまして、1月から2月にかけて4回計画をしておりまして、17名の方の応募をいただいて、既に実施済みとなっております。その他の大会や教室については、実施の可否の判断が第8波のただ中であつたことも関係していると思うんですけども、いずれも主管しますスポーツ協会の中で協議をした結果、やむなく中止ということで判断をいたしました。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。第8波ということで、本来であればたくさんのスポーツが計画されていたということで、今後、コロナ終息とともにいろいろな体験ができることと期待いたします。

続きまして、(4)の子育て相談・子どもの心の相談等の現状はということで、現在、村ではどんな体制、相談体系があるのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 子育てに関する相談、また子どもの心の相談といいましても多岐にわたるかと思っております。子どもの発育や育児、保健衛生などに関する相談であれば保健相談センターに、

そして保育園やこども園、学童保育所、児童手当、児童虐待、子どもの貧困などであれば住民生活課や児童館に、そして幼稚園や学校生活、教育などに関する相談であれば各園や各学校、教育委員会事務局にと、相談する内容によって窓口が変わってくるかと思います。

しかし、最初の相談窓口は違っても、相談を受ける中でその内容が複数の部署や機関に関連すると思われる場合には、各所属の担当者が一緒に、またはリレーする形で問題の解決に当たる体制を取っております。

そして、さらに専門的な対応が必要な場合には、適切な機関におつなぎするような体制を取って取り組んでいております。子どもたちからの心の相談という点では、現状では現場の先生方が対象の窓口になり、相談の内容によってスクールカウンセラーや教育委員会事務局、場合によっては児童相談所などと連携して問題の解決を図っていると承知しております。そのほかのものとしましては、群馬県総合教育センター等関係機関が開設する電話やSNSを用いた相談窓口の周知につきましても、学校を通じて積極的に行っていると聞き及んでいるところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。各課で一緒に相談を受けたり、リレーをしたりと、村ならではの一元化された体制でとてもよいと思います。

今、お聞きした総合教育センター等やSNSでの相談、学校を通じて行われているということですが、そちらについて分かる範囲でお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 電話ですとか、それから昨今はSNS等を活用した相談という、その窓口で、県の関係諸機関と連携をしながら実施をしているところです。

総合教育センター等はこちらに含まれますが、電話を活用した相談業務、これは連携しているところで言うと8事業ございます。また、SNSを活用した相談事業については2事業ございます。そのうち、例えばSNSを活用した相談業務で言いますと、群馬高校生オンライン相談及び自殺予防週間の啓発活動と併せて文部科学省が開設する相談窓口においてSNSを活用しております。

特に、群馬高校生オンライン相談ですけれども、高校生に加えまして令和3年度より中学生も対象としまして、市町村教育委員会のそれぞれの判断で、参加の可否を決めているところです。本村におきましては、それが中学生に門戸が開かれました令和3年度より利用を開始しておりまして、年間2回紹介用のカードを配布して周知に努めているところです。

なお、村の教育委員会では、村教育研究所相談電話を開設しておりまして、これまでも村の広報を通じて周知をきているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 電話やSNS、高校生オンライン相談など、いろいろな相談方法があることが分かりました。

近年、子どもの自殺が増加しているということが日本では大問題となっております。そこまで窮地に立ってしまった子は、対面の相談、先生や電話の相談さえもハードルが高いかもしれないです。NPO法人などで24時間相談を受け付けて、命を守る取組をしている団体があります。そういった気持ちになるのが夜中が多いということで、そういった方法もぜひ検討していただいて、つなげられるような取組もしていただきたいと思います。

本日はコロナ禍収束の兆しを期待し、これからのむらづくりをメインに質問させていただきました。執行の皆様のご協力に感謝申し上げます。質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、2番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎日程第5 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

陳情第1号 行政及び議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情、陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第3号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情、以上の陳情につきましては、資料配付といたします。

◇

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、令和5年第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時40分散会

令和 5 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

2月28日 (火)

令和5年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和5年2月28日（火曜日）

議事日程 第2号

令和5年2月28日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第 9号 村道の路線の認定について
- 日程第 8 議案第10号 村道の路線の変更について
- 日程第 9 議案第11号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第10 議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について
- 日程第18 議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算について

日程第24 議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算について

日程第25 報告第1号 専決処分について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで議事日程に同じ

追加日程（第2号の追加1）

追加日程第1 議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
--------	-------	-----	--------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席です。よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第1、昨日より引き続き、一般質問についてを議題といたします。

中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆様、おはようございます。5区5班、議席5番中島由美子でございます。

本日は春日和の2月の最終日でございます。私、連続11回目の一般質問になるわけでございますけれども、本日の朝、何か皆様、音が聞こえたかと思うんですけれども、ドーンという音が聞こえて、榛東村に約20年ぶりに戦車の砲撃の音が帰ってきたということでございます。今日ですので、ちょっと話させていただこうと思うんですが、機動戦闘車の砲撃訓練が開始され、16式機動戦闘車105ミリ砲を搭載した8輪車のタイヤということで、昨日来、しんとう安全・安心メールが届いていると、教育長経験者の参画席にいらっしゃる方がそうにおっしゃって、情報が届いているとやはり安心してその大砲の音も朝迎えられるという感じを今朝思いました。やはり、村民の皆様へ情報の伝達って、とても大事なことだなと思っております。

そして、そのお話をさせていただくというのも、2月7日に山下業務隊長、自衛隊の業務の隊長でございます。その方が議会のほうにお越しになられまして、第12偵察戦闘大隊（仮称）新編及びこれに伴う機動戦闘車の訓練についてということで大変丁寧にご説明いただきました。その中で、議員の中で自治会長をされている方がいらっしゃるので、その方が住民への説明はどうしたらいいんだというようなお話を質問されたところ、逐一連絡をさせていただくということでしんとう安全・安心メールになったんだろうと思っております。

そして、本日から始まるということですが、その際に、私ども議員はどういうことをしたらいいかとお話し申し上げましたら、山下業務隊長が、まずは榛東村を守ると、榛東村の空を守るという前提の中で、それをするために必要な戦車機動隊の配置であるということを私ども議員一人一人が、住民の方に聞いたことを分かりやすく説明して、ご理解、共存・共栄をしていくんだというようなことを私はお伺いしましたので、ここでご案内させていただいた次第でございます。

そういう中で、今日私一般質問をさせていただくんですが、1番の榛東村の持続可能な発展で、大

きい2番の村民の生活基盤を強固にするには、そして大きい3番の村民のくらしや教育を豊かにするために、いかに村として、村政として支援ができるかという3点に絞って質問をさせていただこうと思っております。

まず最初に、1番、ふるさと納税額が減少している、従前ですと群馬県3位だったんですけども、今6位ぐらいになりそうというふうなお話を聞いております。それぞれ皆さんが頑張っているということだと思いますけれども、ふるさと納税制度による自主財源を確保、増額しまして、積極的なむらづくりを推進するために、稼げる自治体を真塩村政においても目指してやっていただいていると思うんですけども、どのような成果とどのようなビジョンを持っておやりになっているかということをお席に戻って質問させていただきたいと思っております。それでは、皆様よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、ふるさと納税の件についてご回答させていただきます。

初めに、令和4年度の状況からご説明させていただきます。

ふるさと納税の取扱いの品目数で197品目、ふるさと納税の取扱い事業者数、こちらは27件となっております。

次に、前年度、令和3年度の実績と、令和4年度の1月末現在の状況並びに令和5年度の予算についてということをお話をさせていただきます。

初めに、令和3年度の寄附金額につきましては、4億16万2,000円が寄附としていただいたものでございます。返礼品等の支出については、2億3,442万972円となっております。

次に、令和4年度の1月末寄附額についてご報告をさせていただきます。

こちらについては、3億943万2,000円、返礼品等の支出金額は1億5,782万3,026円となっております。

また、令和5年度の予算につきましては、過去の実績並びに当年度の状況を比較、歳入を検討させていただき、3億5,000万円を要求させていただき、これに伴う返礼品等に関わる支出ということで、2億1,069万9,000円の予算要求をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 私のほうから財源の確保というところからちょっと話させていただきます。

ふるさと納税に限らず、財源の確保という点から、国それから県、各種財団法人等の補助金、その他歳入金につきましては、積極的に情報収集を行うこと、それから、徴収というところも含めまして、財源確保に努めるよう、依頼、指示を庁内等にしております。このことにつきましては、予算編成及

び日々の予算執行におきましても、村長から同様の指示が出ていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） マスクをしていまして、なかなか声が届かないので、ちょっと前かがみでさせていただいているんですけども、不調法をお許してください。

先ほど、産業振興課長のほうから、令和3年度、令和4年度の見込みをお話いただきました。令和4年度の予算額というのが4億円の寄附を予定しているということで承知しております。そういたしますと、4億円があと、やや1,000万ということのご説明ございましたから、合計でこのふるさと納税始まって34億5,584万9,039円。4億円入りますと、ふるさと納税平成26年に始まってから榛東村には34億5,584万9,039円が入ってきたことになります。

そして、いろいろな経費を引いて、今、令和4年度の方はちょっと引けないのでちょっと言えないんですけども、令和4年度がやっぱり1億5,000万ぐらいとしますと、やや12億の純利益が榛東村にもたらされているということ、これもひとえに真塩村政そして企画財政課長の旗振りのたまものと存じ上げるわけなんですけど、その10億円という純利益で、榛東村が、どんな村政が、どんな住民サービスができたかということでございます。

そして、今企画財政課長のほうでふるさと納税にかかわらず、様々なものに果敢に取り組んでいるというお話ございました。

私、これまで一般質問してきた中で、デジタル田園都市、オーガニックビレッジ、SDG s 未来都市というようなものございましたけれども、これについて新年度等、今年度等の考え、計画についてお聞かせください。現状でいいです。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 現状、令和5年度の予算編成を受けての現状を申し上げさせていただきますと、先ほど議員が挙げられておりました補助金制度等につきましては、予算等には計上されてございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） SDG s 未来都市というのは、私バッチが好きなわけじゃなくて、17の目標があったバッチを付けているんですけども、内閣府が2018年度よりSDG s の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済、社会、環境の3側面の統合的取組により新たな価値を創造す

る提案を行った自治体を認定すると、それにはそういった交付金、補助金が出ると。なぜこのSDGsという取組、新たな価値や連携を生み出す必要があるかと言いますと、人口減少や地域経済の縮小といった地域の課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めることができると考えられているからだと思います。私が榛東村の持続可能な発展についてと質問したのはそういうところでございます。

榛東村におかれましても、このような先進的な取組を新年度においてぜひご検討いただければと思います。

続いて2番、榛東村の八州高原は昭和42年に小山房吉元村長が建設省に届け出た地名でございます。この八州高原は関東平野の始まりであると、そして榛東村の魅力度は群馬の魅力度につながると、ここを生かしたむらづくりなど、本村はどんな村を目指しているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 初めに、八州高原という地名でございます。こちらにつきましては、国土地理院の発行している地図等に記載されておことは確認しております。この地域につきましては、村有林となっている地域や保安用地となっている山林などの地域が取り込まれて八州高原となっていると思われませんが、明確な区域までは確認できておりません。なお、八州高原を標榜した魅力発信等は考えてはおりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま八州高原というのは承知しておるけれども、国土地理院の地図にあるということなんですが、持続発展を考えた榛東村ということを考えますと、過去の先人たちの取組にも目をやって、温故知新ですね、そういった取組を1つずつかみしめながらと言いますでしょうか、そして新しいものに向かっていくということが必要なのではなかろうかなと思うんです。

私のこの手元に、昭和42年5月1日、建設省国土地理院長殿、群馬県北群馬郡榛東村長小山房吉職印、地名調書の送付についてということで昭和42年3月31日付、告知第556号で依頼のあった地名調書、別紙のとおり記入したので送付いたしますと。ここ当用漢字のある字については当用漢字の使用を認めると、榛東村長の判こですね。そして、よくある下ノ前なんですけれども、漢字の間に挟まれる助字は片仮名の小文字を使用する。42年6月2日榛東村長という職印の押したものが国土地理院より取り寄せてあります。そしてこの中に、八州高原という42年6月2日追加と、ここに……という判こが押してあるんですけれども、これは職員さんの判こだなと思っておるんですが、お名前もわかりますけれども、あえてここでは申し上げないことにしております。

こういった形できっちり榛東村が国土地理院からの問合せについて答えたことが八州高原でございます。八州高原という看板が旧榛名カントリーの入り口にあったんですけれども、それを取った経緯

ということ、記録があったりお分かりになればちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それを取ったとかなんかよるものについては、全く知り得ておりません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 村長自らお答えいただきありがとうございます。

そういったことで、看板があったけれども今はないらしいというところまで分かった次第でございます。

そしてその中で、何か榛東村が魅力度の発信なんて言うところちょっと面映ゆいんですが、実はここにも参加された方がお越しになっていますけれども、地域づくり講演会というものをしたときに、榛東村のご出身の方が、県庁の26階のジオラマ、榛東村の魅力を生かす地域づくり講演会というものだったんですけれども、その中でそのジオラマに乗ってみると、やっぱり榛東村のこの今音がしたほう辺り、こちら辺からずっと扇状地が始まって関東平野が始まっているんだなとしみじみ分かるわけなんですけれども、ということは、榛東村が魅力度の発信ということに対して、群馬の魅力は関東の魅力のデドだというようなお話ございまして、じゃなんで群馬の魅力が44位とか46位なんだということを質問された方が、参加者の中に自治会の連合会長さんだったんですけれども、皆さんがそう思ったんですね。その、関東平野のデドであればそこそ魅力あるべきだろうということが盛んに話し合われたわけなんですけれども。

ここについて予定していませんということだったんですけれども、創造の森もその一環と考えるんですけれども、創造の森、そして村有林、昨日の波多野議員からも村有林の開発というか村有林の魅力といいましょうか、村有林を生かすにはどうしたらというようなことがございましたけれども、そういう意味に含めてもう一度回答をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前9時48分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほどご質問がございました内容でございますけれども、初めに地域づくり講演会、こちらのほうの内容については、実際そちらの講演会に出席をさせていただいたわけではございませんので、その中でお話があったことについては今議員のおっしゃった内容というこ

とで理解をさせていただいた上で、お話、回答させていただきたいと思います。

昨日の波多野議員のご質問の中でも村有林、特に山林、こちらについてのご意見等ご質問いただきました。その中で、村有林については、保安林または植林された地域、民地においては、保安用地となっている場所もございます。また、山林については涵養地として水の保水また地域、山林の災害防止等の観点からの保全等も必要と考えております。

こういった中で、八州高原、先ほどもお話をさせていただきましたが、八州高原の地域、限定的にこの部分というものは確認ができていないとご回答させていただいておりますが、この中で魅力度として八州高原という名称、こちらのほうを標榜させて発信する考えはないとご回答させていただいたとおり、今現在、八州高原からのイメージそういったものがつながる要素については考えておりませんので、今後、魅力度発信の中にこういった内容等を含めるということは現在考えておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

議長が、通告がないんじゃないかとご心配いただいたんですが、執行のほうでご相談して回答いただきました。魅力があるものは小さなものでも大きなものでもやっぱり、それを生かして榛東村のいむらづくりにつなげていただくことがいいなと思っております。

そして、続きまして3番、榛東村は生誕64年、その歴史や村の生かし方を熟知している先人たちがたくさんおられます。その方たちの知見や技術をむらづくりに生かす考えはありますかと、また具体的な取組はということでお尋ねをするのでございますけれども。

1番先に申し上げたらよかったかなと思いますけれども、今回、執行側の聞き取りにつきまして、幾つか聞き取りのないものについては、あらかじめどのような想定もされているということで認識しておるので、なるべく反問権はご遠慮いただきたいなと思っております。

以上、質問いたしまして、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時52分休憩

午前9時52分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） むらづくりの根幹は村民皆様をはじめ多くの方に共感いただき、その活動に参加していただくことであるというふうに考えているところでございます。

昨日の南議員の一般質問において企画財政課長が答弁いたしました。村の根幹計画である総合計画の策定に当たっては、審議会を設置し、様々な階層の方に委員として参画していただき、各行政分野における計画や事業の指針について議論していただいております。

今お話しいたしました村の最上位計画である総合計画に基づき、様々な中長期の計画もあるわけですが、そちらの策定に当たっても総合計画の策定と同様、策定委員会等、名称はそれぞれ異なりますけれども、様々な階層、年代の方に参画をしていただき、ご意見を賜った上で策定をしてきているというところがございます。住民の参画により策定されたこれら各種の計画に基づき、村政運営を行ってきております。数多くの方が村のことを真剣に思い愛していただいていると認識しておりますし、既にむらづくりの各方面にわたって活躍をされているというところがございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

明快な回答が出てよかったと思っております。確かに、総合計画を審議会、そして住民アンケートと、きっちり住民の、村民の皆様の意見を聞いておつくりいただいているわけですが、例えば、そのときどきにおいて、昨日教育委員会のほうから中央公民館等の俯瞰図ですか、鳥瞰図ですか、それをメディアに提供したというお話がございました。例えばその出来上がったものをメディアに提供するというのはいいことだと思うんですけども、その出来上がる過程においてもやっぱり村民の皆様の意見を聞くと。実は令和3年12月にそういったことがあったんですけども、そのときには気づけなかったことがやっぱり1年たつうちに気づいてくるということがございます。

昨日も、南議員、生方議員、波多野議員が見直しを躊躇しないでくださいということ。予算がかかるんならそれをしっかり議論しましょうというようなお話だったように聞き及んでおるんですけども、やはり私も昔行政にいたので分かるんですが、出来上がったものでさあどうぞというよりは、やっぱりつくる過程においても声を聞く必要があるんじゃないかなと。日々日進月歩という言葉、古いんですけども、やはり今後そういったときにやっぱり皆さんの声を聞いていくということが大事なんじゃないかなということで、ここで質問させていただきました。

例えば1つ、その先人たちというと、榛東村の北方領土、鷹ノ巣の上のほうでございますけれども、152ヘクタール、そういうものを先ほどの判こが押してあった……さんとかというのは憂いながら人生を終えられているんですけども、そういうような問題、課題そしてビジョンというものが取り残されているものも多々あるんじゃないかなと思うんです。やっぱり、出来上がってさあどうぞということでなくて、そういったものをもう一度先人たちの皆様、そして先輩たちの皆様の知見を生かせる機会、取組というものを新年度においても考えていただけたらありがたいなと思っている次第でございます。

もう一度、そういった部分において総合計画が出来上がってからはもう何も今のところ聞く機会が

ないんですけども、折に触れて村民の意見を聞いていただくようなことが必要ではないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ちょっといろいろお話が出まして、どの部分を答弁すればいいのかちょっと分かりませんが、総合計画の策定に当たっては先ほど申し上げたとおり、様々な階層の方に参画をしていただいているということでございます。総合計画が10年の計画でございますので、長いスパンであるということから、前期計画それと後期計画ということで5年ごとの詳細計画を策定しているというところでございます。策定から5年たったうちのその後期計画、それについては当然社会経済情勢も変化をしているということがございますので、そういったことも当然加味をした上で後期計画を策定しているというところでございます。

また、もともとその自治体の定める総合計画につきましては、自治法上、議会の議決が必要ということだったわけですが、こちらは改正されて議決は要らないと、不要であるということの改正がなされたわけですが、当然その住民を代表する議員の皆様にも説明をし、またご意見もいただきながらということで、本村の議会基本条例においては総合計画は議決要件であるということと定められるということでございますので、第7次総合計画、令和5年度から策定に着手しますが、当然その過程において議会の議員の皆様にも説明を申し上げていくというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

10年計画をつくるときには村民の皆様にもということでございました。前期の5年、後期の5年、後期の5年あたりでもう一度村民の皆様と議論してもいいのかなと、大変1年の流れが速いものですから、そういうふうに考える次第でございます。この次の7次については、そういう意見がどこかであったなど、今おっしゃっていただいた住民の代表が議会だと、議員だということを認知いただいているとすると、5年後の後期計画をつくるときにはそういう頭を持っていただくとありがたいなと思っております。

村民の皆様、大変知見も豊富で経験もございます。議員この12名の中で、もちろんそういう声に耳を傾けて誠心誠意取り組むわけですが、それでもやはり村民の皆様と、という思いは必ずあってほしいなと思っております。ありがとうございます。

続いて、2番の村民の生活基盤を強固にするにはということです。

1、445ヘクタールの榛東村の農地にと。

この445ヘクタールというのがどの数字かと聞き取りのときにもめたわけですが、これ私ども群馬県農業構造政策課というところで多面的機能補助金についてお聞きした際に、田んぼ

と畑で445ヘクタールというような数字をいただいて、田んぼが200だったか、残りが畑だったかという程度のデータがありまして、その中で榛東村の農地に付随する取水・排水施設、漢字で書くと難しいんですが、水口と尻水口でございます。田んぼの水の取入口と田んぼの水の出す口でございます。

これが、後継者へ引き継ぐためにも、新たな改修が榛東村全土、特に広馬場中ノ前・下ノ前地区には急務のご要望がございます。その実態と改修計画についてお尋ねします。認知しているかどうかということでも結構でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問ありました内容についてお答えをさせていただきます。

初めに、本村では昭和40年代中頃から平成10年までの約30年間、複数の地域で圃場整備事業を実施しており、農地基盤整備を実施しております。圃場整備の実施により、それまで区画がいびつであった耕作の難しい農地が整備され、反収向上に寄与してきたと推察しております。

現在の営農につきましては、機械の大型化、省力化といった設備投資に必要な経費が高額となるなどしているところでございます。こうした中、先ほど議員がおっしゃった取水の施設、水口であるとか、尻水口ですか、そういった部分のお話が出ておりましたが、取水排水施設につきましては、多くの地域全体で利活用されているものと存じております。

なお、取水口、尻水口につきましては、個々で管理されている部分もございます。こういった中、管理修繕につきましては、その場所場所に応じて対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 個々にということなんです、榛東村全村で約900ヘクタールぐらいの圃場整備をされたと認識しているんですけども、当初ですから、それが今現状どうなっているかと数字は分かりませんが、そういう中で、先ほど言った田んぼを作る上で1番大事な水の取入口、それを排水して調整する口、これがしっかりできていませんと、私も後継者がいるんですけども、その子どもにどうやって水を入れるんだということ、どうやったら1日水が保てるんだということを教えることができません。

大規模化ということなんです、もう一度圃場整備をして大きさを変えることは多分榛東村で難しいと思うんです。そうありますと、大規模化してくれる、大型機械を持っている人たちがやっぱり水の取り入れが難しくないように、簡単にできるようにという、全体でもう一度見直す時期、大したお金でないと思うんです。ここなんです、企画財政課長に財源を取ってきていただいて、そういった

全体の水口、尻水口を変えていただくことで、まだまだ農業が続けられる人が出てくるのではなかろうかなということで、ここをお尋ねしました。

また、その上で農業所得の向上があれば後継者も増えてくるのではなかろうかと、移住農業者の確保の方策にも、使いやすい田んぼ、使いやすい畑、機械が豊富だという村のアピールが必要だと思っておりますけれども、この後段のほうの回答についてお願いします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほどお答えさせていただいた、個々に利用されている水口、尻水口の部分というのは、各田んぼ、または畑の場合であれば、取出口ですか、立ち上がりの部分等の話をさせていただいておるわけですが、地域としては多面的機能の交付金事業、こういったものをご利用いただいて共同で活動されて、そういった施設の改修等に当たられている地域もございます。そういった地域でございますと、農業後継者の方、また地域の方の協力性も生かされていると認識しております。

こういった地域活動を通じての後継者並びに移住農業者の方への対応ということも一つの方法と考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、山口産業振興課長が責任を持つてと言いましょうか、職務として多面的機能ということ、先ほどの445ヘクタール全てに補助金をいただきますと2,400万ぐらい、そして長寿命化という国がやっている形です、長寿命化の田んぼ、長寿命化の水路、長寿命化の農地・水環境保全ということが今度多面的という、機能交付金に変わったわけでございますけれども、ぜひ財源を稼いで農業の発展、農業が続けられる、持続可能な農業を考えていただければと思います。

続いて2番、村内企業・商業の優先的採用と均衡ある発展をどのように感じているかと。

建設事業の発注件数がしばらく前の100件からすると30件を切ったのか切らないかというところでございますが、その実態はどうなのかということでお答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今、お話のありました100件というのがどの時点のものか、また範囲がどの範囲までなのかというところがちょっと分かりませんが、入札件数ですね、入札以外にも当然随意契約というのがありますのでそちらの数まではちょっと拾い切れていないんですけれども、平成29年度から本年度2月末までの件数で申し上げますと、平成29年度81件、30年度が76件、令和元年度が74件、令和2年度91件、令和3年度85件、令和4年度85件ということで、例えば今年度が極端に少な

くなっているというようなことは事実としてはございません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今81、76と確かに総務課長、担当課長のおっしゃることは数字的にはこういったことだろうと思うんですけれども、村内の建設業者の皆様とは言いませんけれども、その方々の感覚とすると、100と30ぐらいのイメージがあるというような声をお聞きしています。そういったこともございますので、財源をしっかりと確保して必要な公共工事を進めていただければと思います。

続きまして3番、榛東村の水道は、約半日停電があると水が飲めなくなると聞いていると。その対応についてお聞きしようと思ったんですけれども、まず、榛東村は県央第一水道から半分ぐらい1トン50円で買っていると、半分ぐらい新幹線のポンプアップで使っているというようなちょっとアバウトな知識しかないものですから、具体的にその水量と割合を教えてください。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ただいま県央水道とトンネル湧水との割合のお話が出たんですけれども、誠に申し訳ありません、今回の一般質問、事前質問がありましたものは、停電があると水が飲めなくなるといった内容となっております、申し訳ありません、事前通告がなかったものですからお答えできません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私のほうで、その議会事務局を通じてそういった質問をさせていただきましたけれども、水道課のほうでは事前追加通告がないということでお答えできないということであれば、私ども議会事務局を通じた議員でございますから、それはそれで結構でございます。ありがとうございました。

次にまいります。

続きまして3番、村民の暮らしや教育を豊かにするためにいかに支援できるかということでございます。

1番、本村も核家族で共働きなどの世帯が約1,500世帯。年代にかかわらず実家のような子育て支援・交通支援などが必要なのはと。村内循環バスと、福祉輸送復活の考えというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村内の循環バス、これにつきましては、大変難しい問題、課題であるということは認識しておりまして、前回の議会までに再三でございます、何度も何度もなんですが、村民のそういった切なる要望は理解しております。これにつきましては、難しい問題なので継続して検討はしていると。それから、こういう公の場で公表できるような内容がまとめ次第、議員の皆様には全協等で説明、相談させていただくと、そういうふうにご答えさせていただきました。現状もそのとおりでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） その内容というのはここにいる議員はほとんど熟知していると思いますし、参画席にいらっしゃる方々の中にも聞いている方いらっしゃると思うんですが、村政におけるそういったバスについて、いつまでにしようというビジョンがあるかないか。ビジョンが指示されているかどうかお答えください。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 循環バス、これにつきましては、先ほど申し上げたように、大変難しい課題というところで、10年前になりますか、デマンドバス、これを試行運転させてもらったわけですが、そのような結果から見てもわかりますように、難しい問題であると、課題であるというところは理解しているところでございます。いつまでにというところはありますが、期限を切られて検討というようなところは、また見切り発車するような事業ではないとそのようなふうにご考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

期限が切られていないと、難しい問題、難しい課題であるということでございます。行政でも民間企業でも同じだと思うんですけども、課題というのはいつまでに仕上げるからこういう課題があるというようなことだと認識しておるわけでございますけれども、やはり村民の皆様の中でもそういう思いを思いつつ、亡くなられていっている方もいらっしゃる、免許の返納を考えている方もいらっしゃるという中ですと、やっぱり行政としていつまでにバスをつくるという目標に向かってやっているけれども、頑張っているけれども、これは難しく、もし行政で難しければ、第三者機関、コンサル等入れて、全国のいい課題と言いましょか、いいものを持ってくるという方法もあるんです。日本中に一つもないというのであれば私議員としてお尋ねするつもりもないんですが、あそこのものを榛

東村に持ってきてくれたらいいなあというようなことございまして、今までもお伝えしましたけれども、まずは行政側でいつまでにするよと、その課題はこうだよと、その課題を克服するためにここまでできているよとご説明いただくと、先ほどの山下業務隊長のように榛東村を守る国防、榛東村の空を守る国防とおっしゃられると、なるほどなと私も共存共創という立ち位置でしっかり住民に説明できるなと思っているところでございます。そういう視点で何度も何度もバスを聞かせていただきました。すみません、ありがとうございます。

続いて、中に図書館などの子どもや住民が基本的に本に親しめ、学習や憩い、軽スポーツのスペースを創出するのも大きな生活支援と考える、先がちょっと取れちゃいましたけれども、防災拠点複合施設の実施設にそういうものがあるかどうかということは何人かで聞いているわけですが、ないよというのは聞いておるんですけども、それでも、こういうものがあるといいかどうかというお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 図書室についてですけれども、これにつきましては、令和2年の第4回榛東村議会定例会における中島議員の一般質問に対する答弁のとおりとなっておりますし、また、昨日波多野議員さんからの質問に対する答弁としてもお答えしたことと同様でございます。

あわせて、複合施設の実施設につきましては、文教厚生常任委員会において報告をさせていただいておりますので、そのような考えを持っております。

図書室、図書館につきましては、南部コミュニティセンターに機能の集中化、集約化を図り、その他の既存施設も含めた役割や分担を明確にしまして、それぞれの施設を充実させる方向で協議が進められてきていると、昨日の答弁のとおりです。なお、その建物の中には、居室として、学習室、プレイルーム、多目的室、創作室、ボランティアルーム、ギャラリーホール等の設置を行いまして、学習や憩いの場とすることを想定しております。

なお、軽スポーツ等につきましてお話がありましたけれども、既存施設の役割ですとか、村内施設の機能分担の観点から、社会体育施設の活用を想定しております。ただ、ダンスなど一部の内容については、活動内容と施設の機能等を勘案しまして、適切だというふうに判断できる場合につきましては、社会体育施設以外の施設を活用することも考えられると思います。

これにつきましては、活用を希望する方の申出を受けまして、活動内容等を踏まえた上で個別に判断することになると考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 4人目で、大変今回の議会でこれからできる中央公民館がよく分かったん

ではないかと思うんですが、実は私どもは総務委員会に属しております、住民に選ばれた議員の一人なんでございますけれども、私どもにその外観図をお見せいただかないうちに、メディアにお出しになったと、大変総務委員会とすると、私どもは何を言っても通じないんだから見せてもしょうがないかというお考えがあったのかなと非常に残念に思う次第なんですけれども、総務委員会に見せることによって私どもの関連する村民の方にもお伝えできることがあるんじゃないかなと思っているんです。

そういうようなこともあるんですけれども、やはり先ほど総務課長は、住民の代表の議会で議決してもらったことを残しているというようなこともございました。教育委員会におかれましてそういう情報というのは細かくお伝えいただくと今後はありがたいかなと思っております。

そして2番、村の教育力が不足していると感じる村民の方が多くなっていますと。

多々事例がございます。あえてここで申し上げるまでもなく、青木教育長、足達事務局長におかれましてはそういうものを感じているのではなかろうかと思うんですが、その中で、教育長が感じる住民への学校・生涯教育について満足度は上がっているんだよと、こういうことがあるから榛東村の教育は大丈夫だよというようなことをちょっとお答えいただければありがたいなということが1点。じゃそれでちょっとお聞きします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 村の教育力の低下ということでのお話でしたが、村の教育力というふうに考えますと、家庭の教育力、地域の教育力、学校の教育力等があると思いますが、中島議員がおっしゃるような家庭、地域の教育力が低下しているとするデータについてはこちらのほうでは持っておりませんし、そのような認識は持っていないところです。

また、学校の満足度、それと、この教育力ということの相関を示す一定の知見や指標を持っていないところなんです、学校の満足度、それとは異なりますけれども、各校で実施しました保護者対象アンケートにおきまして、学習内容の理解度に関する意識調査を行っているんですけれども、回答のうち、肯定的な回答をした割合は全ての学校で80%を上回っていると、そのような結果を得ております。

ただ、このアンケートにつきましては、学校運営の充実に資する資料の一部として用いることを目的としております。この数値をもって直ちに満足度が高いとするのは拙速と私たちでは考えております。一部の数値によって状況を誤認し、方針を誤ることのないよう慎重さが必要だと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、満足度が80%ということで、よかったなど。学校の保護者、子どもた

ちが授業に対して80%の方が満足という形を示してくれたということは、大変うれしく、ふだんの皆様のご苦勞にこうべを垂れる次第でございますけれども、そういう中で、タブレットを早く対応できたわけでございますから、皆様のお力で。塾等へ通えない子らの学習意欲にも応えてもらうような形というのは、吉岡町でやっているわけでございますから、榛東村でできないはずはないと思っております。新年度でぜひ頑張ってくださいと思っておりますけれども。

そして、3番目に、村で大学進学時に返済不要の奨学金制度ができるかということなんですが、これも企画財政課長が財源を稼いでくればできない話ではないなど。10人も100人もということではありません。生活保護というところには対応できていますけれども、それ以外の子どもたちに対してどうかということをやはり突然事故、突然病気ということがございます。そういった奨学金の制度というものもやっぱりつくっていく必要があるんじゃないかなと、こんな小さな村ですけれども、きっちり村民の教育力をサポートするためにも、学びたい人には学べるような状態が必要と考えます。

こんなところで回答の時間がなくなってしまったんですけれども、私のほうで連続11回させていただきましたが、様々な視点にご協力をいただきましてありがとうございます。引き続き村政にお力をいただくようお願いいたしまして中島由美子の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、5番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

中島議員より発言の訂正の申出がございました。これを許可いたします。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

先ほどの私の一般質問の中で、議員さんの個々の個人名でなく、それ以外の個人名が出たところが2か所ございました。事務局のほうで確認して、その2つについて削除もしくは個人名が分からないように変更いただくことを許可いただきたいんですが、議長よろしく願います。

○議長（小山久利君） ただいま、中島議員より発言の訂正の申出がございました。これを許可することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、これを許可いたします。

◎日程第2 議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 続きまして、日程第2、議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書、それから議案参考資料ともに1ページでございます。

議案参考資料のほうご覧ください。

現在この条例には、財政調整基金といたしまして、現金のほか25筆145万平方メートル余りの山林、保安林が基金の財産として規定されております。この山林や保安林、それから当該土地に属する立木を財政調整基金の財産としての管理から、他市町村と同様の公有林としての管理に変更しようとするものでございます。

議案参考資料2ページのほうをお願いいたします。

第3条関係で、別表に掲げる土地及び立木を財政調整基金の財産としていた規定を削除いたします。

第8条関係で、財政調整基金の財産としていました立木の処分できる場合の規定を削除いたします。25筆145万8,415平方メートルを規定してありました別表を削除するものでございます。

改正条例の施行日は交付の日からということにしております。

議案第4号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 総括的な質疑ということでございますので、財政調整基金にあるということから公有財産に移ると、この基金の中でいかほどの財産額として計算されて管理されてきたのか、お答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 金額換算はしておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ちなみに、財政調整基金にあった村有林と公有管理に移った場合とその伐採をする際の許可、伐採をする際に議会の議決が必要とか、伐採する際にどういう目的があつてということや村民に知らせることができるのか、知らせることができないのか、移ることで何も変わらないとすると、何も変わらないという状態、切るときはどのような状態が起きるのかという総括的な質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今回の立木ですか、そちらのほうの関係だと思っておりますので、今回の山林、保安林で145万平方メートル余りと、その中で半分以上は保安林でございます。保安林につきましては、昨日の産業振興課長の答弁にありましたような制限がかかってきております。ですので、伐採と言われましても日々の管理を行うレベルになろうかと思っております。これにつきましては、通常村有林それから財政調整基金としての村有林といいますか、林、どちらでも変わらないと思っております。それから、伐採についての議会の議決と、そういうものも私は認識しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

先ほども大砲の音が聞こえましたけれども、あそこに保安林というものが設けられていて、そこから弾が出ないようにという趣旨の保安林と聞いております。20年前に戻ったということもありまして、その保安林の位置を、例えば山側にもう少し移すと、大々的にそのようなことがあった場合に公有財産になるときに、財政調整基金にあるときと何ら変えるときに制限は変わらないということでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 私が先ほど申し上げました保安林がそのような目的であったということは私も初めてここで聞かせていただきました。

保安林とは、先日産業振興課長が一般質問のところで丁寧に説明されていたかと思いますが、水源の涵養であったり、土砂の流出、崩壊そういった災害の防備、そういったもののために保安林として

指定しているものだとそういうふうに認識しておりましたので、自衛隊の弾をとというのはちょっと私初めて伺いました。何かあれば。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま、企画財政課長からお話ありましたが、保安林と保安用地ということで、保安用地につきましては、自衛隊の演習場に面している民有林、こちらのほうの用地で、保安林とは異なります。それですので、先ほどご質問の中にもありました演習場からの被弾等に対する用地というものは保安用地となっている地域であって、保安林ではございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 中島議員、総括的な質問、委員会でごつちりできますので、よろしく願いいたします。

○5番（中島由美子君） はい。了解です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第4号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第3 議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は3ページから5ページです。

説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の5ページをお開きください。

改正の趣旨・目的でございます。本年4月1日からこども家庭庁が設置されることはご承知のことと思います。これに伴いまして、こども家庭庁設置法とこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の

整備に関する法律が一部の規定を除き本年4月1日から施行されます。

こども家庭庁設置法の施行による市町村例規への直接の影響はありませんでしたが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律によって改正された法律、46本改正されておりますが、それによって市町村例規に影響が及ぶ箇所が生じたため、所要の改正を行うものです。

具体的に申し上げますと、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。一部改正の概要につきましては、第1条関係で榛東村子ども・子育て会議条例の一部を改正するもので、条例において引用している子ども・子育て支援法の条項番号の整理を行うものです。

第2条で榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、条例において引用している子ども・子育て支援法の条項番号の整理を行うものです。

附則関係ですが、この条例は令和5年4月1日から施行させていただくものです。

以上、雑駁でございますが説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第5号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第4 議案第6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は6ページからです。議案参考資料17ページからになります。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

趣旨・目的としましては、健康保険法の一部が改正され、榛東村国民健康保険条例の規定内容について所要の改正を行う必要が生じたためこれを行うもので、出産育児一時金の支給を引き上げるもの

です。

概要としましては、現行40万8,000円の出産育児一時金を48万8,000円に上げるものでございます。これは、出産費用が年々増加する中、平均的な出産費用と近年の費用の伸びを勘案して、出産費用を賄える額に設定することで子育て世帯の負担軽減につなげるものでございます。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の総支給額については50万円となります。

施行期日は令和5年4月1日から施行するものです。経過措置としましては、条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 総務委員会に属しておりますので、総括的な質問を2つほどお願いしたいと思っております。

今ご説明で、平均的な出産費用を賄えるということでもございましたけれども、そうすると、榛東村においても、やや半数の人は自費が必要となるというようなデータの裏づけということでしょうか。それとも、榛東村で今までも出産された方の支払いをしていると思うんですけども、そういう方の半分ぐらいはお金を払わなくても出産ができるという条例改正でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 榛東村の方の半分がという意味がちょっとすみません、よく分からないんですが、榛東村の出産費用については把握をしていないところでございますが、こちらは国のほうの試算の中で、榛東村という地域ではなくて、全国の中で出産費用を集計というか、平均を出した上で平均的な金額ということで、2021年の平均が約47万円、2022年は2021年までの伸びで見ると約48万円に伸びるのではないかとその国の推計の基での試算になっておりますので、榛東村の方の出産費用というところは把握はしておりません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、議案名が榛東村国民健康保険条例ということだったので、そういうお尋ねをしたんですが、個々の方が出産一時金をするときには領収書を持って窓口に来ているのではな

かろうかな、そうでないと給付されないのではなかろうかなという想定でございました。

そして、これを条例改正する際に今この子育てに支援しようという、子どもに夢をという、みんなに福祉と安心をという榛東村でございますが、その分の足りない分を出そうというような検討があったのか、声があったのかというのをちょっとお答えください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 特に出産費用が賄えないとかそういった声が上がったかといえば村に直接上がっているわけではないですけれども、国の健康保険法の改定により引き上げるということでございますので、榛東村の平均がとかとということではなく、全国の平均の中で健康保険法に基づいて引き上げましょうという、法律に基づいた引上げでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第6号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議案第7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案参考資料は19ページからとなります。

議案参考資料にてご説明申し上げます。

趣旨・目的でございますが、群馬県小口資金融資促進制度を含む県制度融資について、現在実施している売上げ減少等の要件を満たす場合の借換え制度を、令和5年度、次年度についても継続して実施することにより、所要の改正を行おうとするものでございます。

概要でございますが、附則第2項、こちらのほうの改正でございます。令和5年3月31日を令和6年3月31日に改めるものでございます。

議案書9ページをご覧ください。

附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第7号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第8号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第8号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第8号の説明を申し上げます。

件名の工事につきまして、残土処理の土砂等運搬距離が当初想定時よりも短くなったこと、その他数量の確定見込みによりまして、481万8,000円を減額する変更契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 総務委員会ですので1点だけ。

これはこの前、湧水が出たというので増額の変更契約ございましたけれども、今度減額の変更契約ということで、大変きっちりされていてよろしいかと思うんですけども、残土処理の運搬距離が当初想定時より短くなったというのは、何キロぐらいで大体どこの場所だったものがどこになったか程度、分かれば教えてください。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 残土処理の搬出に関しましてです。距離につきましては、当初の運搬距離につきましては、5.9キロメートルの残土運搬先、その搬出を予定をしておりました。それをより近い運搬距離であります3.2キロメートルの残土運搬先、それを確保することが可能となりましたので金額が安価となったものです。

なお、残土処理の場所につきましては、具体的にはちょっとこちらでは控えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第8号につきましては委員会付託を省略します。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第9号 村道の路線の認定について

◎日程第8 議案第10号 村道の路線の変更について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第7、議案第9号 村道の路線の認定について及び日程第8、議案第10号 村道の路線の変更については関連がございますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第7及び日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野建設課長。

[建設課長 狩野宏記君発言]

○建設課長（狩野宏記君） 議案第9号 村道の路線の認定について、提案理由を説明申し上げます。
議案書は11、12ページ、議案参考資料は22から24ページでございます。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の23ページ、路線認定調書をご覧ください。

道路法第8条第2項の規定に基づき、今回路線認定の議決をお願いする路線は1路線でございます。路線番号1329、路線名、御堀23号線、道路の起点は山子田字御堀850番3地先、終点は山子田字御堀852番11地先、延長は84.50メートル、幅員は最大4.6メートルから最小4.1メートルでございます。

議案参考資料24ページをお願いします。

御堀23号線の路線認定図でございます。この場所は六区コミセンの南約50メートルに位置し、昔から地域の人たちが道として利用しており、また、地域のための雨水排水管も設置されております。このたび土地所有者が村に寄附をされましたので、村道として認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第10号 村道の路線の変更について提案理由を説明申し上げます。

議案書は13、14ページ、議案参考資料は25から28ページでございます。議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の26ページ、路線変更調書をご覧ください。

道路法第10条第3項の規定に基づき、今回路線変更の議決をお願いする路線は、1路線でございます。路線番号1037、路線名、反田9号線。変更前の基点は長岡字反田585番1地先から、終点は長岡字反田591番地先まで。延長が68.42メートル、幅員は最大3.95メートルから最少1.8メートルでございます。変更後の基点、終点は、長岡字反田592番2地先で、延長は26.35メートル、幅員は最大2.9メートルから最小1.7メートルでございます。

次に、議案参考資料27、28ページをお願いします。

反田9号線の路線図で、27ページが変更前、28ページが変更後でございます。この場所については、反田公園の東約100メートルに位置し、今回住宅建設に伴い、下水道管の引込みの相談がありました。現地を確認したところ、個人の土地が道路認定されておりましたので、現況に合わせ路線変更を行うものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

[5 番 中島由美子君発言]

○5 番（中島由美子君） 1 問だけ、反田 9 号線の図面の中で、今、村道が個人の土地にあったということが確認されたというお話がございましたけれども、説明を受ける前は、ここが払下げになって、付け替えになったのかなと思ったんですけども、そういうことではないということによろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

[建設課長 狩野宏記君発言]

○建設課長（狩野宏記君） はい、そのとおりです。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第 9 号及び議案第 10 号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 9 議案第 11 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 13 号）について

○議長（小山久利君） 日程第 9、議案第 11 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第 11 号 令和 4 年度榛東村一般会計補正予算（第 13 号）について説明申し上げます。

議案書は 15 ページ、それから議案参考資料は 29 ページになります。

まず、議案書のほうをお願いします。

一般会計補正予算（第 13 号）は、歳入歳出それぞれ 5,489 万 9,000 円を追加し、総額を 70 億 5,081 万 7,000 円とするものでございます。

また、第 2 条におきまして繰越明許費、第 3 条で債務負担行為、第 4 条で地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、国の第 2 次補正予算によります普通交付税の追加交付のほか、収入額の確定または確定見込みに伴います増減、歳出におきましても、事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なものとなっておりますが、一部、国の補正予算に関する事業などを増額計上しております。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、後ほど事項別明細書により説明いたします。

議案書のほうは21ページ、お願いいたします。

第2表、繰越明許費といたしまして、感染症対策臨時特別出産祝金給付事業、こちらでは3月下旬に生まれる新生児の出生届、それから給付が年度内では完了しないため、繰越しを行おうとするものでございます。

続いて、村税過誤納還付金、こちらでは課税誤りがあり、過去まで遡って返還いたしますが、相続等の関係で年度内に返還が完了しないことが予想されるため、繰り越そうとするものでございます。

ふるさと加工施設等管理費、こちらではプレハブ冷蔵庫が故障してしまいましたので、修繕を行うものでございます。

相馬原用水費、こちらではため池耐震点検等が国の第2次補正予算の対象となるということで、4年度予算に計上し、繰り越すものでございます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、こちらでは堂塚9号線におきまして、NTTが行います電柱移設に日数を要するものでございます。

複合施設整備事業は、現在行っております敷地造成工事との兼ね合いから、周辺道路の現地測量に日数を有するもの及び来年度の建物建設工事発注前に単価の入替えに対応する必要があるため、繰り越そうとするものでございます。

以上、6事案におきまして、それぞれ記載の金額を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

続いて、22ページお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正であります。まず追加といたしまして、議会一般経費、議会だより印刷製本。それから文書管理費、用紙購入。広報費、広報しんとう印刷製本。在宅福祉事業費、紙おむつの給付業務。元気高齢者支援事業、在宅高齢者等配食サービス業務。障害者福祉一般経費、紙おむつ給付・在宅高齢者等配食サービス業務。それから公園一般管理費、公園管理等業務。以上7事案におきまして、それぞれ記載の金額を限度額といたしまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

続いて、23ページをご覧ください。

こちらでは廃止といたしまして、9月議会におけます補正予算にて定めておりました債務負担行為でございますが、今月7日の臨時議会にてご審議いただきましたとおり、提訴いたしましたので、調停に係る債務負担行為を廃止するものでございます。

続いて、24ページ、お願いいたします。

第4表、地方債補正。

変更といたしまして、北小学校体育館空調工事の財源としておりました緊急防災・減災事業債でございますが、事業費の変更により起債額を変更するものでございます。

引き続き、歳入歳出予算の主だったものを説明させていただきます。

別冊になっております議案参考資料のほうの33ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書になります。

1款村税は、1項村民税で464万円、2項固定資産税で420万円、3項軽自動車税で、次のページに
いっていただきまして193万円、4項村たばこ税で500万円、それぞれ増となっており、村税全体では
1,577万円の増額補正となっております。

続いて、2款1項地方揮発油譲与税から、次のページの9款環境性能割交付金までは、1月までの
交付状況を踏まえまして、収入見込み額を増減させております。

35ページ一番下になりますが、11款地方特例交付金、第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税
減収補填特別交付金70万7,000円は、中小企業者等が先端設備を導入したことに伴います固定資産税
の軽減措置に係るものでございます。

続いて、36ページをお願いいたします。

12款地方交付税は、国の税収が増えたことによります国会での法改正並びに補正予算成立によりま
して6,306万5,000円の追加交付が行われたものでございます。

14款分担金及び負担金、それから15款使用料及び手数料につきましても、1月までの歳入状況を踏
まえまして、増減させております。

37ページから41ページにかけてですが、16款国庫支出金及び17款県支出金につきましては、歳出の
事業費の確定や確定見込みに伴い増減させております。

その中で40ページ、17款2項の4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、説明欄ですが、農
地防災事業等補助金1,655万8,000円、こちらは繰越明許費のところでご説明いたしました、ため池耐
震点検等に係る補助金で、国の補正予算の対象事業というところで計上いたしました。

続いて、45ページ、お願いいたします。

23款村債730万円の減は、先ほど説明させていただきましてとおり、北小学校体育館空調工事の財
源としていたもので、起債対象事業費の変更により減額するものでございます。

続いて、46ページからが歳出になります。

歳出予算の補正は、事業費の確定または確定見込みに伴います増減及び今議会に上程しております
各特別会計等の予算補正に伴います繰出金等の増減でございますが、減額が主なものとなっております。

増額補正を中心に説明させていただきます。

52ページ、お願いいたします。52ページの一番上です。

2款1項7目公平委員会費、12節委託料30万円は、令和4年9月30日に判決のありました公平委員
会に関する裁判の弁護士委託料精算分でございます。

続いて、54ページ、お願いいたします。

2款2項1目税務総務費、22節償還金利子及び割引料730万円でございますが、大変申し訳ないこ

とでございますが、長年にわたりまして固定資産税におきまして課税誤りがございました。5年間分は、地方税法の規定により過誤納還付金等として返還させていただくのですが、地方税法の規定を超えます6年以上前の誤って課税してしまった分につきましては、利息相当額を加えた返還金といたしまして支出したいため、新たに計上させていただくものでございます。

続いて、64ページ、お願いいたします。

3款2項2目児童措置費1,243万6,000円は、保育園、こども園の負担金対象人数の増によります村負担金の増でございます。

70ページ、お願いいたします。

6款1項1目農業委員会費、1節報酬243万2,000円は、農業委員会委員等に対しての能率給支給に伴い増額するものでございます。

次のページの3目農業振興費、14節工事請負費125万4,000円は、第2表、繰越明許費のところでは申し上げました冷蔵庫の修繕工事に係るものでございます。

続いて、74ページ、お願いいたします。

7目農業用水管理費、12節委託料、このうち説明欄、ため池耐震点検・豪雨詳細調査業務委託料1,914万円。こちらは国から補助対象の内示があったため、予算計上し、繰り越すものでございます。

続いて、82ページ、お願いいたします。82ページの上のほうになります。

10款1項2目事務局費、24節積立金、このうち説明欄、教育施設整備基金積立金2億3,000万円は、今回の補正が財源余りとなりますので基金に積み立て、次年度以降の教育施設整備の財源とするものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第13号）の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 12番南千晴です。

今、課長のほうから説明いただいたんですけれども、事業費等の確定などで各事業で減額されていまして、その積み重ねで、ただ、基金にほとんどその分を積み立てるというか、そういった内容だということに理解をいたしました。

ただ、先ほど増額になった分には説明いただいたんですけれども、大きく減額になっている事業1,000万円以上ぐらいから減額になっている事業もありますので、その辺は見積り、予算の最初の段

階においてやはり少し過大に見積もっていた部分があるのか、それとも実際事業をやってみて、思った以上に住民の利用が少なかったのか、そのあたり、大きい数字の部分でいいんですけども、大きく減額になっている部分についても説明をしていただければと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ちょっとすみませんが、ぱっと見て、3つぐらいをご報告させていただきます。

そうすれば、議案参考資料のまず56ページ、お願いいたします。

56ページの一番上のほうになります。

個人番号交付事業交付金628万8,000円、これにつきましては村から個人番号カードを取りまとめてもらっていますJ-L I Sという機関があるんですが、そちらのほうの交付金でございます。

今までは、国からこの交付金相当額が補助金、負担金として一度村に入ってきておりまして、それをそのJ-L I Sという団体に出していたんですが、やはり地方といいますか、市町村からの要望でちょっとその事務はもっと簡略化できるんじゃないか、国から直接払ってもらえればいいんじゃないかとそういうふうな声が大きかったものですから、国のほうで制度変更といいますか、やり方を変えまして直接交付にするというところがありましたので、今回はそこにつきましては、歳入歳出とも同額を削らせていただきました。そういう制度変更によるものでございます。

続いて、59ページ、お願いいたします。

59ページのほぼ中段の少し上ですね。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、2つ合わせまして975万円の減です。

こちらにつきましては、前々回の議会ですか、でもありましたが、執行のほうでこのくらいの住民税非課税世帯があるだろうというの見繕ったわけですが、そのときに少し多めに見てしまったと。対象の取り過ぎ、安全を見てというわけではないんですが、予算を上げるときに数字を多く上げ過ぎてしまったものでございます。

あと62ページ、お願いいたします。

こちらでは上のほうで福祉医療費がありまして、扶助費で1,184万4,000円の減、福祉医療というところで、お子さんだったり障害をお持ちの方だったり、母子・父子家庭の医療費、こちらを助成して

いる事業になりますが、こちらにつきましても年度当初にこのくらいの医療費の助成が必要だろうというところを考えると、予算計上をしたんですが、結果として医療費なので少し読めないところもありましたが、そのところで差額、差が出てしまいました。というところで、今回、減額をお願いするものでございます。

以上のように、ほとんどのものが予算計上におきまして、少し多めに計上してしまったもの、それから予算計上に当たってはちょっと読めないところがありまして、1年経過すると大体このくらいの事業で賄えただろう、特に医療費とか障害のところはそういうんですが、そういうようなものがありまして、今回の予算整理というところになってしまったものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほどの減額のところと一緒になんですけど、今2月末ということで、あと1か月あるんですけども、ページでいきますと、71から72ページになんですけども、農林業についてしっかりサポートしていただいて、予算を取ってきてというお話がございましたけれども、農業振興費が漏れなくほとんど減額なんですけれども、あと1か月あれば、お彼岸にジャガイモを植えたりするので、ぜひ産業振興課長がこういったものを村民に広く、農家に広く知らしめて使っていただいて、底力をつけていただくというような取組は、あと1か月あるんですけども、そこら辺についてはどのような判断で減額されたのかという総括質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、主に参考資料の72ページの右上のほうの内容になるかと思われます。こちらの主なものとしましては、補助金として利活用いただいている事案でございますけれども、例えば、認定農業者の経営改善補助金、こちらは上限が30万円で、60万円の減ということで、当初予算に対してで3月の補正までにあと何件ぐらい対象になる方がいらっしゃるかということをご考慮させていただいた上で、ぎりぎりの線で補正を組ませていただいているものです。

また、その下の150万円につきましても、次世代の人材投資事業、新規就農であるとか、そういった方に対する補助金です。細かい支援というところの金額をこちらのほうに計上しているものではございません。

また、農業振興支援事業補助金、こちらにつきましても対象事業者の方の事業の実施、確定に伴って金額が減額となっているものです。こういったものの積上げの中で結果として補助金が400万円ほど減額になったという内容のものになっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） よく内容は分かりましたけれども、こういったものをホームページで広げて、多くの人に知っていただいて、やはり全部足りないぐらい使っていただくような振興をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまお話しさせていただいた事業につきましては、それぞれに計画性のあるものに対しての交付となります。そのため広く利用できる方というところになりますと、まず認定農業者等、資格要件が伴うものもございますので、そういった部分でのご相談の上に始まるものかと思われま。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 減額について総括的な部分で説明いただいたんですけども、多分これは3月31日までの必要な分に関しては減額されていないという認識でいるんですが、それでもいろいろな消耗品費とかもいろいろな各施設の減額がされていて、でも施設によっては今、感染症対策としての石けんがないだとか、住民からすると細かい部分で必要だろうという部分も足りない部分もあるので、しっかり今回減額になっていますけれども、残っている3月31日までの分に関しましては、しっかりと予算を活用していただけるかどうか、再度確認のため質疑とさせていただきますが、お考えをお示してください。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 各施設におけます消耗品等々でございますが、当然3月末までに必要なものというふうに考えるようなものにつきましては、減額されておらないはずでございます。

ただ、3月まで予算があるからということで駆け込みで必要のないものまでは使うとか、それから新年度になれば新年度の予算もついておりますので、そういうところは言わずもがなというところはありますが、必要な予算は考えた上での減額補正であると、そういうふうに考えております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第11号

につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

**◎日程第10 議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) について**

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第12号について説明を申し上げます。

議案書は25ページから、議案参考資料は109ページからになります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出をそれぞれ1,881万1,000円を減じ、総額をそれぞれ14億3,672万7,000円とするものでございます。

初めに、健康保険課所管について説明申し上げます。

議案参考資料113ページをお願いします。

今回の歳入歳出ともに主に事業確定見込み等による補正でございます。

まず初めに、歳入でございます。

113ページ、5款1項1目保険給付費等交付金1,432万9,000円の減でございます。こちらは保険給付費が見込みより少ないことにより、県からの交付金を減額するものでございます。

次に、7款1項1目一般会計繰入金、補正額183万7,000円の減です。これは事務費繰入金と出産育児一時金等の繰入金の減額によるものでございます。

114ページをお願いします。

7款2項1目、国民健康保険基金繰入金、補正額395万4,000円の減ですが、こちらは歳出の減額により基金の繰入れを減額するものでございます。

続きまして、健康保険課の部分の歳出になります。

116ページをお願いします。

2款保険給付費になりますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1,828万9,000円の減でございます。こちらは保険給付費が見込みより少なく、令和4年4月からの実績と残りの給付費を見込み、減額をするものでございます。

それから、117ページ、2款1項3目一般被保険者療養費850万円の増でございますが、こちらは見込みより増加していることに合わせて遡及して国民健康保険に加入したものの療養費が発生し、増額をお願いするものでございます。

それから、次のページの118ページ、2款4項1目の一番下になりますが、出産育児一時金、補正

額126万円の減でございます。こちらは保険給付費、出産をされる方が見込みより少なく、実績に合わせて残りの給付費を見込み、減額をするものでございます。当初10人見込んでおりましたが、3人分減額をしているところです。

119ページをお願いします。

5款1項1目保健衛生給付費31万7,000円の減、こちらは事業実績見込みに伴う減額です。

次に、121ページをお願いします。

5款2項1目特定健康診査等事業費224万円の減ですが、こちらも事業実績の見込みに伴う減額になります。主に特定保健指導の運動指導ですね、121ページの下段のところですが、その業務委託料と健診委託料ですが、集団健診の見込みが当初見込みより少なかったということで減額をお願いするというところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小山久利君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 税務課所管分の主だった補正について説明をさせていただきます。

議案参考資料112ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税については、100万円を増額するものです。これは滞納繰越分収入額の決算見込みによるものです。

114ページをお願いいたします。

9款1項1目延滞金については、160万円を増額するものです。これは決算見込みによるものです。

122ページをお願いします。

歳出予算になります。

7款1項1目22節償還金、利子及び割引料については、160万円の増額です。これは平成29年度まで国民健康保険税の算出については、所得額のほか固定資産税額も反映していたところですが、今般、固定資産税の課税誤りが発生したことにより、過大に徴収を行っていた分を返還するべく計上したものです。

議案書28ページをお願いします。

繰越明許費です。これは先ほど説明しました固定資産税の課税誤りに伴う返還金に関わるもので、該当納税者が死亡し、相続が発生している場合には、各種の調査や確認など時間をかけた作業を必要とすることから、年度内の返還が困難な場合を想定し、計上したものです。

以上、税務課所管分の説明です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 出産一時金が条例改正して、金額が国の平均並みになったということでもございましたけれども、国民健康保険の方々の出生率で考えると10人見ていて、2人少なかったということでもございましたけれども、やはり国民健康保険の方が出産するのが大変なのか、それとも年齢的に出産できる年代の方じゃない方がやはり国保に多いのかというような、この10人というのが出生率で考えるととても少ない数字に思うんですけども、そこら辺について全体の人数で10人というところをちょっと分かったら教えてください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 榛東村の国民健康保険の加入者ということですので、出生率とは関係がないかと思われます。あくまでも当初10人見込んだことに対して出産予定の方が少なかったということでの減額をお願いするものでございます。

今、年齢の表を今手持ちにないんですが、確かに国民健康保険加入者の若い方は、社会保険に移行する方も多く、出産年齢の方が少ない傾向にはあるとは思いますが、ちょっと数字を持っていないのははっきり申し上げられないんですが、そのような状況にはあります。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第12号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第11 議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第13号について説明を申し上げます。

議案書は29ページから、議案参考資料は124ページからになります。

議案参考資料で説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万8,000円を減じ、総額をそれぞれ15億6,400万円と

するものでございます。

続きまして、127ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書になります。

初めに、歳入についてです。

1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料ですが、109万円の減です。こちらは群馬県後期高齢者医療広域連合の試算により、調定額を減額するものでございます。

2款1項1目の事務費等繰入金27万1,000円の減は、事務費の歳出の減により一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款の総務費です。こちらは111万7,000円の合計で減になりますが、事業費の確定見込みによるもので、主にトナーとそれから電算システム等保守料、委託料の減額によるものでございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、111万7,000円の減です。これは主に保険料納付金の減額によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 恐れ入りますね。今回、後期高齢者医療広域連合納付金ということで減額補正が出ましたけれども、やや3月の補正ですから確定と、令和4年度の確定ということでございますが、コロナ禍の最終のほうで医療費、後期高齢者の医療費というのは伸び加減なのか、前年並みなのか、パーセンテージとは言いませんけれども、課長が受けている医療費の伸びなのか、減っているのかというのを、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 直接の医療費の支払いについては、広域連合での支払いになって、村は支払いのほうは行っておりませんので、そうですね、広域からのところでは、それなので資料をちょっと持ち合わせておりません。

1つ訂正をこの場でよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） はい、どうぞ。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません。

総額について先ほど15億6,400万と申し上げましたが、歳入歳出の総額は1億5,640万でございました。申し訳ございません。

それから、すみません、歳出の説明の1款の総務費で、私、111万7,000円の減と申し上げましたが、それは次の納付金の金額でございまして金額を間違えましたので、そこは訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 国保も後期高齢も介護もと、みんな安田健康保険課長が取り仕切ってくれているので、大変数字も覚えるのも大変だと思うんですが、後期高齢の人は榛東村は元気なんだよと、介護の関係の人は割と弱いんだよとか、そういうふうなイメージを持ちながら政策を取っていただくとありがたいかなと。

今も後期高齢の人というのは、医療費は直接広域連合が払うんですけども、その保健管理、健康予防、保健、何ですかね、筋肉体操とかみんな、課長の下でされていると思うので、そういうイメージを持ちながら村民の健康管理をお願いできたらなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議員のおっしゃるとおり、職員と取り組んでおります。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第13号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第12 議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第14号について説明を申し上げます。

議案書につきましては、32ページをお願いします。議案参考資料については、130ページからになります。

初めに、議案書で介護については説明いたします。

歳入歳出の総額からそれぞれ2,291万5,000円を減じ、補正後の歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,042万2,000円とするものでございます。そして、第2条は、債務負担行為をお願いするものでございます。

35ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。任意事業費の紙おむつ給付事業業務委託を追加するものでございます。

続きまして、議案参考資料で説明を申し上げます。

133ページをお願いします。

今回の補正は歳入歳出ともに、主に事業確定見込み等による補正でございます。

初めに、歳入の事項別明細書です。

まず、2款1項1目介護給付費国庫負担金65万4,000円の増ですが、こちらは国庫負担金の交付申請により内示がありまして、交付の確定見込みにより増額をするものでございます。この後の説明で、保険給付費は減額となりますが、この国庫については、交付申請後の内示により金額が確定されるため、国庫負担金については増額をお願いするものです。

次に、3款支払基金交付金、それから134ページの4款の県支出金、そして次の5款の介護予防支援費、それから7款1項の一般会計繰入金については、それぞれ減額となっておりますが、介護給付費が当初見込みより少なかったということがありまして、事業費の確定見込みにより歳出が減額になりますので、それにより負担金等が減額になるものでございます。

135ページをお願いします。

7款2項基金繰入金ですが、補正額563万3,000円の減で、こちらは歳出の減額により基金の繰入れを減額するものでございます。

次に、136ページをお願いします。

1款総務費です。こちら印刷製本費や郵便料等になりますが、事業の確定見込みによる減額でございます。

それから、137ページも、介護認定審査会費ということで、認定調査の委託料等の減額ですが、こちら事業の確定見込みによるものです。見込みより調査のほうが少ないということになります。

次に、138ページをお願いします。

2款の保険給付費になります。2款1項1目居宅介護サービス費から、それから139ページの2款2項介護予防サービス等諸費、こちらについても利用者が見込みより少なかったため、減額となっております。

おります。

それから、143ページをお願いします。

3款になります。3款の地域支援事業については、3款2項1目の一般介護予防事業の中で、はつらつ教室等の事業費の減額は、コロナにより、開催はしてはいましたが、第8波等によって、講師の先生に、理学療法士さん等に来ていただいているんですが、そちらのほうの関係もありまして来られない場合もありましたので、その分の減額ということになります。

3款3項1目の包括的支援事業についても、事業の確定見込みによるものの減額になっております。

全体としては減額になっているんですが、利用者としては減っている状況ではないんですけども、当初の見込みが少し大きく見込んでしまっていたというところになります。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第14号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。

再開を午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

午後0時休憩

午後1時2分再開

○議長（小山久利君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

発言の訂正の申出がありました。これを許可いたします。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。

一般会計補正予算の説明で、議案書21ページ、お願いいたします。

21ページの2表、繰越明許費の説明の中におきまして、下から2つ目の案件で特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、こちらの説明におきまして、私がNTT電柱の移設というふうに申し上げたんですが、正確には東電柱、東電でございます。架かっている線はNTT、東電、両方架かっているんですが、電柱としては東電でしたので、訂正をよろしくお願いいたします。

◇

◎日程第 13 議案第 15 号 令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 4 号) について

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書は36ページ、また議案参考資料は149ページとなります。

議案参考資料でご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ376万5,000円を減じ、総額を1億3,470万6,000円とするものです。

歳入予算の内訳は、1款1項事業収入6万5,000円の増、3款1項一般会計繰入金383万円の減です。

歳出予算内訳は、1款1項総務管理費85万円の減、2款1項事業費291万5,000円の減となります。

152ページをお開きください。

歳入歳出について、主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款1項1目事業収入につきまして園児の転出入による減額及び教職員の勤務状況等による増、滞納繰越分の徴収額の当初見込みとの差によりまして6万5,000円増額するものです。

続きまして、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、事業の実績見込みにより383万円減額するものです。このうち管理費等繰入金及び物価高騰補填として、6月臨時議会における補正分について物価高騰による賄い材料費の増が想定を下回りましたので、その分を減額するものです。

153ページをご覧ください。

歳出については、1款1項1目総務管理費85万円及び154ページになりますが、2款1項1目事業費291万5,000円、これにつきましては事業の確定見込みにより減額するものです。

2款1項1目事業費につきましては、291万5,000円減額となりますが、これには第3子以降分、幼児教育無償化分について事業の確定見込みに基づき減額するのに加えまして、歳入のところで申し上げました物価高騰補填分で想定をしておりました賄い材料費の増が想定を下回ったことにより減額するものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 学校給食ということで、賄い材料費がやや300万円減額ということでございます。この中で1年間の減額でございますけれども、物価高騰の見込みがということでしたが、皆さん、検食をされているかと思うんですけれども、給食の質といいましょか、栄養と、栄養は間違いないと思うんですけれども、質という視点でこの3学期間、どんな様子だったかと、一貫して変わらないとか、ご自分の検食をした結果について、大枠で教えてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 給食の質につきましてご質問いただきましたけれども、これにつきましては今議員のおっしゃったような検食、それに加えて物資購入部会等での物資の購入、それに当たる質の検証ですね、その辺のことは行い、また献立部会等を通して、状況についてはフィードバックを得ながら進めてきているところです。

補正をいただきまして、予算についてお付けいただいたところではありますけれども、この質につきましては、例年と同様の質を保つように心がけながら進めてきたところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。質は変わらずやっつけられたという回答をいただきました。実際、委員会とかということで、食べている子どもたち、生徒、児童、幼児のところでは給食について1年に1回程度アンケートを取ったり、給食のお勉強会をしたりというようなことがあるのか、ないのか。子どもたちにもそういったいろいろ発言といいましょか、意見を言う機会があるといいんじゃないかなと思っているんですけれども、給食をより一層しっかり食べてくれるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺について何かあれば教えてください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校におきましては、それぞれ各献立につきましてどういう状況だったか、それを記載するようなアンケートといたしますかね、そういうものを取ってフィードバックするようにしております。また、献立部会に参加する担当が、各クラスの様子等を学校内で集約したものを部会に持ち寄り、それをフィードバックするというようなこともしております。また、学校給食については、特に小学校、中学校については、給食委員会等で必要に応じてそのような情報を

収集し、こちらのほうでフィードバックに役立てると、そのようなことを行っているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第15号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで健康保険課長より発言の訂正の申出がございました。これを許可いたします。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） すみません、先ほど議案第13号の後期高齢者医療特別会計補正予算のところ、中島議員からの質問の中で、後期高齢者の医療費のところでご質問いただいて、村のほうでは支払っていないというふうにお話ししてしまったんですが、ちょっととっさに勘違いをしまして、療養給付費負担金として一般会計のほうからその療養給付費の12分の1相当をお支払いはしております。

そして、医療費については、高齢者の数も増えてきておりますし、やはり後期高齢者医療の保険の給付費としては年々増額をしているところで、そこは把握していたところなんですが、とっさに説明が間違ってしまったしまいました。申し訳ございませんでした。



◎日程第14 議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書は39ページ、議案参考資料は155ページとなります。

議案参考資料でご説明をさせていただきます。

初めに、歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万1,000円を加え、総額をそれぞれ3,570万4,000円とするものでございます。

下段ですが、歳入予算、歳出予算でございます。こちらにつきましては、同じく参考資料の158ページをご覧ください。

事項別明細書でご説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

歳入につきましては、1款1項事業収入、こちらにつきまして太陽光の売電収入として106万1,000円を増額補正するものでございます。

また、4款1項雑入でございますが、公有財産の損害保険金、こちらにつきましては本年度、保険金等の給付はございませんので、この部分について減額とさせていただきます。

続きまして、159ページ、ご覧ください。

歳出でございます。

初めに、1款総務費、1項総務管理費でございますが、こちらは公課費、こちらにつきましては消費税の納税金額でございます。これの算定におきまして、次年度の中間支払金等の減額が確認できましたので、この部分に合わせ85万1,000円を減額させていただきます。あわせて、一般会計への繰出金ということで、先ほどご説明をいたしました売電収入の増額並びに歳出項目での減額等を合わせた形で一般会計への繰出金として176万6,000円を増額補正させていただきます。

以下、2款管理費、1項管理費等につきましては事業確定見込みによる減額でございます。

以上で議案第16号 榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しております。質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第16号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第15 議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号） について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第17号の提案説明を申し上げます。

議案書42ページ、議案参考資料161ページでございます。

まず、議案書42ページですが、令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）のご議決をお願いするものでございます。

提出日は、令和5年2月27日付でございます。

内訳は、参考資料161ページにてご説明を申し上げます。

水道事業収益に988万1,000円を加え、総額を3億3,180万1,000円とし、水道事業費用から1,572万3,000円を減じ、総額を2億7,757万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入からは1,499万8,000円を減じ、総額を7,901万3,000円とし、資本的支出から2,119万6,000円を減じ、総額を1億1,892万6,000円とするものでございます。

次に、企業債の起債限度額を7,710万円から6,420万円に改めるものでございます。

最後に、棚卸資産の購入限度額、水道メーターの購入費でございますが、これを508万2,000円から429万1,000円と改めようとするものでございます。

続いて、162ページは実施計画でして、166ページの説明書で説明してまいります。

収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

節のところでは申し上げますと、水道料金が986万2,000円の増でございます。給水装置工事手数料などの手数料も7万円の増でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。消費税等還付金は225万円の減でございます。前年度の課税収入及び課税支出の確定、さらに確定納付と中間納付の差によって決まりますが、今回補正では還付金収入の減となりました。新規加入負担金は、水道加入負担金と呼ばれるものでして、226万6,000円の増などとなっております。

続きまして、参考資料167ページの支出でございます。

こちらも確定見込みによるものでして、ほとんどの節で減額となっております。

168ページの公租公課費だけ増となっております。こちらは消費税納付見込額75万円の増となっております。

続いて、169ページ、資本的収入及び支出のうちの収入でございます。企業債及び国庫補助金ともに減額の見込みでございます。

最後の170ページですが、こちらは資本的支出でございます。委託料、建設改良費、固定資産購入費、全て減額となりました。

以下、キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上をもちまして、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） この補正5号で大体令和4年度の上水道事業の会計が決まるということだと思いますけれども、この補正予算を出すに当たって供給単価、給水原価について計算されていると思うんですけれども、それを教えてください。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 申し訳ありません。準備はしておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 予算ということではありますが、減額をしたり増額をしたりということで、やや確定ということでございますから、常に供給単価、給水原価については、これ公営企業でございますから原価計算をして1立方幾らでつくって、幾らもうかった、もうからない、公営企業ですけれどもね。そういうふうなこともご検討していただいて公営企業を経営してくださっていると思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 供給単価、給水原価と言われているものは、一般的に皆さんにご報告する部分は決算書においてでございます。そのときには、節減された予算費用等を当然加味した上ですることになるかと思います。

今後は、予算補正の際には、そういったことも考慮に入れたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 中島議員、総括的な質疑で、詳細については委員会のできるので委員会のほうでお願いいたします。

○5番（中島由美子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第17号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第16 議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）

について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第18号の提案説明を申し上げます。

議案書44ページ、議案参考資料177ページでございます。

まず、議案書44ページですが、令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）のご議決をお願いするものでございます。

提出日は、令和5年2月27日付でございます。

内訳は、参考資料177ページにてご説明を申し上げます。

下水道事業収益から843万3,000円を減じ、総額を5億4,829万2,000円とし、下水道事業費用から2,994万6,000円を減じ、総額を4億1,196万7,000円とするものでございます。

資本的収入としては357万9,000円を加え、総額を2億2,934万8,000円とし、資本的支出には2,275万2,000円を加え、総額を3億6,599万7,000円としようとするものです。

次に、企業債の起債限度額を5,550万円から4,860万円に改めるものでございます。

続いて、179ページが実施計画でして、181ページの説明書で説明してまいります。

収益的収入及び支出のうち、収入でございますけれども、節のところで申し上げますと、公共下水道等使用料が300万円の増、特定環境保全公共下水道使用料が16万3,000円の減、農業集落排水等使用料が180万円の減となっており、いずれも実績見込みによるものでございます。

また、公共下水道に係ります国庫補助金が1,049万5,000円の減、他会計補助金が100万4,000円の減などでございます。

また、資本的支出については、ほとんどの節で減額でございます。こちらは事業費の確定または確定見込みによるものとなっております。

ただ、182ページの上のほうにある7節舗装復旧費をご覧ください。こちらは昨年度までに管渠布設を行いました箇所の道路舗装の本復旧費でございます。通常は管渠布設をした道路は、仮復旧という方法で舗装を行いまして、1年以上の自然転圧期間を経まして、本来の道路形態に戻すというルールがございます。こちらが2,954万5,000円もの減額となっておりますが、こちらはその一部を183ページの下から3行目の資本的支出の工事請負費に付け替えをしております。これは国庫補助金ルールといたしまして、収益的支出ではなく資本的支出に計上すべきとの県からアドバイスをいただきまして、また令和5年度当初予算との兼ね合いもございますので、今回の補正に入れさせていただいたものです。

同様に先ほど収益的収入で減額いたしました国庫補助金を1,049万5,000円を183ページの資本的収入に同額として増額をさせていただいております。その他事業の実績見込みによります補正となっております。

以下、キャッシュフロー、予定貸借対照表となっております。

以上をもちまして、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

2番須田議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 参考資料177ページでご説明がありました企業債の限度額なんですけれども、改められた理由などがあればお願いいたします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ただいま起債が減った理由をご質問を受けました。

こちらのほうは起債対象となるのが国庫補助金単独、こちらのほうの対象事業費が、つまり歳出が減ったことによる起債という歳入の減でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第18号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第17 議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） では、議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について説明申し上げます。

まず、議案書の46ページ、お願いいたします。

歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ86億8,700万円であります。前年度当初予算と比較いたしますと38.7%、金額といたしまして24億2,460万円の増額予算となっております。

第2項の歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊資料により説明させていただきます。

第2条では、地方自治法214条の規定により、債務を負担することができる事項を定めております。

第3条では、同じく地方自治法230条第1項の規定により、起こすことができる地方債を定めております。

第4条では、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めております。

第5条では、地方自治法220条第2項ただし書きの規定によりまして、給料、職員手当及び共済費につきましては、項を超えての流用ができると定めているものでございます。

そのまま議案書53ページ、お願いいたします。

53ページ、第2表、債務負担行為でございます。

1段目、企画総務費、期間は令和6年度から令和7年度、限度額は1,270万5,000円、第7次榛東村総合計画策定業務委託のためでございます。

2段目、地域子育て支援事業、期間は令和6年度、限度額は335万5,000円、子ども・子育て支援事業計画策定業務に係るものでございます。

3段目、複合施設整備事業、期間は令和6年度、限度額は30億4,500万円、建物建設工事を行うためでございます。

4段目、小学校整備事業、期間は令和6年度、限度額は3億5,976万円、南小学校の校舎長寿命化工事を行うためのものでございます。

54ページ、お願いいたします。

第3表、地方債でございます。令和5年度におきましては、臨時財政対策債と南小学校校舎長寿命化工事の財源といたしまして、学校教育施設等整備事業債、これらの借入れを予定しております。限度額はそれぞれ4,000万円、1億4,150万円、合計で1億8,150万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、別冊の令和5年度予算説明資料、これにより説明させていただきます。

こちらの15ページお願いいたします。

15ページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括。

初めに、歳入でございます。

1款村税につきましては、前年度に比べ1,154万7,000円増の16億284万5,000円の計上となっております。

2款地方譲与税から11款地方特例交付金までにつきましては、令和3年度決算、令和4年度の交付状況及び地方財政計画等を踏まえての計上となっております。

12款地方交付税は、今年度の交付状況、地方財政計画におけます増減率等を参考に、前年度に比べ1億2,000万円増の15億4,000万円を計上しております。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度から10万円減の190万円、14款分担金及び負担金は、前年度とほぼ同額の1,205万2,000円。

15款使用料及び手数料は、こちらも前年度とほぼ同額の2,657万7,000円となっております。

16款国庫支出金は、新設保育園に対する交付金や複合施設整備事業、南小学校校舎長寿命化工事に対する補助金などで増額となっており、前年度から8億9,231万9,000円増の17億5,126万9,000円となっております。

17款県支出金は、国土調査、地籍調査ですが、これに対する負担金の増や県議会議員選挙、県知事選挙に対する委託金などにより、前年度に比べ484万1,000円増の5億3,154万8,000円となっております。

18款財産収入は、前年度とほぼ同額の2,672万4,000円。

19款寄附金は、前年度から4,999万9,000円、約5,000万円減の3億5,000万1,000円を計上しております。

20款繰入金は、複合施設整備事業や小学校校舎の長寿命化工事のための教育施設整備基金、財源不足を補うための財政調整基金、減債基金の繰入金などで前年度に比べ13億3,189万円増の19億5,233万6,000円となっております。

21款繰越金は、前年度と同額の8,000万円。

22款諸収入は、委託バス運行負担金の減などで前年度に比べ805万円減の6,392万2,000円を計上いたしております。

次のページに行ってくださいまして、23款村債1億8,150万円は、先ほど第3表で説明したとおり、臨時財政対策債、学校教育施設等整備事業債の借入れとなっております。

続いて、17ページ、お願いいたします。

こちらで歳出になります。

1款議会費は、前年度から416万6,000円増の8,277万9,000円となっております。欠員となっていた議会議員の報酬等を計上したためでございます。

2款総務費は、コミセン改修工事や選挙執行経費などが増額となっている一方で、ふるさと納税関連経費が減額となっているため、前年度とほぼ同額の9億9,516万円となっております。

3款民生費では、新設保育園の園舎建設に係る補助金などで予算が伸びており、前年度に比べ2億3,374万7,000円増の25億96万9,000円を計上しております。

4款衛生費では、母子保健費やごみ処理、し尿処理に係る渋川地区広域組合への負担金増などで予

算が伸びており、前年度に比べ3,850万9,000円増の4億4,934万3,000円となっております。

5款労働費は、勤労者住宅建設資金利子補給金などの増によりまして、前年度に比べ70万8,000円増の535万5,000円。

6款農林水産業費は、農業用水管理費や農業集落排水事業などの増により、前年度に比べ4,593万6,000円増の4億9,215万円となっております。

7款商工費は、観光パンフレット印刷代の減などで、前年度に比べ249万1,000円減の1,130万3,000円。

8款土木費は、橋梁維持費が減となった一方で、道路新設改良費や公共下水道費、これらの増などで前年度に比べ1,581万9,000円増の6億2,589万1,000円を計上しております。

9款消防費は、渋川地区広域組合負担金の増などで、前年度に比べ1,018万2,000円増の2億9,782万4,000円。

10款教育費は、複合施設整備事業や南小学校校舎長寿命化工事などで大きく予算が伸びており、前年度に比べ21億630万7,000円増の29億2,643万1,000円を計上いたしております。

歳出最後になりますが、12款公債費につきましては、村債残高の減少に伴い、前年度から2,781万7,000円減の2億8,979万2,000円の計上となっております。

続いて、215ページまで飛んでいただきまして、215ページが給与費の明細書、225ページが債務負担行為の支出予定額に関する調書、最後、227ページが地方債に関する調書でございます。

議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 総括的ということですが、今回30%の予算の伸びがあるということがありまして、2点ほど聞かせてもらいたいんですけども、議案書の53ページ、複合施設整備事業30億4,500万、よくこの複合施設整備に当たっては75%の国庫支出金といいたまいますか、国の補助金があるということで聞いておりましたけれども、先ほどの国の支出金が21億630万7,000円ということなんですけれども、75%という、このうちの75%の財源がどこなのかというのはこれ大きな問題なので皆さんで聞いておくほうがいいと思うんですけどもお願いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 複合施設の整備事業についてですが、細かい数字はちょっと置かせていただきまして、ざっくりの大きな数字で申し上げさせていただきます。

整備事業、大体50億ちょっとだと思いますが、その工事費につきましては2か年事業で行いまして、前年度に前払い金として大体4割、それから工事完成について6割の支出になろうかと思います。

ただ、補助金の防衛にしてみれば交付、うちにしてみれば歳入なんです、事業費が6・4で支出するんですが、歳入に対しては2・8で来ると。ただ、大きな意味合いでやったときは、先ほど議員がおっしゃるように75%、これは来るというところで年度間の調整が入っておりますので、見た目はそういうふうにも見えるのかというふうに思っております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変総括質問に対してすばらしい回答でした。ありがとうございます。

同じく53ページなんですけれども、債務負担行為ということで第7次総合計画とか子育てとかあるんですが、久しく男女共同参画基本計画というのが1年送られたというのは聞いておるんですけれども、新年度の当初予算編成に当たって榛東村の男女共同参画、平等推進というような計画が上がってこないということは、榛東村はそういったお考えがないというような意思表示なのかどうか、お伺いします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 男女共同参画の計画でございますけれども、今、計画年度途中でございまして、途中で見直しをすることというのは、確かに計画の中に書いてございます。中間年の見直しのところ、予算を計上要求しましたところ、今いろいろな情勢が変わっているということで、その見直しをしたとしてもすぐにまた作り直さなくちゃいけないかもしれないということで、ちょっとまだ中間年であるので、その見直しをもう少し延期しなさいということで村長からも指示を受けておりまして、令和5年度当初予算にも計上していないというところであります。

いろいろ情勢がというのは、今いわゆるジェンダーですとか、あとそういったものですね、社会情勢が目まぐるしく変わっているところであるので、もう少しいろいろな情報が入ってきてから、その計画については費用をかけて見直すようにということで村長から指示をいただいているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 総括的な質疑に限定いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 中島です。

今、中間年というお話でございましたけれども、男女共同参画、榛東村の計画は切れているような

気がするんですけども、あくまでも今まであったものは中間年ということによろしかったですか、その確認をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今、手元に資料がないので、ちょっと正確な年次をお答えすることができなかったんですが、今現在の計画の中間年であることは間違いございません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、議案第19号については議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたします。これに対してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） ご異議なしということで、予算審査特別委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後2時20分再開

○議長（小山久利君） 定刻となりましたので会議を再開いたします。

先ほど予算審査特別委員会が開催され、互選により正副委員長が決定いたしました。ご報告いたします。

委員長に清水健一議員、副委員長に波多野佐和子議員が就任いたしました。

ここに清水委員長に就任のご挨拶をちょうだいしたいと思います。

10番清水健一議員。

〔予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 皆さん、こんにちは。

このたび予算審査特別委員会委員長を務めさせていただくことになりました。皆様のご協力の下、しっかりと審査をしていただき委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 審査のほど、よろしく願いいたします。

◎日程第18 議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第20号について説明申し上げます。

議案書は55ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億1,224万円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、保険給付費につきまして地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

それでは、別冊の令和5年度予算説明資料により、歳入歳出予算の主要事項について説明申し上げます。

229ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、前年度から1,521万4,000円減の2億5,150万6,000円でございます。こちらは主に被保険者の減少によるものと考えます。

5款県支出金は、前年度から949万7,000円減の9億6,945万6,000円でございます。これは保険給付費、医療費ですね、こちらに必要な全額を国の負担金と併せて県から交付される普通交付金と特別調整交付金、都道府県繰入金などの特別交付金でございます。前年度の療養給付費等の実績により、普通交付金が減額されているため減となっております。

7款の繰入金ですが、こちらは前年より935万2,000円の増、1億7,999万5,000円でございます。一般会計繰入金と基金繰入金を見込んでおります。増額の要因としましては、基金繰入金の増によるものでございます。

9款の諸収入、前年度から496万3,000円の増の1,113万円でございます。こちらは保険給付費等交付金の返還金が毎年あるんですが、こちらは例年2月診療分の保険給付費は見込みで支出をしております。不足のないように多めに支出しておりまして、毎年、先ほど申し上げました返還金が発生しております。例年1,000円で計上しておりまして、補正予算で対応しておりますが、おおむねの見込みが立つため、令和5年度は当初予算に計上したことにより増額となっております。

次に、歳出です。

2款の保険給付費は、前年度から1,433万2,000円減の9億4,572万円でございます。保険給付費につきましては、県が算定した金額を参考に計上しておりますが、令和3年度、令和4年度の給付費等

の実績により見込みを試算しまして、減額となっております。令和4年度の当初予算が見込みより多かつたためでありまして、保険給付費の実績自体は増額をしているところです。

3款の国民健康保険事業費納付金、前年度から586万1,000円増の3億9,600万7,000円でございますが、こちらは県へ納付するものでございます。医療費の水準、所得水準などから、県が算定したものになっております。

5款の保健事業費ですが、前年度から473万8,000円増の3,400万でございます。こちらの増額の要因は、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画策定のための費用が増額となっております。この計画は、レセプトや特定健康診査などの結果を用い、現状分析し、健康課題を把握した上で課題と対策を抽出して、効果的な保健事業を実施するための計画策定となっております。6年に1回、計画の見直しをしております。

8款の予備費ですが、前年度より1,000万減の2,000万円になっております。こちらは制度が変わりまして、保険給付費につきましては、県からの歳入で説明しました普通交付金で手当されることとなりますので、予備費を高額に準備しておく必要がない、減額しても支障がないということから、今回1,000万円減額をしたものでございます。

以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第20号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第19 議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第21号について説明を申し上げます。

議案書60ページをお願いいたします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,697万6,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算説明資料に沿って説明をいたします。

253ページをお願いします。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料ですが、前年度より443万1,000円増の1億2,189万8,000円でございます。こちらは、高齢者人口の増加により被保険者数の増加によつての保険料の増額でございます。

2款繰入金につきましては、前年度より383万7,000円の増の4,496万3,000円です。これは一般会計からの繰入金になりますが、広域連合による標準システムの改修費及び被保険者数の増加による負担金の増加などによりまして増額の要因となっております。

次に、歳出です。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、前年度より855万7,000円増の1億6,435万7,000円でございます。こちらは、事務費負担金と保険料等の負担金になりますが、これらの増額によるものでございます。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第21号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第20 議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第22号について説明申し上げます。

議案書63ページをお願いします。

まず、第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,517万2,000円でございます。

第2条におきまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表の債務負担行為によるものでございます。

失礼しました。第2条の先ほど申し上げたものを訂正します。

第2条におきましては、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものです。

そして、第3条ですが、保険給付費につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

それでは、令和5年度予算説明資料により続きを説明いたします。

261ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款保険料につきましては、前年度より228万1,000円増の2億7,627万2,000円でございます。こちらは、高齢者の増加により保険料についても増加をしていると考えられます。

2款国庫支出金については、前年度より1,079万5,000円の減の2億5,424万8,000円。

そして、次の3款支払基金交付金、前年度より742万3,000円減の3億2,828万4,000円。

次の4款県支出金、前年度より250万5,000円減の1億8,411万1,000円を見込んでおります。こちらは、介護給付費等に対して国及び支払基金、県から交付されるものでございますが、歳出のほうの介護給付費の減額を前年度よりも減額を見込んでおりまして、歳入についても減額を見込んでいるところです。

7款の繰入金につきましては、前年度より172万5,000円減の2億3,557万1,000円です。こちらは、介護給付費低所得者保険料軽減分、事務費分等を一般会計から繰入れをするもので、同じく介護給付費等を減額の見込みでありますので、一般会計の繰入金も減額を見込んでおります。

次に、歳出です。

2款保険給付費については、前年度より2,144万2,000円の減の11億8,539万3,000円でございます。令和3年度、4年度の給付状況により算定をして、減額をしております。令和4年度の当初の見込みがちょっと多めであったということもありまして、予算的には減額という見込みになるんですが、保険給付費の実績については、令和4年度の実績については令和3年度より増加しているというところは実績としてあります。

次に、3款地域支援事業ですが、こちらは前年度から760万円減の5,422万4,000円でございます。こちら前年度の給付状況により算定した結果、減額をするものです。

それから、6款予備費です。前年度より700万円増の1,000万円でございます。こちらは、保険給付費の総額から勘案しますと300万、前年度の300万では少ない状況でありました。保険給付費のおおむね1%を見込みまして、予備費を1,000万とするよう増額をお願いするものでございます。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第22号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第21 議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書68ページ、また令和5年度予算説明資料291ページとなります。

初めに、議案書68ページに基づいて説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,587万1,000円と定めるものです。第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものといたします。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は800万円と定めます。

続いて、令和5年度予算説明資料でご説明申し上げます。

予算説明資料の291ページをご覧ください。

まず、歳入です。

1款事業収入ですが、今年度予算より333万4,000円の減で5,759万5,000円です。これは、令和5年度の幼児、児童、生徒、教職員の人数の見込みによる給食費の収入見込みとなります。

3款繰入金、これは今年度より332万円増の7,826万4,000円を見込んでおります。これには、第3子以降分、そして幼児教育無償化分、給食費軽減分に加えまして、主食及び牛乳の物価高騰相当分と

して物価高騰補填分を296万円加えて計上させていただいております。

続いて、歳出です。

1款、今年度より57万8,000円の増で6,096万8,000円。これにつきましては、賄材料費を除いた学校給食センターの管理運営に係る経費となっております。

続いて、2款事業費です。59万2,000円の減となりまして、7,340万3,000円となります。これにつきましては、賄材料費としての計上となっております。

以上となります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 1点だけ質問させていただきます。

291ページ、予算説明資料です。

歳出のほうで、事業費のほうが減額ということになっているんですが、これ児童数とか人数の減少による減額という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） この減額につきましては、議員のおっしゃるとおり、来年度の幼児、児童、生徒の分の人数の見込みということで減額となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今の関連なんですけれども、人数は減っているけれども事業費自体は変わらないということで、今の物価高等も加味された予算組みになっているということでしょうか。

○議長（小山久利君） 先ほど説明しましたよね。よく聞いていただければ。先ほど説明したと思うんですけれども。

○5番（中島由美子君） もう一回聞きます。

○議長（小山久利君） もう一回、よろしいですか。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） この事業費につきましては、物価高騰補填分といたしまして、主食分そして牛乳の分というのが材料費として増となるということが示されておりますので、その分を計上させて、含んでおります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 一般質問等でも地場産の農産物を使うとかオーガニックをすとかという学校給食への期待がささやかれて質問されていましたが、そういったものは全く検討、加味しなかった予算ということでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 地場産の食材につきましては、一般質問の答弁の中でも申し上げましたように、榛東づくしの日ですとか、様々献立の中で可能な範囲で入れたものとして考え、この予算の中に組み入れさせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第23号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第22 議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書71ページをご覧ください。

議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,079万2,000円と定める。第2項です。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算によるとしており

ます。

続きまして、別冊令和5年度予算説明資料でご説明申し上げます。

ページは301ページをご覧ください。

初めに、歳入です。

区分、1款事業収入でございます。予算につきまして、当初予算要求3,079万円。こちらは、前年に比べ79万円の増でございます。過去の売電収益の実績等を加味し、本年度予算要求については若干増額ということで見込みを立てさせていただいております。

以下、2款から4款につきましては、動向に応じ金額を定めさせていただいております。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、こちらは予算額2,569万4,000円。こちらのほうは44万3,000円の増額を見込んでございます。

2款管理費でございます。こちら予算額509万8,000円。こちらのほうにつきましても14万7,000円の前年度比増額とさせていただいております。

以上、雑駁ではございますが、令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第24号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第23 議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第23、議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第25号の提案説明を申し上げます。

議案書74ページ、予算説明資料では307ページでございます。

まず議案書です。

令和5年度榛東村上水道事業会計予算でございます。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するものでして、水道事業収益3億2,458万4,000円、前年度比1.3%の増。水道事業費用3億737万4,000円、同じく6.7%の増とするものでございます。

続いて、第4条では資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入を2億9,820万3,000円、前年度比217.2%の増。資本的支出を4億5,084万2,000円、同じく221.7%の増としようとするものでございます。こちらは、新北部浄水場の建設等に係る増額となっております。

第5条は、企業債の限度額でして、1億1,620万円を計上させていただきました。

第6条は、一時借入金の限度額でして、2億円としております。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、棚卸資産の購入限度額を500万1,000円と定めるものでございます。

説明資料に移りまして、307ページから308ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。以下、資本的収入及び支出の実施計画、キャッシュフロー、給与費明細書などとなっております。

それでは、334ページから、予算説明書でございます。主なものについて、説明をまいります。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益。本年度予算額3億2,458万4,000円、前年度予算額3億2,027万円、比較431万4,000円の増でございます。比較ベースで、水道料金の減、消費税等還付金の増などがございます。

336ページ。収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用。本年度予算額3億737万4,000円、前年度予算額2億8,811万9,000円、比較1,925万5,000円の増でございます。こちらで最も増加しているものが、337ページ、下のほうにあります動力費でございます。公団舗装施設分、こちらは新幹線の榛名トンネル湧水ですが、浄水場使用分と合わせて、昨年度よりも924万4,000円の増額とさせていただきます。前年度対比40.4%の増でございます。東京電力では、調整費という制度を用いております、この上限値を4月から30%上げるとの話が出ております。国の電気料補填も始まりましたが、どのような推移をするか未知数でございます。また、最新の報道では、電力費の値上げではないが、託送費によってやはり値上がりするとも言われ始めました。言うまでもなく、水道は社会資本でございまして、その影響を考えると一日たりとも供給サービスを欠くことのできない村の財産でございます。

以上、ご理解の上、よろしく願い申し上げます。

なお、339ページの下側、資産減耗費、固定資産除却費をご覧ください。

こちらは、簡易水道時代から引き継いだ滝沢浄水場という施設がございまして、そちらの施設取壊しに係る費用でございます。

続きまして、341ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入。本年度予算額 2 億9,820万3,000円、前年度予算額9,401万1,000円、比較 2 億419万2,000円の増でございます。企業債が3,910万円の増、国庫補助金、防衛補助事業が 1 億4,009万2,000円の増、工事負担金が2,500万円の増でございます。中身については、支出の項目で説明をいたします。

342ページ、資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額 4 億5,084万2,000円、前年度予算額 1 億4,012万2,000円、比較 3 億1,072万円の増でございます。こちらは、まず中ほどの 5 節建設改良費をご覧ください。建設改良費の備考欄に 3 つの内訳が記載されております。1 つ目の浄水場更新工事 3 億800万円とは新北部浄水場の建設工事のこととして、当初築造から 57 年を経過し、前年度に防衛補助事業として採択が行われ、実施設計及び地質調査を行いまして、ふるさと公園北側に本年度から次年度にかけて建設を行うものです。配水池容量は 483 立米となっており、現在の施設と同規模のものとなっております。

2 つ目の項目として、配水管布設工事 9,350 万円でございます。こちらは、前年度に策定した老朽管更新計画に基づきまして、配水管更新 4,950 万を予定しております。また、南新井前橋線バイパス工事に伴う水道管移設工事 4,400 万円も計上しております。新井地内において、800 メートルほどの移設工事を予定するものです。こちらは群馬県から工事負担金の収入が見込まれておりますが、詳細は県との協議、また実際に設計するまでは分かっておりません。

3 つ目が、管口径差額工事。こちらは民間事業者が配水管工事をする際に、水道管の口径を増大させる際に村が差額代金を支払うというものですが、項目取りとして 110 万円を計上いたしております。

また、342 ページの中ほど、委託料のところでは 1,194 万 6,000 円を計上しております。内訳といたしましては、先ほどの浄水場建設に係る施工管理業務、配水管布設に係る設計業務、それからバイパス工事に伴います水道管移設設計業務を合計いたしまして、先ほどの委託料となっております。

最後となりますが、水道事業のライフラインとしての機能を確保し、安全、安心な榛東村のおいしい水を届けるため、新年度も課員一同で頑張っております。

以上で議案第 25 号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今北部浄水場が 57 年間の時を経て新築されるということでしたが、場所がふるさと公園駐車場北側とご説明ありましたけれども、そこは耳飾り館のメインの駐車場に当たると

ころなんです、村全体として検討されたんだと思いますけれども、耳飾り館運営審議会の皆さん等は、その駐車場はやっぱり耳飾り館を活性化するためにも必要なんじゃないかなと考えるんですけども、そこについて、水道課、教育委員会、議論が済んでいるのでしょうか。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 申し上げます。

新北部浄水場建設につきましては、現在あります北部浄水場の真北になります。中島議員ご指摘のとおり、耳飾り館には最も近い駐車場の部分、公共用地の部分ということになるかと思いますが、そもそも耳飾り館の入り口、現在の通用口といいますか、かつて物産館があったところ、あちらのほうの土地がそもそも水道課のものでして、また現在ふるさと公園並びに周辺駐車場を運営しておりますのが産業振興課でございます。こちらのほうと話し合っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 多分議員の中でもどこら辺というのがすごく分からないと思うんですけども、耳飾り館が継続するのであれば、その位置というのは教育委員会、文化の観点から、村民のパブリックコメントを含めてご検討されないとまずいのではないかなと思うんですけども、そこら辺は、教育委員会のご意見はいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時2分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第25号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第24 議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第24、議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第26号の提案説明を申し上げます。

議案書77ページ、令和5年度予算説明資料では343ページでございます。

まず、議案書です。

令和5年度榛東村下水道事業会計予算でございます。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するものでして、下水道事業収益4億7,447万8,000円、前年度比14%の減、下水道事業費用4億788万2,000円、同じく6.1%の減とするものでございます。

続いて、第4条では資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入4億2,469万5,000円、前年度比95.3%の増、資本的支出を4億9,129万1,000円、同じく46.7%の増としようとするものでございます。

第5条は、企業債の限度額として、1億1,550万円を計上させていただきました。

第6条は、一時借入金の限度額として、1億円としております。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めたものです。

第9条では、一般会計から繰出しを受けます他会計補助金が4億8,712万7,000円と定めるものでございます。

説明資料に移りまして、372ページをご覧ください。

ここから公共下水道と農業集落排水に分かれます。

まず、公共下水道の主なものについて説明してまいります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業収益。本年度予算額2億6,428万円、前年度予算額3億2,774万2,000円、比較6,346万2,000円の減でございます。比較ベースで、使用料はほぼ同額ですが、他会計補助金及び県費補助金が減となっており、消費税等還付金などが増となっております。

374ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款公共下水道事業費用。本年度予算額2億335万2,000円、前年度予算額2億4,555万9,000円、比較4,220万7,000円の減でございます。

続きまして、377ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業資本的収入。本年度予算額3億3,777万6,000円、前年度予算額1億6,920万円、比較1億6,857万6,000円の増でございます。企業債が6,000万円の増、負担金が2,472万4,000円の増となっており、国庫補助金1,049万5,000円、他会計補助金7,337万8,000円の増となっております。

続きまして、379ページ、公共下水道事業資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額3億9,870万4,000円、前年度予算額2億5,138万3,000円、比較1億4,732万1,000円の増でございます。こちらは、380ページ中ほどの9節工事請負費が増額になっているほか、先ほど令和4年度補正予算でも説明いたしました舗装本復旧工事費の付け替えが追加されております。また、2目にあります施設利用券購入とは群馬県が所管する玉村町にある下水処理場施設の建設負担金でございます。

続きまして、農業集落排水の予算説明書です。

382ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款農業集落排水事業収益。本年度予算額2億1,019万8,000円、前年度予算額2億2,429万1,000円、比較1,409万3,000円の減でございます。比較ベースで、他会計補助金が減となっております。

383ページ、収益的収入及び支出の支出でございます。

1款農業集落排水事業費用。本年度予算額2億453万円、前年度予算額1億8,899万8,000円、比較1,553万2,000円の増でございます。主なものといたしまして、処理場費の2節光熱水費の電気料2,400万円でございます。こちらは、前年度と比べますと759万6,000円、46%の増でございます。

また、383ページから384ページにかけて記載してあります処理場等補修工事2,036万2,000円が前年度と比べますと897万2,000円、78%の伸びとなっております。こちらは、更新計画に基づきます両処理場の修繕工事などです。

続きまして、386ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款農業集落排水事業資本的収入。本年度予算8,691万9,000円、前年度予算額4,825万1,000円、比較3,866万8,000円の増でございます。前年度に比して受益者分担金が120万増えております。こちらは、実績等に基づく見込みであります。そのほとんどが新築住宅でして、広報しんとう、ホームページによるPRや、昨年は村づくり祭に出店するなどして既存住宅の接続普及に努めましたが、なかなか結果を出せておりません。新年度は公共と農集共に既存住宅の接続に力を入れていきたいと考えております。

最後に、387ページ、農業集落排水事業資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額9,258万7,000円、前年度予算額8,354万4,000円、比較904万3,000円の増でございます。公共ます設置工事、マンホールポンプ修繕工事に係る費用となっております。

最後となりましたが、ライフラインとしての下水道を整備し、しっかりと守っていくことを念頭に、新年度も課員一同で頑張っていきます。よろしく願いいたします。

以上で、議案第26号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第26号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第25 報告第1号 専決処分について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）

○議長（小山久利君） 日程第25、報告第1号 専決処分について（群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書は80ページ、議案参考資料は191ページでございます。

議案書81ページに専決処分書がついてございます。

地方自治法第180条1項に規定に基づく、議会の委任による長の専決処分事項の指定についてによりまして、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議を専決処分したものでございます。

専決処分は、本年2月10日付で行ったものでございます。

議案参考資料、規約変更の事由というところございますけれども、規約変更の事由といたしまして2点ほどございます。1点目が、桐生地域医療組合の名称が本年4月1日から桐生地域医療企業団と変更されるということによるもの。そして、2点目といたしまして、吾妻環境施設組合が新たに組合の組織団体となり、非常勤職員の公務災害の補償事務の共同処理を、同じく本年4月1日から行うということによる改正でございます。

192ページ、193ページに新旧対照表がついてございますけれども、別表1が組織団体を規定するものでございますけれども、ちょっと細かくて見づらいかもしれませんけれども、下線それと太字にしてございます。改正前が桐生地域医療組合、改正後が桐生地域医療企業団。それと、下のほうになりますけれども、群馬東部水道企業団の次に吾妻環境施設組合を新たに加えるというものでございます。

別表第2については、共同処理する事務と団体を定めているものでございますけれども、この表のうち、先ほど申し上げました、非常勤特別職の公務災害の関係の事務のところ、193ページにありますけれども、桐生地域医療組合の名称変更に伴う改正、それと吾妻環境施設組合が新たに加わるという改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時16分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ここで上下水道課長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 発言の機会をお与えいただきまして、感謝申し上げます。

議会の皆様には予算書の差し替えをお願いし、お詫びを申し上げます。

左側にページも書いてあるんですけども、私のほうで先ほど議案第18号、ページで言いますと45ページのところです。こちらのほうにおきまして、第4条のところ、旧は「公営企業補助金の合計額を改める」というものが第4条に書いてあったんですけども、先ほど説明いたしましたとおり、起債限度額の変更もございました。先ほど口頭では説明したんですけども、45ページの資料が間違っておりました。差し替えをし、お詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（小山久利君） ここで休憩を取ります。再開を3時30分といたします。

午後3時18分休憩

午後3時30分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元の配付資料に議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 追加日程第1、議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第40号の榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

資料につきましては、追加議案書、追加議案参考資料、それぞれ1ページをご覧ください。

説明は議案参考資料により説明させていただきます。

概要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免についてですが、現行は国民健康保険税の納期限が令和5年3月31日としておりますが、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものについても減免の対象とすると改正をお願いしたいものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症については5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、保険税の減免については令和4年度相当分の保険税までで終了するとされておりまして、ただ3月等に国保資格等を取得した方が該当になった場合が納期限が令和5年4月1日以降になってしまうため、この方たちも対象にするための改正でございます。

施行日ですが、公布の日から施行するというところでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第40号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎追加日程第2 議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 追加日程第2、議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料については、3ページからになります。

議案参考資料3ページをお願いします。

内容につきましては、先ほど説明しました国民健康保険税の減免についてと同様のものになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免についてで、現行納期限を令和5年3月31日としているところを、令和4年度以前の年度分の介護保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものについても減免の対象とするという改正でございます。

施行日は、公布の日からということです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第41号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時35分散会

令和 5 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 4 日 (火)

令和5年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和5年3月14日（火曜日）

議事日程 第3号

令和5年3月14日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第27号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第28号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第29号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第30号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第31号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第32号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第33号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第34号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第35号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第36号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第14 議案第 4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第21 議案第 9号 村道の路線の認定について
- 日程第22 議案第10号 村道の路線の変更について
- 日程第23 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第24 議案第11号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について

- 日程第25 議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第31 議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第32 議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について
- 日程第33 発委第1号 令和5年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書の提出について
- 日程第34 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第35 議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第41 議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算について
- 日程第42 選挙第1号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第43 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第44 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第45 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第47 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第48 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第48まで議事日程に同じ

追加日程（1号）

追加日程第1 南千晴議員の議員辞職の件について

追加日程第2 小山久利議員の議員辞職の件について

追加日程第3 議長選挙について

追加日程第4 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙について

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 局長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
--------	-------	-----	--------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第27号 公平委員会委員の選任について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第27号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 議案第27号 公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、榛東村公平委員会の委員である高橋弘二さんが、本年6月8日をもって4年間の任期が満了となります。

高橋さんは、平成27年6月9日に公平委員会の委員に選任されました。平成29年9月からは委員長に就任するなど、ほかの委員からも信望の厚い方でいらっしゃいます。就任以来2期8年間にわたり、公平委員会の委員として公平公正にその職務を遂行していただきました。

つきましては、引き続き高橋さんを公平委員会の委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、本年6月9日から令和9年6月8日までの4年間であります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第27号 公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

-
- ◇
- ◎日程第 2 議案第 28号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 3 議案第 29号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 4 議案第 30号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 5 議案第 31号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 6 議案第 32号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 7 議案第 33号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 8 議案第 34号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 9 議案第 35号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 10 議案第 36号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 11 議案第 37号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 12 議案第 38号 農業委員会委員の任命について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第2、議案第28号 農業委員会委員の任命についてから日程第12、議案第38号 農業委員会委員の任命についてまで、以上11議案を会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第2、議案第28号 農業委員会委員の任命についてから日程第12、議案第38号 農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） ただいま一括してご上程をいただきました、榛東村農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期が、本年の5月13日をもって満了となります。後任者を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会等に関する法律第9条及び榛東村農業委員会の委員選任に関する規則の定めるところによりまして、委員候補者の募集を行った結果、定数12名に対し、18名の応募がありました。評価委員会における評価結果を尊重しまして、評価の上位11名を候補者として決定したものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第8条第6項において、農業委員会の所管に属する事項に関し、利害関係を有しないものが含まれるようにしなければなりませんとあります。中立的な立場の方を含める必要がありますが、中立的な立場に基づき推薦された候補者がいなかったため、中立的な立場の委員の選任が整い次第、改めて議会の同意を求める予定でございます。

初めに、議案第28号からご説明申し上げます。星野一郎さんは、昭和22年5月4日生まれでございます。住所は榛東村大字長岡921番地2。星野さんは地域で活躍する農業者であります。

続いて、議案第29号でございますけれども、萩原明美さんは、昭和34年1月4日生まれで、住所は榛東村大字長岡1226番地。萩原さんは地域で活躍する女性農業者であり、現在、農業委員であります。

第30号の柳岡稔さんは、昭和26年9月20日生まれで、住所は榛東村山子田1793番地。柳岡さんは認定農業者でありまして、現在も農業委員であります。

第31号の高橋裕さんでございますけれども、昭和31年7月11日生まれで、住所は榛東村大字山子田1283番地。高橋さんは現在も農業委員でございます。

次に、第32号の内海優司さんでございますが、昭和28年1月25日生まれで、住所は榛東村大字新井249番地。内海さんも農業支部長で、経験者でございます。

議案第33号でございますけれども、小山伸一さんでございます。昭和30年8月28日生まれで、住所は榛東村大字新井1847番地。小山さんは現、農業の最適化推進委員でございます。

第34号の飯塚綾子さんでございますが、昭和33年6月1日生まれで、住所は榛東村大字新井2159番地9。飯塚さんは現、地域で活躍する女性農業者であります。

次に、第35号の真下治彦さんでございます。昭和28年4月27日生まれで、住所は榛東村大字新井2845番地2。真下さんは農事支部長の経験者でございます。

次に、第36号の一倉伸一さんでございますが、昭和35年3月1日生まれで、住所は榛東村大字広馬場2670番地でございます。一倉さんは農事支部長経験者であり、現在、認定農業者の申請中でございます。

第37号の田嶋久実さんでございます。昭和26年4月27日生まれで、住所は榛東村大字広馬場139番地3。田嶋さんは地域で活躍する農業者であります。

最後になりますけれども、議案第38号、村上誠一さんでございますが、昭和44年2月2日生まれで、住所は榛東村大字広馬場2232番地で、村上さんは認定農業者でございます。

以上の11名を農業委員会委員として任命いたしたく、ご同意くださいますようお願い申し上げます。それではよろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

採決は個々に行います。

議案第28号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第29号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第30号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第31号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第32号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第33号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第34号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第35号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第36号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第37号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第38号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第13 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第13、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第14から議事日程第19までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 去る2月28日本会議において当委員会に付託されました議案第4号及び議案第7号について、一括して審査報告を行います。

3月7日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係

課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る2月28日本会議におきまして当委員会に付託されました議案第5号、議案第6号、議案第40号、議案第41号について、一括して審査報告を行います。

3月8日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 各常任委員会委員長から議案審査報告が終了いたしました。

◇

◎日程第14 議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第4号 榛東村財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第5号 榛東村子ども・子育て会議条例及び榛東村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 16 議案第 6 号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第6号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 17 議案第 7 号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第7号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第40号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第41号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第20 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第20、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第21及び議事日程第22について報告をお願いいたします。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告を行います。

去る2月28日本会議におきまして当委員会に付託されました議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して審査報告を行います。

本件は委員において現地確認を行い、執行からの説明を受けました。

慎重審議の上、採決の結果、議案第9号 村道の路線の認定及び議案第10号 村道の路線の変更につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。



◎日程第21 議案第9号 村道の路線の認定について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第9号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第9号 村道の路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第10号 村道の路線の変更について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第10号 村道の路線の変更についてを議題といたします。
委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第10号 村道の路線の変更について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第23 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第23、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第24から議事日程第31までの付託した議案に対して報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る2月28日、本会議におきまして委員会付託とされました議案第11号から議案第18号までのうち、当委員会に付託されました議案に対し、一括審査報告を行います。

3月7日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第11号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、変換器の更新等の予算計上について質疑があり、経年劣化による影響は多少見受けられるが、本補正予算には計上は行っていないとの答弁がありました。

慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 令和4年度榛東村下水道事業補正予算（第5号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る2月28日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号について、一括して審査報告を行います。

3月8日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費が減額となった理由について質疑があり、当初の見込みより療養給付費や高額療養費の支出が少

ないため、減額となっている。特定の疾病や要因については分析はできていないが、被保険者数が減少していることも要因の一つと考えられるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の内容について質疑があり、後期高齢者医療広域連合納付金は、村が被保険者から徴収した保険料や必要な事務費を広域連合に納付するものである。減額の理由は、主に被保険者から徴収する保険料が減額になったため、納付金を減額するものであると答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、介護予防支援費の減額理由について質疑があり、全体的に利用者を多く見込んでいたため、実績に応じて減額するものであるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 各常任委員会委員長から議案審査報告が終了いたしました。



◎日程第24 議案第11号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について

○議長（小山久利君） 日程第24、議案第11号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第11号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について、委員長報告のとおり可決す

ることに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) について

○議長（小山久利君） 日程第25、議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第12号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告の
とおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) について

○議長（小山久利君） 日程第26、議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第13号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第27、議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。
委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 学校給食事業特別会計補正予算について、委員長に質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 中島議員、介護保険特別会計補正予算（第3号）ですが。

○5番（中島由美子君） 失礼しました。

○議長（小山久利君） 訂正……

○5番（中島由美子君） 訂正します。

○議長（小山久利君） じゃ、取り消してください。

5番。

○5番（中島由美子君） ただいまの質問を取消しさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第14号 令和4年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第28 議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第4号）について

○議長（小山久利君） 日程第28、議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。
委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほどは失礼いたしました。
令和4年度の最後の補正予算ということでございますが、コロナ禍が一旦収まって、5類移行というのが見えてきたと。この補正予算の中には5類移行に合わせた学校給食の取組、今までとちょっと違った取組等を検討される予算になったかどうかということと、その内容について質問があったかなかったかということをお尋ねします。

○議長（小山久利君） 12番南議員。
〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 令和4年度の学校給食事業特別会計補正予算ということで、今、中島議員からお話がありましたけれども、そういった関係の質疑等は委員会の中では出ませんでした。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第15号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第29 議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
（第2号）について

- 議長（小山久利君） 日程第29、議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第16号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第30 議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）
について

○議長（小山久利君） 日程第30、議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第17号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり
可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第31 議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）
について

○議長（小山久利君） 日程第31、議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第18号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第32 議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第32、議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

清水予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る2月28日、本委員会に付託されました議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について、3月2日に委員会を開催し、委員全員、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

本年度は昨年度までの審査方法を変更し、初めに各所属長から予算の概要について説明を受け、歳入予算について質疑応答を行い、次に、歳出予算について款別に質疑応答を行いました。

歳入予算については、統一地方選挙及び群馬県知事選挙に係る交付金のほか、地域子育て支援事業のうち保育所等整備交付金を活用した新保育園建設による待機児童数の見込みについて質疑があり、本事業の実施により待機児童はなくなるものと見込まれるとの答弁がありました。

1款、2款及び9款に係る歳出予算については、消防自動車の更新や耐震性貯水槽の整備計画について質疑がありました。また、外側線やカーブミラーの設置に関する基準の有無や選定について質疑があり、自治会や関係者からの申出を整理し、優先順位をつけて整備を行っているとの回答がありました。

3款、4款に係る歳出予算については、社会福祉協議会やふれあい館への補助金や委託料が減少している理由や、次世代育成支援事業費補助金の内容について質疑がありました。また、住民健診委託

料が昨年度に比べて減額となっている点について、コロナ前に戻り切らないため、実績に応じた予算編成となっているとの説明がありました。

5款から8款に係る歳出予算については、空き家のリフォーム補助金制度や多面的機能支払交付金事業の実施団体等について質疑がありました。また、農業用水に係る電気料の大幅な増額について質疑があり、今までと同様に電気料削減に向けて継続して努力をお願いしたいなどの意見がありました。

10款以降に係る歳出予算については、スクールカウンセラー事業の実施計画や防犯カメラの設置等について質疑がありました。また、防災中枢機能施設整備事業の発注方法に関する質疑に対し、工事費の総額を計上しており、発注方法は今後検討を行いながら実施していくとの回答がありました。

質疑終了後、直ちに採決を行い、賛成多数により、本委員会は令和5年度榛東村一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その執行については、地方自治法の規定に従い、住民福祉の増進とともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければなりません。当委員会として、令和5年度予算を執行する上で、要望事項を次のとおりまとめましたので、提出いたします。

予算審査特別委員会要望事項。

1、防犯灯の新設は、教育委員会と緊密に連携し、村民の安全な暮らしはもとより、児童生徒の安全確保にも有効なものとなるよう計画すること。

2、空き家等対策事業の実施に当たっては、除却に対する補助金制度が見直されたことから、リフォーム補助金とあわせて、積極的な事業の周知と移住定住の促進に努めること。

3、テニスコート維持修繕工事において、マイクロプラスチックの河川への流出等による環境問題を考慮し、環境に配慮した製品の導入を検討するとともに、運営においては、施設の魅力の発信とともに、有効活用を図ること。

令和5年3月14日、予算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま委員長より慎重審議の委員会の内容を説明いただきました。その中で、防災中枢機能の工事の発注方式について、今後検討していくという執行側の回答があったということでございましたが、その中で具体的に、副村長のほうから競争入札やプロポーザル方式などという具体名が挙がっておりましたけれども、そのようでもよろしかったでしょうか。

○議長（小山久利君） 中島議員、議員も同席しての特別委員会だったんで、経過及び結果について

の質疑なんで。十分ご承知のとおりだと思うんですが。

○5番（中島由美子君） もちろんその上で質問しています。回答をお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

10番清水議員。

〔予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） それでは、お答えします。

副村長がこのように答弁をなさっております。「あくまで総額を予算計上しているだけで、発注の仕方というのはこれからいろいろな方法はあるかと思えます。プロポーザル方式もあるし、一般競争入札もあるし、指名競争入札もあるし、そのような段階で今後詰めていくということで、総体的な金額を計上したということだけであります」と答弁されております。そのほか詳しいことは、委員全員出席、委員会にしておりますので、ご承知のとおりです。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 予算委員会で慎重審議をさせていただきました中で、あと一点、質問させていただきます。

防災中枢機能の関係ですが、間取り等の質問を行ったと。居室等について間取りの質問を行ったところ、令和3年12月に行われた全員協議会で基本設計について説明したものとほぼ変わっていないということで、今回は担当の文教委員会のみで説明することが大事ということで、総務委員会は聞いておらないというような内容が審議されましたけれども、そのような足達局長の回答でよかったでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほど語尾が足達局長に確認しているように聞こえたということでございますが、そういう内容が委員会の中でありましたかどうかということ予算特別委員会委員長、清水健一委員長にお尋ねします。あったかどうか聞いております。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

10番清水議員。

〔予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） その質疑はありました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第19号 令和5年度榛東村一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第33 発委第1号 令和5年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書の提出について

○議長（小山久利君） 日程第33、発委第1号 令和5年度榛東村一般会計予算執行に関する要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の要望事項に基づき、要望書を村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時50分といたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

清水議員より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

10番清水議員。

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 先ほど答弁で質疑があったと申し上げましたが、教育委員会事務局長の発言につきましては、会議録を確認していただければ正確な発言内容がわかりますので、後日確認をお願いいたします。

◇

◎日程第34 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第34、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第35から議事日程第41までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る2月28日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第24号から議案第26号までの議案に対し、一括して審査報告を行います。

3月7日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につきましては、慎重審議の上、採決

の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算につきましては、新北部浄水場建設事業における関係部署との協議の状況について質疑があり、隣接するふるさと公園と耳飾り館を所管とする産業振興課や教育委員会との協議は実施済みであるとの答弁がありました。また、水道管の耐震管への更新状況に関する質疑に対し、令和4年度に更新計画を策定し、現在、村内約90キロメートルに及ぶ更新事業に取り組んでいるとの答弁がありました。

慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る普及率について質疑があり、現在の状況について説明がありました。また、事業の経営状況についての質疑に対しては、接続を推進することで経営強化につながるなどの答弁がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る2月28日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号について、一括して審査報告を行います。

3月8日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算につきましては、県内における本村の保険料の状況について質疑があり、本村の保険料率は過去には県内で上位であったが、段階的に引下げを行い、現在は県平均を下回っていると答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域家連合納付金が本年度より増額となっている理由について質疑があり、後期高齢者の人数が増えているため、保険料の徴収見込額が増額することで、納付金額も増額となるものであるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の制限緩和による予算への反映の有無について質疑があり、感染症の流行当時は開催できなかった介護予防教

室なども年々再開を始めている。必要な教室等を実施しながら会議予防に努めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算につきましては、慎重審議の上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 各常任委員会委員長からの議案審査報告が終了いたしました。

◇

◎日程第35 議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第35、議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第20号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第36 議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第36、議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ

いてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第21号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第37 議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第37、議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第22号 令和5年度榛東村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決すること

に賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第38 議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第38、議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

[5番 中島由美子君発言]

○5番（中島由美子君） 令和5年度の榛東村学校給食事業特別会計予算を文教委員会でご審議いただいた結果として、令和5年度は給食費は完全無料化になるのかどうかという審議があったかどうかお尋ねします。

○議長（小山久利君） 12番南議員。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） そのような質疑はございませんでした。

○議長（小山久利君） 5番。

[5番 中島由美子君発言]

○5番（中島由美子君） 今、学校給食の無料化についての審議はなかったということでございますが、委員会の中では現在の一部無料化ということで、その先についてのご議論もなかったということよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 12番。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 委員の方からそのような質疑はございませんでした。審議の内容につきましては、会議録等もご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第23号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第39 議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第39、議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第24号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第40、議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第25号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第41 議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第41、議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第26号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第42 選挙第1号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（小山久利君） 日程第42、選挙第1号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました榛東村選挙管理委員会委員及び補充員は、令和5年4月30日をもって任期満了となります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選することに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時8分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

初めに、選挙管理委員会の氏名、住所を申し上げます。

委員、岩田正一氏、長岡1161番地1。委員、青木繁氏、山子田400番地。委員、蜂巢初男氏、新井3508番地2。委員、石坂二三雄氏、広馬場57番地。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員会委員として当選人と決定いたしました。

次に、補充員を指名いたします。

補充員、岩田智氏、長岡428番地。補充員、土屋武夫氏、山子田714番地4。補充員、齋藤賢司氏、新井2862番地4。補充員、高橋成東氏、広馬場2078番地2。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を補充員として当選人と決定いたしました。

次に、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の補欠、繰上げ順序についてお諮りいたします。

選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の補欠、繰上げ順序は、欠員を生じた委員の選出地区に優先するものと思いたいと思います。また、さらに欠員が生じた場合は名簿記載順とし、ただいま指名いたしました順序にしたいと思いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、よって、選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の補欠、繰上げ順序は、欠員を生じた委員の選出地区を優先するものとし、さらに欠員を生じたときは、お手元にあります名簿記載順とすることに決定いたしました。



◎日程第43 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第43、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすること

に決定いたします。

◇

◎日程第44 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第45 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第47 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第44、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第47、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第44から日程第47までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第48 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第48、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域市町村圏振興整備組合議会議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） 令和5年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和5年2月17日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和5年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案第1号及び議案第2号は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議及び群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第3号及び議案第4号は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の個人情報の保護に関する法律施行条例及び審査会条例について、議案第5

号から議案第9号は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例等の所要の条例制定及び改正について、議案第10号は、令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算について、議案第11号は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担分布割合について、議案第12号は、令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について、議員発議により、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例について、以上、議案13件が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水健一議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 南千晴議員の議員辞職の件について

○議長（小山久利君） 追加日程第1、南千晴議員の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、南千晴議員の退場を求めます。

〔12番 南 千晴君退場〕

○議長（小山久利君） 議会事務局長に辞職願を朗読していただきます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） 辞職願。今般、一身上の都合により本日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。榛東村議会議長、小山久利様。令和5年3月14日、榛東村議会議員、南千晴。

以上でございます。

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

南千晴議員の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、南千晴議員の辞職を許可することに決定いたします。

南千晴議員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

〔12番 南 千晴君入場〕

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ここで、南千晴議員からご挨拶の申出がございましたので、これを許可いたします。

12番南千晴議員。

○12番（南 千晴君） 本日、このような発言の機会をいただきまして本当にありがとうございます。ここに立つと、いろんな思いがこみ上げてきてきて。

本当に榛東村の大事な議席を預からせていただきまして、約16年がたとうとしています。26歳で初当選してから、旧役場の議場が初登場でありましたけれども、本当に先輩議員をはじめ多くの議員の皆様にお世話になりまして、そのときそのときの村の課題、もちろん議案だったり、議会運営だったり、議会だよりの編集だったり、本当に多くの議論をいろんな議員の皆様と交わしてきたこと、本当に語り尽くせない多くの経験をさせていただきました。それが今の私の糧になっております。

平成29年からは、第23代の榛東村議会議長を4年間、議会の代表の職を務めさせていただきました。その中で妊娠、出産、育児とそういった議員活動との両立ということで、そのような課題にも向き合いつつ過ごさせていただきましてけれども、その中で議員皆様の温かいご理解とご協力を賜ったおかげで、乗り切ってくることができました。改めまして、これまでの議員の皆様、皆さんに本当にお力添えをいただいたことに、心からの感謝と厚く厚く御礼を申し上げます。

また、真塩村長をはじめ執行の皆様にもこれまで長きにわたり、立場は議員と執行ということで違いますけれども、村民の声に答えるために一緒に汗を流して働かせていただきましたこと、そして限りないご支援とお力添えをいただきましたことに、深い感謝と心から厚く御礼を申し上げます。これからはまた今までと違ったことで村のために力を尽くしていきたいと思っておりますので、引き続きのご指導のほどよろしく願いいたします。

最後に、村民皆様に心からの感謝を申し上げ、辞職に対する御礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小山久利君） ここで、暫時休憩いたします。

〔12番 南 千晴君退場〕

午前11時36分休憩

午前11時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど私から副議長へ議員辞職願を提出させていただきました。

私に係る一身上の事件になりますので、議長を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○副議長（清水健一君） それでは、会議を再開いたします。

議長の職務をさせていただきます。

◇

◎追加日程第2 小山久利議員の議員辞職の件について

○副議長（清水健一君） 追加日程第2、小山久利議員の議員辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小山久利議員の退場を求めます。

〔11番 小山久利君退場〕

○副議長（清水健一君） 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） 辞職願。今般、一身上の都合により本日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。榛東村議会副議長、清水健一様。令和5年3月14日、榛東村議会議員、小山久利。

以上でございます。

○副議長（清水健一君） お諮りいたします。

小山久利議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水健一君） 異議なしと認め、小山久利議員の辞職を許可することに決定いたしました。

小山久利議員の入場を許可いたします。

〔11番 小山久利君入場〕

○副議長（清水健一君） ここで、小山久利議員からご挨拶の申出がございましたので、これを許可いたします。

小山久利議員。

〔11番 小山久利君登壇〕

○11番（小山久利君） 先ほどは私の一身上の都合により、議員辞職についてご賛成をいただき誠にありがとうございます。

こうして議長という職にもかかわらず、皆さんに多大なご迷惑をおかけいたしましたことに、まずもっておわび申し上げます。

辞職に際して、一言ご挨拶申し上げます。

本当にいろいろな面で熟慮しながら考え、決断をしたわけでございます。遡れば、平成23年4月24日執行の補欠選挙から今日までの12年間、村民また議員の皆様、そして執行の皆様には大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

これにて辞職の挨拶とさせていただきます。本日までありがとうございました。

〔11番 小山久利君退場〕

◇

◎追加日程第3 議長選挙について

○副議長（清水健一君） 追加日程第3、議長選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により投票としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水健一君） 異議なしと認め、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（清水健一君） ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1番齊藤将史議員、2番須田仁美議員、3番三俣実議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

なお、投票は単記無記名です。候補者をフルネームで記入してください。

暫時休憩といたします。

〔投票用紙配付〕

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○副議長（清水健一君） それでは、会議を再開いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（清水健一君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（清水健一君） それでは、記入をお願いします。
それでは、書けましたでしょうか。
それでは、順番に投票をお願いいたします。
事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、順番にお名前をお呼びいたしますので、投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼、各議員投票〕

○副議長（清水健一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（清水健一君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
直ちに開票を行います。

立会人の1番齊藤将史議員、2番須田仁美議員、3番三俣実議員は立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（清水健一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

有効投票のうち

生方勇二議員 6票

清水健一議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、生方勇二議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（清水健一君） ただいま議長に当選されました生方勇二議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました生方勇二議員に議長就任の挨拶をお願いいたします。

生方勇二議員。

〔議長 生方勇二君登壇〕

○議長（生方勇二君） ただいま皆様から信頼をいただき、榛東村議会議長に選任を賜り、心から感謝を申し上げます。その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

地方自治の本旨に従い、議会と執行部は共に切磋琢磨して社会福祉をはじめとした村民生活の向上に努めていかなければなりません。本村の発展のため、円滑な議会運営に努め、様々な課題に対し、迅速かつ確かな施策を実現できるよう力を尽くしてまいり所存でございますので、皆様の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（清水健一君） 以上をもちまして、議長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎追加日程第4 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙について

○議長（生方勇二君） 追加日程第4、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙を議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合の議員につきましては、広域規約第5条において、本村は3人と定められております。また、広域規約第6条において、1人は議長の充て職、残る2人については議会議員のうちから選挙すると定められております。

お諮りいたします。

ただいま欠員となりました1名の組合議員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

善養寺孝議員を渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、善養寺孝議員が渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

当選されました善養寺孝議員が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

◎議長挨拶

○議長（生方勇二君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

2月27日の開会以来、本日までの16日間、6人の議員による一般質問のほか、新年度予算や条例改正などの議案について熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、私ごとではございますが、先ほどは小山議員の辞職により議長選挙が行われ、新たに議長として選任いただきました。村民の負託に応えられる議会として議会運営、議会活動を行ってまいりたいと存じますので、改めて皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスは本年5月から感染症法の位置づけが5類へ移行することになりましたが、今後の医療体制の充実やマスク着脱の判断など、移行に伴う課題が山積しております。周りの状況を見極め、身近な感染対策を行いながら、一日も早く安心して生活ができる世の中になることを心からお祈り申し上げます。

朝夕の肌寒い日が続いておりますが、日増しに暖かくなり、桜の便りとともに春の訪れを感じる季節となりました。議員各位をはじめ執行部の皆様も健康に十分留意されるとともに、今後も議会並びに村の発展のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（生方勇二君） 以上で令和5年第1回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時2分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会前議長 小 山 久 利

榛東村議会副議長 清 水 健 一

榛東村議会議員 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 清 水 健 一